

熊本大学法学部
における組織評価
自己評価書

平成 26 年 9 月 30 日
3. 法学部

目次

I 熊本大学法学部の現況及び特徴	2
II 教育の領域に関する自己評価書	5
1. 教育の目的と特徴	6
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	7
3. 観点ごとの分析及び判定	7
4. 質の向上度の分析及び判定	41
III 研究の領域に関する自己評価書	43
1. 研究の目的と特徴	44
2. 優れた点及び改善を要する点	45
3. 観点ごとの分析及び判定	45
4. 質の向上度の分析及び判定	58
IV 社会貢献の領域に関する自己評価書	59
1. 社会貢献の目的と特徴	60
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	61
3. 観点ごとの分析及び判定	61
4. 質の向上度の分析及び判定	71
V 国際化の領域に関する自己評価書	73
1. 国際化の目的と特徴	74
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	75
3. 観点ごとの分析及び判定	75
4. 質の向上度の分析及び判定	86
VI 男女共同参画に関する自己評価書	87
1. 男女共同参画の目的と特徴	88
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	89
3. 観点ごとの分析及び判定	89
4. 質の向上度の分析及び判定	95
VII 管理運営に関する自己評価書	97
1. 管理運営の目的と特徴	98
2. 優れた点及び改善を要する点の抽出	99
3. 観点ごとの分析及び判定	99
4. 質の向上度の分析及び判定	117

I 熊本大学法学部の現況及び特徴

1 現況

(1) 学部等名：熊本大学法学部

(2) 学生数及び教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

：学生数 9 4 2 人、専任教員数（現員数）：3 2 人、助手数（1 人）

2 特徴

(1) 法学部は、昭和 54（1979）年度の法文学部の分離・改組による発足後、今日に至るまで、一貫して、社会の要請、学問の発展、学生の意識の変化等に対応すべく、望ましい法学部教育をめざして幾多の改革を行ってきた。その中でも、平成 16 年度の改革、すなわち、平成 16 年度から実施された国立大学の法人化により、法学部教育においてもその目的の達成が外部機関から評価されることとなり、法学部の教育目的の達成をいかに確実にを行うかが課題となっていた。また、高等教育の制度設計上、学部教育と大学院教育との役割分担が明確になり、法学部では専ら法学に関する基礎教育を、大学院では法学に関する専門教育を行う必要性が出てきた。さらに、平成 16 年度には法科大学院（熊本大学大学院法曹養成研究科）が設置され、法学部から法科大学院への専任教員の移動が不可欠となり、基本法学科目の削減が余儀なくされたのであるが、平成 16 年度カリキュラムを実施していく中で法学に関する基礎教育という法学部の教育目的に照らして問題が指摘されたことにより、カリキュラム検討委員会を設置して平成 20 年度カリキュラムを作成した。その後、平成 20 年度カリキュラムの問題点を検証して、現行の平成 25 年度カリキュラムを作成し、実施している。

(2) 法学部は、人材養成目標を次のような二つの視点から設定しており、その第 1 は社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点であり、第 2 は地域に対する法学部の貢献という視点である。このような人材養成目標の視点に立って教育を行うこととしている法学部では、学生の進路に対応した教育を重視して、次のような三つの人材養成目標を設定している。①企業法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。②公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。③法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人材の養成。このような人材養成目標を達成するための法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人材を育成することにある。この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて、社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいう。このような教育目的を達成するために、法学部は、シラバスに授業の達成目標・授業内容・評価方法等を明示し、講義科目のほかに 1 年次から 4 年次まで演習科目を必修とし少人数教育を徹底するとともに双方向・多方向型授業を展開し、CAP 制度、クラス担任制、オフィスアワー制度、進級制度など教育効果を上げるための制度を取り入れた教育活動を行うことを特徴としている。

(3) 法学部は、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地方自治体や地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と本学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③法学部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、冊子体にまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。これらの特徴を有する活動を今後も継続していくことにより、法学部が取組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整

備、さらに社会貢献・地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っている。

3 組織の目的

(1) 教育に係る法学部の目的としては、社会の「法化」に伴いそれを担う人材の養成という視点と地域に対する法学部の貢献という視点、という二つの視点が重要である。前者の視点では、司法制度改革審議会の提言などにより、国民が容易に自らの権利・利益を確保、実現できるよう、そして事前規制の廃止・緩和に伴って、弱い立場の人が不当な不利益を受けることのないよう、国民の間で起きる様々の紛争が公正かつ透明な法的ルールの下で適切かつ迅速に解決される仕組みの整備が進められてきたことや、このような仕組みが社会の主要な場面で効果的に機能するためには、一定水準の資質と能力を備えた法の担い手、すなわち、企業・行政・NPO・市民社会において法の担い手となる人財や各種の法律実務家が必要となることから、法学部は、効果的にこれらの人財養成の一翼を担う責務があるということである。後者の視点では、本学部は、九州の中央部に位置する中核大学の法学部として、グローバル化の下で、当地域においても増大しつつある新たな法的・政策的ニーズに応える必要がある。このような地域のニーズは、まず、社会の「法化」の進行に伴って、地域社会の諸領域で法的紛争を予防・解決する必要性が増大してきたことがあげられ、次に、地方分権化の進行に伴って、地域主導型で公共政策を形成する必要性が増大してきたことがあげられる。これら2つのニーズを背景として、法学部教育には、企業や社会の中で紛争の法的な予防や解決を担い手となる人財及び公共政策の形成や政策法務を担い手となる人財の養成が期待されているということである。このような二つの社会的要請や期待に応える教育を行うため、法学部では、法学科1学科から構成されており、教養教育及び学部共通の専門基礎教育を2年次後期まで実施して、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3年次から進路指向型のコース制（法学コース・公共政策コース）を採用し、法学コースでは法的に問題を解決する基礎能力を修得するための教育、及び公共政策コースでは政策的視点から問題発見・分析・解決・評価を行う基礎的能力を修得するための教育を行っている。このような教育を実質化するため、学生の受け入れについては、次のようなアドミッション・ポリシー、すなわち「①法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人、②他者・社会・公共への関心を持ち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人、③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人、④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人」を定めて、各種入学試験（①センター試験・前期日程試験、②③後期日程試験、②③④推薦入学試験）と対応した選抜方法を採用し、入学者を受け入れている。さらに、「カリキュラム編成の方針」及び「学位授与の方針」を定め、法学部として組織的に、①法的ないし政策的に「考える力」・「表現する力」・「議論する力」、②法と政策の双方向から現実の社会で生起する問題に対応しうる基礎的な力、③法的な考え方と政策的な考え方の基本を理解した上で法的思考や政策的思考の社会的な役割と限界を認識する力、④幅広い視野と総合的判断力をもって法的ないし政策的な考え方それ自体を批判的に認識する力、を育成することに努めている。また、2年次において「職業選択と自己実現」を開講し、3年次から進路指向型のコースを設け、民間企業、公務員及び大学院進学など学生が希望する進路に進めるような教育を目的としている。

(2) 法学部は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。法学部における研究を推進するため、本学部内に法学部教授会所属教員を主要な会員とする「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。

(3) 法学部は、本学の社会貢献・地域貢献の目的に沿って、地域社会からの要請を的確に把握し、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たし、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進することを目的としている。

(4) 法学部は、本学の国際化戦略に沿って、海外インターンシップの実施、国際奨学事業の実施、教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学生交流及び学術交流、学生の海外留学及び留学生の受入れ等の推進を目的としている。

Ⅱ 教育の領域に関する自己評価書

1. 教育の目的と特徴

法学部は、人財養成目標を次のような二つの視点から設定しており、その第1は社会の「法化」に伴いそれを担う人財の養成という視点であり、第2は地域に対する法学部の貢献という視点である。このような人財養成目標の視点に立って教育を行うこととしている法学部では、学生の進路に対応した教育を重視して、次のような三つの人財養成目標を設定している。①企業法務に必要な基礎的能力を備えた人財の養成。②公共政策の形成ないし政策法務に必要な基礎的能力を備えた人財の養成。③法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人財の養成。このような人財養成目標を達成するための法学部の教育目的は、法的知識を基礎として、法的に又は政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力をもった人財を育成することにある。この場合、「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいい、また、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力とは、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて、社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力をいう。このような教育目的を達成するために、法学部は、シラバスに授業の達成目標・授業内容・評価方法等を明示し、講義科目のほかに1年次から4年次まで演習科目を必修とし少人数教育を徹底するとともに双方向・多方向型授業を展開し、CAP制度、クラス担任制、オフィスアワー制度、進級制度など教育効果を上げるための制度を取り入れた教育活動を行うことを特徴としている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして、法学部では、受験生、在学生及びその家族、卒業生、卒業生の雇用者（公的機関や民間企業等）及び地域社会を想定して、受験生、在学生及びその家族からは各学生の将来の進路希望を達成できる教育カリキュラムを提供が期待され、卒業生、卒業生の雇用者及び地域社会からは法学及び公共政策学の知識を基盤とした課題解決能力の育成と地域社会への貢献が期待されている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

開講科目や授業内容の精選化を図るとともに教育内容及び教育方法を改善することにより、学業の成果及び就職や進学など進路決定の状況が堅実である。

【改善を要する点】

教育の実施体制として、教育内容の一層の充実及び教育方法の新たな展開を行うためには、専任教員数を増加させることが改善を要する点である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 教育活動の状況

観点 教育実施体制

(観点に係る状況)

法学部は、「①法学・政治学・経済学を学ぶ上で必要となる中等教育についての幅広い基礎学力をもっている人、②他者・社会・公共への関心をもち、他人の異なった意見に謙虚に耳を傾ける人、③自分の頭で柔軟かつ論理的にものを考え、率直に議論・対話できる人、④公正・公平を追求する心、地域的及び国際的な感覚をもっている人」というアドミッション・ポリシーを定めて、センター試験及び前期日程試験は①、後期日程試験は②③、推薦入学試験は②③④と各種入学試験の種類とアドミッション・ポリシーとを対応させた選抜方法を採用し、入学者を受け入れている。

法学部では、法的知識を基礎として、法的にまたは政策的に「考える力」、「表現する力」、「議論する力」を用いて、現代社会に生起する具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成するという教育目的のもとで、1学科2コース制を採用している。学部共通の専門基礎教育を2年次後期まで実施し、法学部としての共通教育を充実させるとともに、3年次から進路指向型のコース教育を導入している。3年次からのコース別教育として、法学コースと公共政策コースを設けている。法学コースでは、法的知識をもって活躍することを希望する学生や法科大学院進学を希望する学生に必要な教育を行っている。また、公共政策コースでは、政策形成能力を持って活躍することを希望する学生に必要な教育を行っている。これら2つのコースは、学生が自由に選択することができ、また、各コースで一定の選択必修科目の修得を必要とするが、その選択の範囲は広く設定されている。このような1学科2コース制で構成される本学部の収容定員は860人であるが、学生の収容定員と収容数に係る定員充足率は、毎年110%以下で推移しておりその増減の差も極めて小さくなっている。(資料 A-1-1-1-1) 収容定員860人に対して32人の専任教員数は、大学設置基準上の必要専任教員数を十分に満たすものであり、1学年の学生6.7人に対して1人の教員という割合は、法学部としての少人数教育を十分に可能とする体制である(資料 A-1-1-1-2)とともに確実に卒業生を送り出している。(A-1-1-1-3)

教員は、法文化論講座、市民法学講座、現代法政策論講座又は公共政策論講座のいずれかの講座に所属し(資料 A-1-1-1-4)、基礎法科目群、公法科目群、民法科目群、商法科目群、民事手続法科目群、刑事法科目群、社会法科目群、国際関係法科目群、政治学科目群、経済学科目群、アドバンスト科目群に分類される各種科目を担当する。(資料 A-1-1-1-5)

法学部の教育実施に関して、各年度の教育カリキュラムの実施に関する具体的な企画・立案は教務学生委員会が担当し(資料 A-1-1-1-6)、授業改善の取組についてはFD委員会が担当している。(資料 A-1-1-1-7) 平成20年度カリキュラムの問題点を検証し、平成25年度から新カリキュラムを実施している。(資料 A-1-1-1-8) (中期計画番号 K01,18,19)

上記教育の実施については、教務学生委員会やFD委員会での審議及び両委員会を担当する教務担当との連携の下、教授会に提案・審議されることにより、教員の教育力の向上や職員の専門性向上のための効果に結びついている。

資料 A-1-1-1-1 法学部の学生定員及び現員

平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度		
収容 定員	収容数	定員 充足率	収容 定員	収容数	定員 充足率	収容 定員	収容数	定員 充足率	収容 定員	収容数	定員 充足率
860 (20)	923 (21)	107%	860 (20)	919 (14)	107%	860 (20)	928 (5)	108%	860 (20)	937 (1)	109%

()は3年次編入で内数

(出典:全学保有データ及び法学部在籍学生数調べより作成)

資料 A-1-1-1-2 法学部専任教員数(H25.5.1 現在)

学 科	職 名				合 計
	性別	教授	准教授	講師	
法学科	男	14	9	0	23
	女	1	6	2	9
	計	15	15	2	32

(出典:熊本大学概要)

資料 A-1-1-1-3 過去5年の「標準修業年限内の卒業率」及び「標準修業年限1.5年内卒業率」

年度	標準修業年限 前の入学者数	標準修業年 限卒業生数	標準修業年限 内の卒業率	標準修業年限 ×1.5 前の入学者数	標準修業年限 ×1.5 学位授与件数	標準修業年限 ×1.5 学位授与率
21	213	174	82%	219	201	92%
22	218	179	82%	219	204	93%
23	211	170	81%	213	197	92%
24	216	170	79%	218	202	93%
25	210	173	82%	211	195	92%

※編入学者は除く。

※平成21年度の場合、「標準修業年限前の入学者数」は平成18年度入学者数を示す。

※平成21年度の場合、「標準修業年限×1.5前の入学者数」は平成16年度入学者数を示す。

※平成21年度の場合、「標準修業年限×1.5学位授与件数」は平成16年度入学者で平成19年度～平成21年度卒業生を示す。

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-1-4 講座別専任教員数(H25.5.1 現在)

講座名	教授	准教授	講師
法文化論講座	1	3	0
市民法学講座	5	5	2
現代法政策論講座	4	4	0
公共社会政策論講座	5	3	0
合 計	15	15	2

資料A-1-1-1-5 授業担当コマ数表(H25年度)

学 科	職名	教 養 科 目	社 会 連 携 科 目	基 礎 科 目 (外 国 語)	短 大 学 部 (日 本 国 語)	他 学 部 (日 本 国 語)	教 養 等 演 習 I II A	基 礎 演 習 I II	基 礎 演 習 A	選 択 演 習 I II	演 習 I II	外 書 講 読 (コ マ)	計	法学部専門科目		計 (部 合 計)	学 備 考			
法 学 科	伊藤 洋典				2		2	1			2		3	政治理論、政治思想史 I (西洋)、ジャーナリズムの現場から、特殊講義(国際イタレーション)	4	9				
	大澤 博明						0			1	2	2	5	政治史、外交史、総合演習	3	8				
	岡田 行雄						0	1					3	刑法Ⅲ(各論2)、刑事政策、特殊講義(少年法)、刑事法特論 I、刑事法特論Ⅱ	4	7	特論Ⅱは10 回担当			
	大日方信春					1	1		2		2	2	6	憲法Ⅱ(統治機構)	2	9				
	木崎 安和	1					1					2	2	4	債権各論Ⅰ(総則・売買等)、債権各論Ⅱ(賃貸借等)、民事法特論 I、民事法特論Ⅱ	2	7	特論Ⅰ・Ⅱ とも2回担 当		
	木村 俊夫		1				1	1				2	2	5	憲法Ⅰ(基本的人権)	2	8			
	鈴木 桂樹	1						1					2	2	4	政治過程論、現代政治論	2	7		
	遠山 聡			0 ・ 5				0	1 ・ 5					2	2	5	商取引法、保険法、民事法特論Ⅰ	2	7	特論Ⅰは3 回担当
	外川 健一	1						1	1	1	2	2		6	環境経済論	1	8			
	中内 哲					0 ・ 3		0	1 ・ 3		1	1	2	1	5	雇用関係法、労使関係法	2	7		
	林 一郎		1					1	1	1		2	2	6	国際法Ⅰ(総論)	1	8			
	深町 公信	1						1					2	2	2	国際法Ⅱ(各論)、国際機構論	2	5		
	山崎 広道							0				2	2	4	租税法	1	5			
	山田 秀							0	1	1	2	2	1	7	法の理論	1	8			
	吉岡 英美							0	1	1	2	2		6	経済学Ⅰ(経済学基礎・マクロ経済学)、国際経済論	2	8			
准 教 授 ・ 講 師	朝田 とも子	1					1	1			2		3	行政救済法Ⅰ、行政救済法Ⅱ	2	6				
	朝田 康禎		1				1				2	2	4	経済統計、職業選択と自己実現、特殊講義(職業選択の実践)	3	8				
	阿部 悠貴						0	1	1	2			4	国際関係論	1	5				
	池田 康弘	1					1	1		2	2		5	経済学Ⅱ(ミクロ経済学)、公共経済学	2	8				
	大脇 成昭						0	1			2		3	行政過程論Ⅰ、行政過程論Ⅱ、公法特論Ⅱ	3	6				
	倉田 賀世						0	1			2	2	5	社会保障法Ⅰ(総論)、社会保障法Ⅱ(各論)	2	7				
	澁谷 洋平						0	1			2	2	5	刑法総論	2	7				
	諏佐 マリ	1			1			2			2	2	4	経済法Ⅰ(総論)、経済法Ⅱ(各論)	2	8				
	苑田 亜矢			0 ・ 5				0				2	2	1	5	西洋法制史	1	6		
	館石 宏明				1 0			1 0						0			1	文学部科目 0 1科目あり		
	内藤 大海		0		0			0	1			2		3	刑事訴訟法	1	4			

資料 A-1-1-1-6 教授会申合せ事項目次

法学部教授会申合せ事項（教務関係）	
目 次	
1	定期試験等
2	法学部の追試験及び再試験について
3	法学部定期試験監督者留意事情
4	成績入力及び成績発表等について
5	科目等履修生（留学生）・学部研究生（留学生）の受入れ等について
6	願い出による休学・復学・退学の取扱いについて
7	編入学生の既修特得単位の取扱いについて
7-2	編入学生の履修方法について
8	転部学生の既修得単位の認定について
8-2	転部学生の履修方法について
9	留学に伴う履修の取扱いについて
10	単位互換（留学を含む）による成績標語と単位認定等について
11	非常勤講師枠の使用について
12	平成 16 年度カリキュラムにおけるコース分け及びクラス分けについて
12-2	平成 20 年度カリキュラムにおけるコース分け及びクラス分けについて
12-3	平成 25 年度カリキュラムにおけるコース分けについて
13	「共通科目」の授業のあり方について
14	演習・外書を 2 科目以上受講した場合の単位認定について
15	平成 15 年度以前に入学した学生の単位修得に関する特別措置
15-2	平成 16 年度以降 19 年度以前に入学した学生の単位修得に関する特別措置
15-3	平成 20 年度以降 24 年度以前に入学した学生の単位修得に関する特別措置
16	授業負担分とその調整について
17	ティーチング・アシスタント（TA）制度の運用について
18	共同実習室の利用ルール
19	自主ゼミ室の利用ルール
20	非常勤講師の採用につて
21	教職関係科目の取扱いについて
22	担任制について
23	留年学生に対する指導体制について
24	オフィスアワーについて
25	平成 16 年度カリキュラムにおける履修登録上限（CAP）の運用について
25-2	平成 20 年カリキュラムにおける履修登録上限（CAP）の運用について
25-3	平成 25 年度カリキュラムにおける履修登録上限（CAP）の運用につて
26	卒業論文の取扱いについて
	46

(出典：平成 25 年度教授会申合せ事項から抜粋)

資料 A-1-1-1-7 FD 委員会における活動状況

- 法学部 FD 委員会活動計画案
- 教員意見交換交流会の実施（月 1 回：定例教授会後）
 - 教員相互による授業参観（前後期各 1 回）
 - 基礎演習 I 担当者報告会（7 月開催）
 - 基礎演習 II 担当者報告会（9 月開催）
 - ハードウェア・ソフトウェア講習会の企画（新 LMS（e ラーニングシステム）やパワーポイントの実演など：総合情報統括センターに依頼）
 - 新シラバス説明会
 - 選択演習 A・B 担当者報告会
 - 学習成果に関するアンケート調査（卒業式時）
 - テーマ別 FD 交流会の実施（テーマについては教員にアンケート）
 - 講義・演習等の教授法について外部講師の招聘

(出典：FD 委員会作成教授会資料より抜粋)

資料 A-1-1-1-8 平成25年度カリキュラム

科目区分		授業科目	単位数			履修年次				CA P	備考
			必修	選択	必修	1年次	2年次	3年次	4年次		除外 科目
						前	後	前	後		
必修科目		基礎演習Ⅰ	2			☆					両コースとも全科目必修
		基礎演習Ⅱ	2				☆				
		演習Ⅰ	4					☆通年			
		演習Ⅱ	4						☆通年		
選択必修科目	法学分野	基礎法科目群	法哲学	2					○		法学コースの学生は、履修年次が3年次以上である授業科目の単位を10単位以上修得すること。
		法思想史	2					○			
		法社会学Ⅰ	2					○			
		法社会学Ⅱ	2					○			
		西洋法制史Ⅰ	2					○			
		西洋法制史Ⅱ	2					○			
		日本法制史	2					○			
	外国法	2					○				
	公法科目群	憲法Ⅰ（基本的人権）	4			○					●
		憲法Ⅱ（統治機構）	4				○				
		行政過程論Ⅰ	2				○				
		行政過程論Ⅱ	2					○			
		行政救済法Ⅰ	2						○		
		行政救済法Ⅱ	2						○		
		租税法Ⅰ	2						○		
		租税法Ⅱ	2						○		
	地方自治法	2						○			
	民法科目群	民法入門	2			○					●
		民法総則	2				○				●
		物権法	2					○			
債権総論		2						○			
債権担保法		2						○			
契約法		2						○			

	不法行為法	2							○						
	家族法	2							○						
商法科目群	会社法	4							○						●
	商取引法	2							○						
	手形法・小切手法	2							○						
	保険法	2							○						
	知的財産権法	2							○						
民事手続法科目群	民事訴訟法Ⅰ	2							○						
	民事訴訟法Ⅱ	2							○						
	倒産法	2							○						
	民事執行・保全法	2							○						
刑事法科目群	刑法総論	4						○							●
	刑法各論Ⅰ	2						○							
	刑法各論Ⅱ	2							○						
	刑事訴訟法Ⅰ	2							○						
	刑事訴訟法Ⅱ	2							○						
	刑事政策	2							○						
社会法科目群	雇用関係法	2							○						
	労使関係法	2							○						
	社会保障法Ⅰ	2							○						
	社会保障法Ⅱ	2							○						
	経済法Ⅰ	2							○						
	経済法Ⅱ	2							○						
国際関係法科目群	国際法Ⅰ	2							○						
	国際法Ⅱ	2							○						
	国際機構論	2							○						
	国際私法	2							○						
	国際取引法	2							○						
アドバンスト科目群	公法特論Ⅰ	2							○						●
	公法特論Ⅱ	2							○						●
	民事法特論Ⅰ	2							○						●
	民事法特論Ⅱ	2							○						●
	刑事法特論Ⅰ	2							○						●
	刑事法特論Ⅱ	2							○						●
科目区分	授業科目	単位数	履修年次				CA	備考							
		必 選 選	1年	2年	3年	4年	P	除外							

				修	択	択	次		次		次		科目			
							必修	前	後	前	後	前		後	前	後
選択必修科目	政治学・経済学分野	政治学 目群	政治過程論		2				○				公共政策コースの学生は、履修年次が3年次以上である授業科目の単位を10単位以上修得すること。			
			政治理論		2				○							
			政治史		2					○						
			外交史		2					○						
			政治思想史		2					○						
			行政学		2					○						
			公共政策論		2					○						
			国際政治学		2					○						
			国際関係論		2					○						
			比較政治論		2					○						
	比較行政制度論		2					○								
	現代政治論		2					○								
	経済学 目群	経済学入門Ⅰ		2				○								
		経済学入門Ⅱ		2				○								
		経済政策		2					○							
		経済統計		2					○							
		公共経済学		2					○							
		国際経済論		2					○							
		環境経済論		2					○							
金融論			2					○								
経営学			2					○								
地域政策		2					○									
選択科目	選択演習A			2		◇										
	選択演習B			2			◇									
	職業選択と自己実現			2		◇						●				
	ジャーナリズムの現場から			2		◇						●				
	外書講読			2			◇									
	インターンシップ			2					◇			●				
	海外インターンシップ			2	◇							●				
	卒業論文			2							◇					
	特殊講義Ⅰ			2		◇										
特殊講義Ⅱ			2					◇								

教職科目	哲学概論Ⅰ		2			◇		●	教員免許取得希望者に限る。 選択科目として卒業要件単位に算入される。
	哲学概論Ⅱ		2				◇	●	
	倫理学概論Ⅰ		2			◇		●	
	倫理学概論Ⅱ		2				◇	●	
	教育実習		3					◇通年	教員免許取得希望者に限る。 卒業要件単位に算入されない。
	教職実践演習 (高)		2					◇	

※1 ☆印は必修科目、○印は選択必修科目、◇印は選択科目を示す。

※2 3年次と4年次の中間に印のある授業科目は、3年次前期から4年次後期までのいずれかの学期に開講する。

(出典：2013年学生便覧 48頁、49頁)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部の教育目的を実現するために必要な教員が配置され、法学部として提供すべき科目等、カリキュラム編成が堅実であり、教務学生委員会やFD委員会を中心に問題点の改善に取り組んでいることなどから、教育の実施体制として関係者の期待に応えていると判断する。

観点 教育内容・教育方法

(観点到係る状況)

法学部では、カリキュラムの方針(資料 A-1-1-2-1)及び学位授与の方針(資料 A-1-1-2-2)を定めて教育課程を編成している。法学部教育における授業科目には、教養教育実施機構で開講される教養教育と法学部で開講される専門教育(必修科目、選択必修科目、選択科目)があり、熊本大学において必要とされる外国語や情報教育などの教養教育に加えて、法学部において必要な各コース共通の科目を学ぶ1・2年次向け科目と、法学部の人財養成目的に適応した進路指向型の教育を行う3・4年次向けの科目とに大別され、卒業要件として126単位以上の取得が必要である(資料 A-1-1-2-3)。

法学部では、社会経済の構造変化と国際的な相互依存関係や世界的規模での競争の中で、市民社会の健全な発展に貢献し、職業人として指導的な役割を果たす人財を育成するために、幅広い教養に裏打ちされた批判的思考力と総合的判断力を修得させることを重視して、これを担う科目群として全学で共通に実施される教養教育科目を位置づけている。

法学部における専門教育として、1・2年次に配当された専門科目は、法学と公共政策学を等しく学べるという本学部の特徴を示す科目群であり、法学部において必要とされる基本的科目と位置づけている。3・4年次に配当された専門科目は、進路志向別コースに分かれ、法学・政治学・経済学の分野から精選された基本科目を共通に学習し、法学部の教育に必要な専門の基礎・基本と幅広い視野を身につけることを目的としている。1・2年次には、少人数授業の基礎演習Ⅰ・Ⅱ(必修科目)を設け、高等学校から大学への転換教育を行うとともに、法学と社会科学の基礎を学習し、社会に対する問題関心を涵養しつつ、学習リテラシー技法の基礎を修得させる。さらに、少人数教育を徹底充実させるために、3・4年次には演習Ⅰ・Ⅱを設け、きめ細かな学習指導を行うとともに進路指導を行う。

法学部では、学生の多様なニーズに対応するためカリキュラムの考え方や特色にもとづく進路指向型の履修モデルを示して履修の便宜を図るとともに(資料 A-1-1-2-4)、熊本県

立大学総合管理学部、熊本学園大学経済学部及び商学部との間で三大学間単位互換制度を導入して相互に学生の受け入れ及び派遣を行い、本学部では開講されていない科目の履修を可能にしている（資料 A-1-1-2-5）。

さらに、必修科目や選択必修科目の他に、選択科目として特殊講義を開講し、個々の学生の興味関心に応じて、法や公共政策の背景にある人間、社会、文化、歴史、思想に関する理解を広めつつ、さらに発展的な専門基礎を広範かつ重層的に学び、法的及び政策的な考え方の意義と限界についての理解を深めるため、特定の専門領域に偏らない均衡のとれた専門基礎能力を有する人財養成に配慮している（資料 A-1-1-2-6）。また、3年次には、職業体験を通して進路についての意識を確かなものにするための体験型・実習型科目としてインターンシップ（協定型及び公募型）を設けている（資料 A-1-1-2-7）。さらにグローバル人財養成の一環として海外インターンシップを設け毎年学生を派遣している（資料 A-1-1-2-8）。

法学部における教育方法としては、講義科目及び演習科目ともに詳細なシラバスを作成し、授業計画書として学生全員に配布している（資料 A-1-1-2-9）。また、ティーチング・アシスタント（TA）として大学院生を任用し、学生の学習・生活の相談、議論の活性化等に役立っている（資料 A-1-1-2-10）。学生の主体的な学習を促すため、教務学生委員会が4月のガイダンス時に各学年ごとに全体的な履修指導項目に基づいて指導を行うとともに、前学期及び後学期の最初の演習科目授業において授業担当者が教務委員会から示される履修指導書に基づいて個別的な指導を行っている（資料 A-1-1-2-11）。さらに、全学年に履修登録上限（CAP）を設定し、学生が主体的に予習・復習を行うための時間的余裕を与えている（資料 A-1-1-2-12）。演習担当教員はクラス担任となって履修指導・成績管理・進路指導を行い（資料 A-1-1-2-13）、オフィスアワーを設けて補充的学習に活用し（資料 A-1-1-2-14）、GPA 制度（資料 A-1-1-2-15）及び3年次進級や演習Ⅱの履修に一定の単位取得数の要件を設定するなど（資料 A-1-1-2-16）、学習の進捗状況の数値化及び進級上の条件を設けて主体的な学習を促す取組を行っている。また、基礎演習Ⅰ・Ⅱの担当者会議や定例教授会日のFD懇談会時に効果的な教育方法の工夫が話し合われ、各授業にフィードバックしている。（中期計画番号 K03,14,15,16,17）

資料 A-1-1-2-1 本学部におけるカリキュラム編成方針

1) 法学コース

カリキュラム編成方針：＜体系性＞法学各分野の学問体系を基盤として科目群を構成し、法学全般を体系的に修得できるように教育課程を編成している。＜段階性＞1・2年次で法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目を学習した上で3・4年次では進路指向型のコース別教育により法学の専門的な素養を身につけるように配置された諸科目を履修する。＜個別化（進路への対応）＞主に企業就職、法科大学院への進学、資格試験の受験を志向する学生を対象として必要な科目群を設定し、学生の進路志向に適応した教育を行う。

2) 公共政策コース

カリキュラム編成方針：＜体系性＞法学、政治学、経済学各分野の学問体系を基盤として科目群を構成し、公共政策学全般を体系的に修得できるように教育課程を編成している。＜段階制＞1・2年次で法学、政治学、経済学の分野から精選された基本科目を学修した上で3・4年次では進路指向型のコース別教育により公共政策学の専門的な素養を身につけるように配置された諸科目を履修する。＜個別化（進路への対応）＞主に公務員など公的機関への就職を志向する学生を対象として、公共政策に関する現状分析、政策の企画、立案、評価に必要な科目群を設定し、学生の進路志向に適応した教育を行う。

（出典：法学部学生便覧3頁・4頁）

資料 A-1-1-2-2 本学部における学位授与方針

1) 法学コース

学位授与方針：学士課程教育において、「企業法務に必要な基礎的能力を備えた人財の養成」及び「法科大学院及び社会科学系大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人財の養成」を目標とし、特に「法的」に考え、表現し、議論する基礎的能力、すなわち実定法の解釈と適用を通じて社会の具体的問題を解決しうる基礎的能力を育成することを目的として、学習成果を達成すべく編成された教育課程を学修し、所定の単位を修得したものに、本コースの学位を授与する。

学習成果

【豊かな教養】

- ・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力を持っている。
- ・人間と社会と自然に関して深く理解している。

【確かな専門性】

- ・法学の基本的理論・概念について説明することができる。
- ・法学の研究手法を使用することができる。
- ・法的な考え方の役割と限界を認識している。

【創造的な知性】

- ・現実の社会に生起する問題を法的な考え方をを用いて見出し、解決方法を提示することができる

【社会的な実践力】

- ・紛争を法的に予防し、解決できる能力を備えている。

【グローバルな視野】

- ・国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力がある。

【情報通信技術の活用力】

- ・情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことができる。

【汎用的な知力】

- ・法的な手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく立案、形成、実施することができる能力を備えている。

2) 公共政策コース

学位授与方針：学士課程教育において、「公共政策の形成に必要な資質と基礎的能力を備えた人財の養成」及び「大学院進学に必要な基礎的能力を備えた人財の養成」を目標とし、特に、「政策的」に考え、表現し、議論する基礎的能力、すなわち法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成を通じて社会の具体的問題を解決しうる能力を育成することを目的として、学習成果を達成すべく編成された教育課程を学修し、所定の単位を修得したものに、本コースの学位を授与する。

学習成果

【豊かな教養】

- ・幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力を持っている。
- ・人間と社会と自然に関して深く理解している。

【確かな専門性】

- ・政策学の基本的理論・概念について説明することができる。
- ・政策学の研究手法を使用することができる。
- ・政策的な考え方の役割と限界を認識している。

【創造的な知性】

- ・現実の社会に生起する問題を政策的な考え方をを用いて見出し、解決方法を提示することができる

【社会的な実践力】

- ・社会に生起する問題を政策的に解決できる能力を備えている。

【グローバルな視野】

- ・国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力がある。

【情報通信技術の活用力】

- ・情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことができる。

【汎用的な知力】

- ・政策学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく立案、形成、実施することができる能力を備えている。
- ・政策的な考え方の社会的意味と限界を認識した上で、法的素養に裏付けられた政策の企画、立案、形成ができる。

(出典：法学部学生便覧 3 頁・4 頁)

資料 A-1-1-2-3 卒業要件単位数

◎卒業単位数一覧		単 位 数
区 分		
教 養 教 育	共通基礎科目 (基礎セミナー) (ベーシック) (情報基礎A) (情報基礎B)	4単位
	必修外国語科目 英語 6 初修外国語 6	12単位
	教養科目 社会連携科目 自由選択外国語科目 開放科目	16単位以上

	計	32単位以上
専 門 教 育	必修科目 (基礎演習Ⅰ) (基礎演習Ⅱ) (演習Ⅰ) (演習Ⅱ)	12単位
	選択必修科目 選択科目	82単位以上※
	計	94単位以上
合計(教養教育+専門教育)		126単位以上

※ 履修年次が3年次以上の選択必修科目の単位を、法学コースにあつては法学分野から10単位、公共政策コースにあつては政治学・経済学分野から10単位修得しなければならない。

* 3年次進級要件単位数 60単位以上

* 4年次演習Ⅱ履修条件単位数 81単位以上

(出典：学生便覧 11頁)

資料 A-1-1-2-4 本学部における履修モデル

(1) 法律職公務員モデル

このモデルは、法学コースに所属し、主として、公務員になることを希望している学生のためのモデルです。公務員職は、国家公務員総合職(中央省庁の幹部職員)、国家公務員一般職(国の出先機関の幹部職員)、地方公務員上級職(自治体の幹部職員)など行政に直接携わる職が代表的ですが、専門職として国税専門官・労働基準監督官や、裁判所に関わる職として裁判所事務官(総合職・一般職)などがあります。ここでは、公務員試験に必要な実体法の関連科目を中心として、政策的視点を養うために必要な行政・政治・経済関係科目を配置しています。

			単位	
履 修 計 画	1年次 前期	専門	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4)	8
		教養	必修外国語、情報基礎A(1)、共通基礎科目、教養科目等、社会連携科目、自由選択外国語等	15
	1年次 後期	専門	民法総論、刑法総論(4)	6
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、教養科目、社会連携科目、自由選択外国語等	13
	2年次 前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ、職業選択と自己実現	18
		教養	必修外国語	2
	2年次 後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、雇用関係法、国際法Ⅰ、政治理論、経済学入門Ⅱ	20
		教養	必修外国語	2
	3年次 前期	専門	行政救済法Ⅰ、契約法、債権担保法、民事訴訟法Ⅰ、社会保障法Ⅰ、経済法Ⅰ、公共政策論、経済政策、演習Ⅰ(通年)	18
	3年次 後期	専門	行政救済法Ⅱ、地方自治法、不法行為法、民事訴訟法Ⅱ、社会保障法Ⅱ、行政学、演習Ⅰ(通年)	14
4年次 前期	専門	租税法Ⅰ、公共経済学、演習Ⅱ(通年)	6	
4年次 後期	専門	家族法、演習Ⅱ(通年)	4	

*上記以外に、希望する専門職の職種との関係で、民事執行・保全法、刑事訴訟法、刑事政策、労使関係法、現代政治論、外交史などを履修することが望ましい。

(2) 企業法務モデル

このモデルは、法学コースに所属し、主として、民間企業への就職を希望している学生のためのモデルです。ここでは、企業活動をめぐる様々な法的紛争の状況を的確に把握するとともに、法的紛争を未然に防ぐ予防法学的な素養や、紛争に直面した場合にも適切な対処ができる能力を身に付けることを目指しています。民法や商法、民事訴訟法、社会法などの法学分野の科目を重点的に配置しています。

			単位	
履 修 計 画	1年次 前期	専門	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4)	8
		教養	必修外国語、情報基礎A(1)、共通基礎科目、教養科目等、社会連携科目、自由選択外国語等	15
	1年次 後期	専門	民法総論、刑法総論(4)	6
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、教養科目、社会連携科目、自由選択外国語等	13
	2年次 前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ、職業選択と自己実現	18
		教養	必修外国語	2
	2年次 後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、雇用関係法、国際法Ⅰ、政治理論、経済学入門Ⅱ	20
		教養	必修外国語	2

	3年次前期	専門	債権担保法、契約法、保険法、民事訴訟法Ⅰ、労使関係法、社会保障法Ⅰ、経済法Ⅰ、演習Ⅰ(通年)	16
	3年次後期	専門	不法行為法、民事訴訟法Ⅱ、社会保障法Ⅱ、経済法Ⅱ、演習Ⅰ(通年)	10
	4年次前期	専門	手形法・小切手法、倒産法、民事執行・保全法、経営学、演習Ⅱ(通年)	10
	4年次後期	専門	国際取引法、家族法、演習Ⅱ(通年)	6
				126

※上記以外に、知的財産権法、国際私法、金融論のほか、法哲学、日本法制史、西洋法制史、法社会学などの基礎法科目、国際経済論、経済政策、経済統計などの経済学科目などを履修することが望ましい。

(3) 法曹モデル

このモデルは、法学コースに所属し、主として、法曹あるいは法律専門職を希望する学生のためのモデルです。ここでは、憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法などの実定法科目が重点的に配置されています。また、各分野の法学の専門基本科目をさらに深く学ぶことを目的として、憲法と行政法を融合した「公法特論」、民事法系科目を総合した「民事法特論」、刑事法系科目を総合した「刑事法特論」が配置されています。

				単位
履 修 計 画	1年次前期	専門	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4)	8
		教養	必修外国語、情報基礎A(1)、共通基礎科目、教養科目等、社会連携科目、自由選択外国語等	15
	1年次後期	専門	民法総則、刑法総論(4)	6
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、教養科目、社会連携科目、自由選択外国語等	13
	2年次前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ	16
		教養	必修外国語	2
	2年次後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、雇用関係法、国際法Ⅰ、政治理論、経済学入門Ⅱ	20
		教養	必修外国語	2
	3年次前期	専門	行政救済法Ⅰ、債権担保法、刑事訴訟法Ⅰ、民事訴訟法Ⅰ、倒産法、租税法Ⅰ、経済法Ⅰ、公法特論Ⅰ、演習Ⅰ(通年)	18
	3年次後期	専門	行政救済法Ⅱ、不法行為法、刑事訴訟法Ⅱ、民事訴訟法Ⅱ、国際取引法、公法特論Ⅱ、民事法特論Ⅰ、演習Ⅰ(通年)	16
	4年次前期	専門	契約法、民事法特論Ⅱ、演習Ⅱ(通年)	6
	4年次後期	専門	刑事法特論Ⅱ、演習Ⅱ(通年)	4
				126

*上記以外に、法律専門職を目指す場合は、家族法、労使関係法、民事執行・保全法、国際私法、知的財産権法などを加えて履修することで、より学習効果を高めることが期待できる。

(4) 政策職公務員モデル

この履修モデルは、公共政策コースに所属し、主として、公務員に進路を求めることを希望する学生のためのモデルです。ここでは、政策的状況を的確に把握し国または地方自治体の適切な公共政策を策定するのに必要な基礎知識と思考方法を身につけるために、政治、行政、経済分野の政策的科目を中心に、公務員として必要な基本科目が配置されています。

				単位
履 修 計 画	1年次前期	専門	基礎演習Ⅰ、民法入門、憲法Ⅰ(4)	8
		教養	必修外国語、情報基礎A(1)、共通基礎科目、教養科目等、社会連携科目、自由選択外国語等	15
	1年次後期	専門	民法総則、刑法総論(4)、選択演習A	8
		教養	必修外国語、情報基礎B(1)、教養科目、社会連携科目、自由選択外国語等	13
	2年次前期	専門	基礎演習Ⅱ、憲法Ⅱ(4)、行政過程論Ⅰ、物権法、刑法各論Ⅰ、政治過程論、経済学入門Ⅰ、職業選択と自己実現	18
		教養	必修外国語	2
	2年次後期	専門	行政過程論Ⅱ、債権総論、会社法(4)、商取引法、刑法各論Ⅱ、政治理論、経済学入門Ⅱ、選択演習B、ジャーナリズムの現場から	20
		教養	必修外国語	2
	3年次前期	専門	公共政策論、経済政策、公共経済学、経済統計、行政救済法Ⅰ、法社会学、演習Ⅰ(通年)	14

	3年次後期	専門	行政救済法Ⅱ、現代政治論、環境経済論、地方自治法、契約法、不法行為法、行政学、演習Ⅰ（通年）	16
	4年次前期	専門	社会保障法Ⅰ、経済法Ⅰ、演習Ⅱ（通年）	6
	4年次後期	専門	比較政治論、演習Ⅱ（通年）	4
				126

*上記の科目以外に、希望する職種との関係で、民事執行・保全法、刑事政策、債権担保法、国際政治学、国際経済論などを履修することが望ましい。

(出典：学生便覧 22 頁～26 頁)

資料 A-1-1-2-5 単位互換制度の実施状況

派遣先 (本学部→他大学)	熊本県立大学 総合管理学部				熊本学園大学 商学部				熊本学園大学 経済学部			
年度	22	23	24	25	22	23	24	25	22	23	24	25
人数(実数)	5	0	0	1	15	11	8	8	5	2	0	1
履修科目数(のべ)	12	0	0	1	31	18	23	22	7	3	0	1
履修単位数	24	0	0	2	96	46	52	56	22	12	0	4
修得単位数	18	0	0	0	70	22	28	4	14	0	0	4
受入元 (他大学→本学部)	熊本県立大学 総合管理学部				熊本学園大学 商学部				熊本学園大学 経済学部			
年度	22	23	24	25	22	23	24	25	22	23	24	25
人数(実数)	2	1	1	3	1	1	1	2	7	3	6	2
履修科目数(のべ)	2	1	1	4	7	6	3	4	23	5	15	3
履修単位数	4	2	2	8	14	12	6	8	46	10	30	6
修得単位数	4	0	0	4	0	4	2	2	22	2	24	2

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-2-6 開講特殊講義一覧

開講特殊講義一覧

年度	授業科目	開講期	担当教員
H22	特殊講義(ジェンダーと法)	後期	大江 正昭
	特殊講義(職業選択の実践)	前期	朝田 康禎
	特殊講義(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
	特殊講義(新聞記者的新熊本学)	前期	矢加部 和幸
	特殊講義(経済政策各論)	後期	吉岡 英美
	特殊講義(地域概論)	前期	渡部 薫
	特殊講義(少年法)	後期	岡田 行雄
	特殊講義(国際環境法)	集中	富岡 仁
H23	特殊講義(ジェンダーと法)	後期	大江 正昭
	特殊講義(職業選択の実践)	前期	朝田 康禎
	特殊講義(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
	特殊講義(地域概論)	前期	渡部 薫
	特殊講義(少年法)	後期	岡田 行雄
	特殊講義(情報法)	後期	森脇 敦史
	特殊講義(環境法)	集中	小澤 久仁男
	特殊講義(アメリカとパレスチナ問題)	集中	池田 有日子
H24	特殊講義(国際経済)	後期	吉岡 英美
	特殊講義(ジェンダーと法)	後期	大江 正昭
	特殊講義(職業選択の実践)	前期	朝田 康禎
	特殊講義(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
	特殊講義(国際環境法)	集中	加藤 信行
	特殊講義(アメリカとパレスチナ問題)	集中	池田 有日子
	特殊講義(国際人権法)	集中	藤本 俊明
	特殊講義(国際政治学)	集中	児玉 昌己
H25	特殊講義(地域づくり論 現場で見えるもの)	後期	沢畑 亨
	特殊講義(ジェンダーと法)	後期	大江 正昭
	特殊講義(職業選択の実践)	前期	朝田 康禎

特殊講義(紛争処理と法律家の役割)	前期	園田 昭人
特殊講義(少年法)	後期	岡田 行雄
特殊講義(英米法)	集中	木村 仁
特殊講義(社会政策)	集中	石井 まこと
特殊講義(保険論)	集中	林 晋

(出典:授業計画書 開講授業科目一覧より)

資料A-1-1-2-7 インターンシップの主な実施状況

インターンシップ受入先	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
熊本県庁	10	9	9	7
熊本市役所	5	5	5	7
熊本日日新聞社	2	2	2	2
RKK熊本放送	4	4	2	2
肥後銀行	2	2	2	2
熊本県司法書士会	16	4	11	5
熊本県弁護士会	7	8	8	4
熊本大学	1	1	3	3
牧野フライス製作所	1	1		1
近代経営研究所	1			
RKB毎日放送	1			
大分みらい信用金庫	1			
北九州市役所	1			
アンペーリ	1			
宮崎市役所		1		
三菱オートリース株式会社		1		
司法書士法人リーガルシップ			1	
明和不動産			1	
福原木材			1	
高橋公祥税理士事務所			1	
野村證券熊本支店				3
株式会社リョーフ				1
済生会熊本病院				1
熊本県商工会連合会				1
ふくおかフィナンシャルグループ				1
計	53	38	46	40

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-2-8 海外インターンシップ実施状況

平成24年度海外インターンシップ成績一覧

授業科目名：特殊講義（海外インターンシップ）

担当教員名：伊藤 洋典

実施内容

- ① 熊本市議インタビュー調査（ポストン市議会との比較のため）7月18日
- ② 石巻市調査：8月23日、24日
- ③ 熊本市議会傍聴（ポストン市議会との比較のため）8月31日
- ④ マサチューセッツ大学にて報告、討論 10月2日
- ⑤ ポストン市議会にて報告 10月3日
- ⑥ ジョージタウン大学にて報告、討論 10月4日
- ⑦ ブルッキングス研究所にて報告、討論およびレクチャー受講 10月4日
- ⑧ マンスフィールド財団にて報告、討論およびレクチャー受講 10月5日
- ⑨ 北米ホンダ事務所にてロビー活動についてのレクチャー受講 10月5日

学生	学年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	評点
A	3	○	○	○	○	○		○	○	○	100
B	3	○		○	○	○		○	○	○	100
C	3	○		○	○	○		○	○	○	100
D	3	○	○	○	○	○		○	○	○	100
E	3	○	○	○	○	○		○	○	○	100
F	3	○	○	○	○	○		○	○	○	100
G	3	○		○	○	○		○	○	○	100
H	4	○	○	○	○		○	○	○	○	100
I	4	○	○	○	○		○	○	○	○	100
J	4	○	○	○	○		○	○	○	○	100

平成25年度海外インターンシップ成績一覧

授業科目名:特殊講義(海外インターンシップ) 単位数:2単位

担当教員名:伊藤 洋典

実施内容:アメリカ合衆国・東海岸研修

- ① 事前研修・調査 9月 JA 熊本訪問
- ② 事前研修(プレゼン等資料作成)
- ③ 議会図書館訪問・見学、レクチャー受講、報告、討論 10月30日
- ④ ジョージタウン大学レクチャー受講、若者の政治意識調査に関する報告、討論 10月30日
- ⑤ 世界銀行訪問・見学、組織の活動を視察、報告、討論 10月30日
- ⑥ マンスフィールド財団訪問、自治体の災害対策問題等に関する報告、討論 10月31日
- ⑦ ブルッキングス研究所訪問、地域コミュニティの比較について報告、討論 10月31日
- ⑧ 日立製作所ワシントン事務所、HONDA など日本企業のアメリカにおける活動事情・状況の調査 11月1日
- ⑨ 国連本部見学(国連内見学ツアーへ参加) 11月4日

学生	学年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	評点
A	3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
B	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
C	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
D	3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
E	3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
F	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
G	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
H	4	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
I	4	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
J	4	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-

(出典:人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-2-9 本学における講義科目及び演習科目

法学分野・刑事法科目群

授業科目名	時間割コード	開講年次等		必修選択別	単位数
		年次	1年		
刑法総論	03351	学期	後期	選択必修	4

		曜・時	月 4 火 4	
担当教員	澁谷 洋平			
授業目標	<p>刑法とは「犯罪と刑罰」に関する法です。例えば、刑法 199 条の殺人罪は、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する」と規定しています。ここで、殺人とは「人を殺すこと」であり、殺人罪の成否など簡単に結論づけられるように思われます。しかし、例えば、「殺人目的で重傷を負わせた被害者が救急車で病院に搬送される途中に交通事故で死亡した場合」や、「行為者が自己の生命を守るために被害者を殺害した場合」、「行為者が精神障害により善悪の判断や自己統制ができなかった場合」などに、殺人罪は成立するのでしょうか。それとも、そのような事情が、犯罪の成否に何らかの影響を与えるのでしょうか。刑法は「刑罰」という最も峻厳な制裁を手段としていますので、「犯罪」の成否は理論的に検討されなければなりません。そもそも、「刑罰」とは、いかなる理由から、何のために科されるべきものなのでしょうか。</p> <p>本講義では、全ての犯罪に共通する基本原則、一般的な成立要件を正確に理解し、個別事例における犯罪の成否を理論的に判断する能力の基礎を身につけることを目標とします。</p>			
授業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス：刑法学 刑法総論 2. 刑罰論：刑罰の意義・目的 3. 犯罪と刑罰、犯罪論体系、刑法の基本原則 4. 罪刑法定主義 5. 構成要件論（1）：実行行為、不作為犯 6. 構成要件論（2）：間接正犯、因果関係 1 7. 構成要件論（3）：因果関係 2 8. 違法性論（1）：違法性の本質、正当行為 9. 違法性論（2）：正当防衛 1 10. 違法性論（3）：正当防衛 2 11. 違法性論（4）：緊急避難 12. 違法性論（5）：被害者の同意、安楽死・尊厳死 13. 責任論（1）：責任の本質 故意 1 14. 責任論（2）：故意 2 15. 責任論（3）：過失 16. 責任論（4）：責任能力、原因において自由な行為 17. 責任論（5）：違法性の意識、期待可能性 18. 錯誤論（1）：事実の錯誤 19. 錯誤論（2）：違法性の錯誤 20. 錯誤論（3）：違法性阻却事由の錯誤 21. 未遂犯論（1）：予備・陰謀、実行の着手 22. 未遂犯論（2）：不能犯 23. 未遂犯論（3）：中止犯 24. 共犯論（1）：正犯・共犯の基礎理論 25. 共犯論（2）：共同正犯 1 26. 共犯論（3）：共同正犯 2 27. 共犯論（4）：共犯の諸問題 1 28. 共犯論（5）：共犯の諸問題 2 29. 罪数論：単純一罪、科刑上一罪、併合罪 30. 量刑論：刑の量定の手順・要素 			
キーワード	刑法、犯罪、刑罰、犯罪論体系、構成要件該当性、違法性、責任、未遂犯、共犯、罪数、量刑			
授業形態	講義			
テキスト	西田典之『刑法総論第 2 版』（弘文堂）			
参考書	西田典之・山口厚・佐伯仁志編『刑法判例百選 I 総論 [第 6 版]』（有斐閣）			
評価方法	定期試験の成績によって評価します。			
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. オフィスアワー：木曜 4 限（原則。但し、在室時には可能な限り対応します。） 2. 刑法総論は、犯罪論体系に基づいた論理的思考が求められますので、必ず毎回出席して、個々の論点や概念相互の結びつきなどを十分理解するように心掛けて下さい。 			
事前指導	教科書の該当箇所を予め目を通し、問題点や疑問点などを自分なりに明らかにして講義に臨む。			
事後指導	教科書の該当箇所をもう一度読み、講義で取り扱った概念が十分理解できているか確認する。さらに、判例を詳しく読んでみる。			

必修科目

授業科目名	時間割コード	開講年次等		必修選択別	単位数
基礎演習 I	03009	年次	1 年	必修	2
		学期	前期		
		曜・時	月・2		
担当教員	森 大輔				

授業目標	法学系、公共政策系および社会文化系の学習の前提として、法学部生共通の素養というべき、法学部での学び方を習得し、かつ、社会に対する問題関心を養う。
授業内容	授業の内容 法学部での学び方 1. ガイダンス、自己紹介 2. 教養科目、法学部専門科目の履修指導・履修届の確認 3. 熊本大学法学部で学ぶための基本事項、将来の進路や資格の案内 4. 法学部での勉強の仕方、大学生生活を充実させるコツ 5. 講義の受け方、ノートの取り方、教科書や論文・資料の読み 6. 六法とは何か、どう使うか 7. 文献案内、図書館の利用方法、資料収集の方法 8. 論文、判例の調べ方、読み方 9. レジュメ、レポート、小論文、答案の書き方 10. 報告前指導 11. 演習の実践 1 12. 演習の実践 2 13. 演習の実践 3 14. 演習の実践 4 15. 総括
キーワード	法学、六法、判例、論文、レポート、レジュメ、リサーチ
授業形態	講義及び演習形式
テキスト	弥永真生『法律学習マニュアル』（有斐閣、第3版、2009）
参考書	適宜指示します。
評価方法	発言等の授業への参加度（20%程度）、報告（30%程度）および提出物（50%程度）を総合的に評価します。
その他	1. オフィスアワー：木曜3限（Eメール等で事前に相談があれば他の時間でも可） 2. 無断欠席は絶対に認められません。正当な理由のない欠席・遅刻・早退も同様です。やむを得ず欠席する場合は、担当教員にEメールなどで直接連絡して下さい。 3. 疑問点はまず自分で調べ、それでも分からない場合には教員に質問するという基本姿勢を常に心掛け、間違いを恐れず、積極的に発言・議論してください。
事前指導	テキストや資料等を事前に読み、内容の理解に努めるとともに、疑問点を明確にした上で授業に臨んでください。
事後指導	毎回の内容につき、授業中に疑問が解消できなかった場合、教員に質問するなどして、早期に疑問を解消するとともに、本演習で得た能力をその他の講義でも実践し、その定着を図る努力をしてください。

(出典：平成25年度シラバス)

資料 A-1-1-2-10 法学部ティーチング・アシスタント (TA) 採用実績

年度	人数(延べ)	従事時間数
22	11	366
23	8	270
24	16	390
25	17	420

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-1-1-2-11 演習科目授業における履修指導書

基礎演習 I 担当教員各位	2013年4月3日 教務学生委員会
学生に対する履修指導について (依頼)	
標記の件について、以下の履修指導資料を添付いたしますので、宜しく御指導下さいますようお願いいたします。	

履修指導の際には、学生に『学生便覧』・『教養教育の案内』（『一般教育の案内』）を持参させて下さい。
 なお、SOSEKIの履修登録期間は、4月8日（月）～4月19日（金）となっております。

履修登録の期間と方法

1. 履修手続き（授業計画書 199～200 頁）：SOSEKI によるコンピュータ登録が必要
2. 履修科目控（授業計画書 201 頁）
3. 締切日：**4月19日（金）**
 SOSEKI の入力指導は **4月10日（水）** の情報基礎 A で指導

1 年次生（平成 25 年度入学）履修登録の要点

1. 1 年次履修登録上限 C A P
 前後期の専門と教養、合計で 40 単位まで（『学生便覧』平成 25 年度版（以下同）8 頁／法学部履修細則 45 頁）

半期、専門と教養、合計で 23 単位まで

ただし、C A P 除外科目があるため、実際には通年で 52 単位まで履修可能

C A P 除外科目＝憲法 I（4 単位）、民法入門（2 単位）、民法総則（2 単位）、刑法総論（4 単位）

C A P 除外科目は、法学部の基本科目をできるだけ多くの学生が履修するように設定されています。設定趣旨を尊重して、全員の学生に履修するようご指導ください。

一方、C A P 制度は科目を多く履修しすぎることにより科目ごとの学習が疎かになることを防止することを目的として設定されています（『同』8 頁）。そのため、C A P 除外科目の単位分を控除すると多くの科目が履修できるからといって、あまり多く履修しすぎないように、無理の無い履修をご指導いただければ幸いです。

2. 1 年次配当科目（前期、後期、通年）

- 1) 専門 16 単位（履修細則別表＝平成 25 年度『同』48～49 頁）

① 必修 基礎演習 I 前期 2 単位×1 科目＝2 単位

② 選択必修 前期 2 単位×1 科目＝2 単位、4 単位×1 科目＝4 単位 合計 6 単位

後期 2 単位×1 科目＝2 単位、4 単位×1 科目＝4 単位 合計 6 単位

③ 選択科目 後期 2 単位×1 科目＝2 単位

- 2) 教養教育科目（『教養教育の案内』2013 年度、14, 23 頁）

① 必修＝12 単位

共通基礎科目（基礎セミナー（1 単位）、ベーシック（1 単位））

情報基礎 A・B（各 1 単位）、

外国語（8 単位）

既修＝英語 4 単位（英語 A－1・2、B－1・2、半期各 1 単位）

初修＝独 or 仏 or 中 or コリア 4 単位（A・B 各 通年 2 単位）

② 選択科目＝自由選択外国語、教養教育科目、社会連携科目、開放科目

3. 前期履修登録のチェックポイント

前期登録上限は教養専門合計 23 単位（専門 C A P 除外科目単位数を含めると 29 単位まで履修可能）

- 1) 専門・・・1 年次配当科目は、全て履修登録する（3 科目 8 単位）

履修すべき科目

必修・・・基礎演習 I（2 単位）

選択必修・・・憲法 I（基本的人権）（4 単位 1 科目 4 単位）、民法入門（2 単位 1 科目 2 単位）

2) 教養

履修すべき科目

必修科目・・・7 単位

共通基礎科目（基礎セミナー（1 単位）（但し、後期開講受講の場合もある）、
 ベーシック（1 単位））

情報基礎 A（1 単位）

外国語 既修英語（2 単位）A－1・2、B－1・2（各 1 単位）組み合わせ

初修（独仏中コの 2 単位分）A・B の組み合わせ

選択科目

* 選択科目のうち、教養教育科目については、法学部学生は「学系「自然」および「生命」の授業科目も幅広く履修することが望ましい」となっています。（『教養教育の案内』28 頁「学部・学科の履修方針および要望」）

履修指導以外の連絡事項

1. 法学部振興会への入会をおすすめください。
2. 法学部新入生合宿研修
 - ・日時：5月18日(土)、19日(日)
 - ・場所：阿蘇の司ピラパークホテル
 - ・上級生や教員との交流会、スポーツ交流等
 - ・友達を作る絶好の機会
3. 飲酒：一気飲み厳禁、飲酒事故については特段の警戒
毎年、全国で死亡事故発生(新歓コンパ等)
4. 種々の悪質な勧誘に注意：新興宗教、キャッチセールス等
親元を離れた一人暮らしの心の隙間に入り込む
5. 健康診断：4月中旬から実施→必ず受診すること(自らの健康チェックの場合)
 - ・医療機関で受けると少なくとも数千円は必要
 - ・就職活動などの提出書類として診断書が必要→毎年必ず受診すること
 法学部1年次生 ⇒ 女子：4月18日(木) 13:00~15:30
 男子：4月18日(木) 9:00~11:30
 *場所はいずれも保健センター
 *必ず法学部教務担当で「問診票」「X線受診票」を受け取り、学生証とともに保健センターに持参すること
 *新入生は、同時に尿検査も実際されます。法学部は男女ともに5月9日(木)が提出日です。事前に尿検査容器を法学部教務担当でもらい、5月9日(木)午前11時まで《期日・時間厳守》に、当日法学部教務担当に設置される回収箱に提出してください。
6. 法学部行事实行委員会のクラス委員を決めるために、上級生が第1回目の基礎演習Ⅰの時間におじゃまします。
7. 平成25年4月から6月までの3ヶ月間は自主ゼミ室3を優先使用することができます。使用の際は、使用する前日(平日)の18時までに法学部教務担当窓口で予約をしてください。
なお、法学部生の自主ゼミ室の使用は、平日8時30分から18時までとなっています。
8. その他、心の悩みなど相談ごとは学生相談室を利用したり、基礎演習Ⅰ担当教員に相談したりするよう、よろしくご指導ください。

(出典：教務学生委員会資料)

資料 A-1-1-2-12 履修登録上限(CAP)の状況

CAP制(履修上限)と予復習の徹底

皆さんは、1年次及び3年次は各年次40単位、2年次は41単位、4年次は46単位を超えて履修登録をすることができません(法学部規則第6条、法学部履修細則第5条)。学期毎の登録上限は23単位です。

その趣旨は、皆さんに履修科目それぞれの予習・復習をしっかりとやってもらうということにあります。

いくつかの教育上特に重要な科目については、CAPから除外して、できるだけ多くの学生が履修できるように配慮しています。また、そのことにより、特に1、2年次に教養教育科目を多く履修できるよう配慮していますので、専門以外の分野の科目も履修して広い視野の獲得に努めてください。

他大学および他学部履修科目はCAPには含まれません。

通年科目(初修外国語、演習)についての単位計算は、前期後期に均等配分して計算します。

1年次および2年次末時点でのGPAがそれぞれ3.2以上の場合には、早期卒業のために法学部の履修上限(CAP)を外すことができますので、希望する学生は自分でGPAを計算・確認の上申し出て下さい(法学部規則第6条4項、18条、法学部履修細則第6条、7条)。

(出典：法学部学生便覧 8頁)

資料 A-1-1-2-13 クラス担任制の状況

クラス担任制

法学部ではクラス担任制を採用しています。クラス担任には、1年次の基礎演習Ⅰ、2年次の基礎演習Ⅱ、3年次の演習Ⅰ、4年次の演習Ⅱの担当教員があたり、主に履修指導、成績管理、進路指導を行います。各自の進路などを考慮してクラス担任と相談の上、履修科目を決めて下さい。

資料 A-1-1-2-14 オフィスアワーの状況

オフィスアワーの制度

法学部の専任教員の担当する授業科目においては、専任教員は毎週 1 時限、研究室にあって学生の授業科目に関する質問に答えます。研究室を訪問する際には、必ず電話などで予約をしておいて下さい(各教員のオフィスアワー日時と研究室電話番号はシラバスに掲載してあります。)

(出典:法学部学生便覧 8 頁)

資料 A-1-1-2-15 GPA 制度の状況

GPA 制度

GPA (Grade Point Average) は授業ごとの成績の評価それぞれに対して点数を付けて、全履修科目の平均を算出したもので、アメリカの大学で広く採用されている世界に通用する成績評価システムです。法学部では、「秀」、「優」、「良」、「可」、「不可」に、それぞれ 4、3、2、1、0 の点数を付けます。この GPA は、成績不良者に対する指導に当たっての基準として、さらには成績優秀者の表彰や奨学金申請の際の資料として利用します。なお、履修登録をしたにもかかわらず試験を放棄した場合には、計算式の分母が増えることにより、GPA が悪くなります(計算式は、法学部履修細則第 6 条に規定しています。)

(出典:法学部学生便覧 8 頁・9 頁)

資料 A-1-1-2-16 進級制度(3 年次)と演習Ⅱ(4 年次)履修条件

進級制度(3 年次)と演習Ⅱ(4 年次)履修条件

学生は、2 年次終了までに教養科目及び専門科目合わせて **60 単位以上**(教職科目は除く。)を修得していなければ、3 年次に進級することができません(法学部規則第 14 条)。

第 2 年次に留年した学生は、履修コースの選択と、第 3 年次開講科目の受講を行うことができません(法学部履修細則第 9 条)。留年した学生に対する履修指導は最終学年次の演習科目の担当教員が引き続き行いますので、しっかり相談して学修を軌道に乗せましょう。

4 年次の演習Ⅱを履修するためには、3 年次の終了時において教養教育と専門教育の授業を合わせて **81 単位以上**修得しておかなければなりません(法学部履修細則 4 条)。この履修要件を満たさない場合には、必修科目である演習Ⅱを履修できなくなり、その結果 4 年次の終わりに留年をよぎなくされることとなりますので、そのような結果にならないように十分注意しなければなりません。演習Ⅱの履修要件を定めたのは、この程度の単位を修得していなければ、演習Ⅱの授業を履修できるだけの基礎学力がないものと判断され、また 4 年次の終わりに確実に卒業する見込みのない者に履修させるのは適当でないと考えるからです。

(出典:法学部学生便覧 9 頁)

(水準)期待される水準にある

(判断理由)カリキュラム編成方針及び学位授与方針を定め、必要な事項を学生便覧に掲載して周知するとともに、3 大学単位互換制度、国内外のインターンシップ、講義科目と演習科目のバランスのとれた組合せ、履修指導、CAP 制度、TA の採用、少人数教育による学習・進路支援などから、教育の内容及び方法として関係者の期待に据えていると判断する。

分析項目Ⅱ 教育成果の状況

観点 学業の成果

(観点到に係る状況)

平成 16 年度入学生から導入した CAP 制、クラス担任制及びオフィスアワー制度の導入や、教養教育科目及び専門教育科目合計 64 単位以上の取得を 3 年次への進級要件として設定したことにより、2 年次から 3 年次への進級の割合は高い数値で継続しており(資料 A-2-1-1-1)、さらに 4 年次演習Ⅱ履修条件の設定により、卒業時の留年率は導入以前と比較して大きく低下した状況が継続している(資料 A-2-1-1-2)。また、進路支援委員会が実施している日弁連法務財団の「法学検定試験」を任意で受験する受験者も安定した数値を確保しており、合格率も全国平均を上回っている(資料 A-2-1-1-3)。さらに、平成 24 年度

法学検定試験のスタンダード部門においては、全国3位の成績を獲得している。これらの数値からも学生が身に付けた学力や資質・能力が向上していることは明らかである。さらに、本学部独自のGPAによる各学年成績優秀者表彰制度により一層の学力及び資質・能力の向上が図られている（資料A-2-1-1-4）。

平成24年度と平成25年度の法学部卒業生に対して行った「学習成果に関するアンケート」調査によれば、「豊かな教養」「確かな専門性」「創造的な知性」「社会的な実践力」「グローバルな視野」「情報通信技術の活用力」「汎用的な知力」の各項目について、「身についた」と回答した学生の割合は、「身につかなかった」と回答した学生のほぼ2倍以上となっており（「グローバルな視野」を除く。）、身に付けた能力及び学業の成果という点で評価できる（資料A-2-1-1-5）。さらに、「授業改善のためのアンケート」結果からも、学生の総合評価は「非常に有意義であった」「少し有意義であった」との回答が「有意義でなかった」との回答を大幅に上回っており、その率も年々上昇していることから、入学時の学業に関する期待に対して、身に付けた学力、資質、能力及び教育上の成果や効果の向上があったものと評価できる（資料A-2-1-1-6）。

新たな教育方法の成果として、平成20年度から平成22年度まで教育GP「学生主導型ゼミによる“地域活性化人材”の育成～「九州四大学合同ゼミ」における地域課題と切り結ぶ政策教育の充実～」が採択された（資料A-2-1-1-7）。さらにこの成果は、『学生が見た川辺川ダム－5大学合同ゼミの記録－』（熊本大学法学部／伊藤洋典ゼミ）と題して熊日情報文化センターから出版された（資料A-2-1-1-8）。また、学生が主体となって活動を行う「行事实行委員会」の活動や法学部公認サークル「志法会」、「熊法会」の活動も学業の成果として評価できる（資料A-2-1-1-9）。なお、教育GP採択までの取組や「志法会」・「熊法会」の活動は可能な限り学生の自発性・積極性を引き出し、教員の指導を極力抑えたもので、効果的な教育方法の工夫といえる。（中期計画番号K01,18）

資料A-2-1-1-1 3年次進級状況

進級年月	在籍者	進級者	留年者	留年率
平成23年4月	248	214	34	13.7%
平成24年4月	238	196	42	17.6%
平成25年4月	263	221	42	16.0%
平成26年4月	256	220	36	14.1%

（出典：進級判定資料より抜粋）

資料A-2-1-1-2 入学2年目を迎えた学生の留年率一覧表

進級年月	在籍者	進級者	留年者	留年率
平成23年4月	216	201	15	6.9%
平成24年4月	208	191	17	8.2%
平成25年4月	224	207	17	7.6%
平成26年4月	221	206	15	6.8%

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

資料A-2-1-1-3 法学検定試験の状況

平成22年度	出願者数	受験者数	合格者数	熊本大学の合格率(%) (対受験者比率)	全国の合格率(%) (対受験者比率)
4級	67	65	60	92.30%	62.70%
3級	40	39	28	71.80%	50.20%
2級	2	2	0	0%	19.20%
合計	109	106	88		

平成23年度	出願者数	受験者数	合格者数	熊本大学の合格率(%) (対受験者比率)	全国の合格率(%) (対受験者比率)
4級	71	65	53	81.50%	62.40%
3級	24	23	18	78.30%	54.20%
2級	7	5	1	20%	16.60%
合計	102	93	72		
平成24年度	出願者数	受験者数	合格者数	熊本大学の合格率(%) (対受験者比率)	全国の合格率(%) (対受験者比率)
ベーシック	89	81	70	86.40%	61.50%
スタンダード	36	35	21	*60%	51.50%
アドバンスト	2	2	0	0%	20.10%
合計	127	118	91		
平成25年度	出願者数	受験者数	合格者数	熊本大学の合格率(%) (対受験者比率)	全国の合格率(%) (対受験者比率)
ベーシック	33	33	27	81.80%	64.20%
スタンダード	48	45	25	55.60%	54.90%
アドバンスト	8	7	0	0%	20%
合計	89	85	52		

*合格率全国3位。【第1回表彰の対象】

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-2-1-1-4 各学年学業成績優秀者と GPA

年度	GPA (1位)	コース・クラス	GPA (2位)	コース・クラス	GPA (3位)	コース・クラス
22年	3.505	公共政策コース	3.498	公共政策コース	3.458	公共政策コース
23年	3.353	公共政策コース	3.344	公共政策コース	3.239	法学コース・ベーシック・リーガル・クラス
24年	3.523	法学コース・アドバンスト・リーガル・クラス	3.512	法学コース・ベーシック・リーガル・クラス	3.492	法学コース・ベーシック・リーガル・クラス
25年	3.493	法学コース・アドバンスト・リーガル・クラス	3.489	公共政策コース	3.404	法学コース・アドバンスト・リーガル・クラス
平均	3.4685		3.46075		3.42075	

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-2-1-1-5 学習成果に関するアンケート (対象：平成25年3月/26年3月卒業生)

【法学コース】

○アンケート項目

1. 豊かな教養
 - 1-1 教養が身についた
 - 1-2 幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力が身についた
 - 1-3 人間と社会と自然に関して深く理解できるようになった
2. 確かな専門性
 - 2-1 専門性が身についた
 - 2-2 法学の基本的理論・概念について説明できるようになった
 - 2-3 法学の研究手法を使用することが出来るようになった
 - 2-4 法的な考え方の役割と限界を認識出来るようになった
3. 創造的な知性
 - 3-1 創造的な知性が身についた
 - 3-2 現実の社会に生起する問題を法的な考え方をを用いて見出し、解決方法を提示することができるようになった
4. 社会的な実践力
 - 4-1 社会的な実践力が身についた
 - 4-2 紛争を法的に予防し、解決できる能力が身についた
5. グローバルな視野
 - 5-1 グローバルな視野が身についた
 - 5-2 国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力が身についた
6. 情報通信技術の活用能力
 - 6-1 情報通信技術の活用能力が身についた
 - 6-2 情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことが出来るようになった

7. 汎用的な知力

7-1 いろいろな方面に用いることができる知力が身についた

7-2 法学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく立案、形成、実施することができる能力が身についた

○アンケート集計結果(回答者数:51名)(対象:平成25年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2
身についた	51	49	42	41	39	36	38	31	36	41	36	28	16	32	26	50	42
身につかなかった	0	1	6	7	8	11	11	17	12	8	11	21	29	17	19	1	7
未回答	0	1	3	3	4	4	2	3	3	2	4	2	6	2	6	0	2

《具体的な科目名や課外活動等》

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 豊かな教養・・・発表形式の授業 | 5. グローバルな視野 |
| 2. 確かな専門性・・・演習、卒業論文、債権各論Ⅲ | 6. 情報通信技術の活用・・・情報処理の科目、演習 |
| 3. 創造的な知性・・・演習、部活動 | 7. 汎用的な知力 |
| 4. 社会的な実践力・・・紛争解決法系の科目 | |

《その他の意見》

強く望む人のみでなく、学部としてもっと国際交流が気軽に手軽にできるとよいと思う

○アンケート集計結果(回答者数:43名)(対象:平成26年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2
身についた	38	35	28	31	33	23	32	25	22	26	22	21	6	15	15	32	26
身につかなかった	1	2	7	4	4	12	6	10	12	10	11	13	26	19	16	4	8
未回答	4	6	8	8	6	8	5	8	9	7	10	9	11	9	12	7	9

《具体的な科目名や課外活動等》

- | | |
|-------------------------------|---|
| 1. 豊かな教養・・・商法・国際法ゼミ | 5. グローバルな視野・・・外諸購読、国際奨学事業、ショートビジットプログラム |
| 2. 確かな専門性・・・法の倫理、法社会学、会社法、商取引 | 6. 情報通信技術の活用・・・情報基礎概論 |
| 3. 創造的な知性・・・演習、民事訴訟法Ⅰ | 7. 汎用的な知力・・・基礎演習、演習 |
| 4. 社会的な実践力・・・演習 | |

《その他の意見》

勉強しやすい環境がある。学生同士のつながりが強い。

多様な学び。基礎の徹底。経済学も学べること。

【公共政策コース】

○アンケート項目

1. 豊かな教養
 - 1-1 教養が身についた
 - 1-2 幅広い視野と批判的思考力と総合的判断力が身についた
 - 1-3 人間と社会と自然に関して深く理解できるようになった
2. 確かな専門性
 - 2-1 専門性が身についた
 - 2-2 政策学の基本的理論・概念について説明できるようになった
 - 2-3 政策学の研究手法を使用することが出来るようになった
 - 2-4 政策的な考え方の役割と限界を認識出来るようになった
3. 創造的な知性
 - 3-1 創造的な知性が身についた
 - 3-2 現実の社会に生起する問題を法的な考え方を用いて見出し、解決方法を提示することができるようになった
4. 社会的な実践力
 - 4-1 社会的な実践力が身についた
 - 4-2 社会に生起する問題を政策的に解決できる能力が身についた
5. グローバルな視野
 - 5-1 グローバルな視野が身についた
 - 5-2 国際化に対応しうるコミュニケーション能力や外国語の運用能力が身についた

6. 情報通信技術の活用力

6-1 情報通信技術の活用力が身についた

6-2 情報技術を使用して、情報の収集・分析や発信を行うことができるようになった

7. 汎用的な知力

7-1 いろいろな方面に用いることができる知力が身についた

7-2 政策学の手法を用いた問題解決方法を一般的に理解しやすく企画、立案、形成することができる能力が身についた

7-3 政策的な考え方の社会的意味と限界を認識した上で、法的要素に裏付けられた政策の企画、立案、形成ができるようになった。

○アンケート集計結果(回答者数:68名)(対象:平成25年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3
身についた	61	53	45	51	40	29	44	50	41	50	41	47	22	44	37	54	40	37
身につかなかった	5	10	17	14	21	32	18	18	20	17	22	20	39	22	23	12	21	25
未回答	2	5	6	3	7	7	6	0	7	1	5	1	7	2	8	2	7	6

《具体的な科目名や課外活動等》

1. 豊かな教養

2. 確かな専門性

3. 創造的な知性・・・就活

4. 社会的な実践力

5. グローバルな視野

6. 情報通信技術の活用

7. 汎用的な知力

○アンケート集計結果(回答者数:64名)(対象:平成26年3月卒業生)

項目	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	3-1	3-2	4-1	4-2	5-1	5-2	6-1	6-2	7-1	7-2	7-3
身についた	59	59	47	53	52	32	38	46	43	50	39	38	21	46	34	57	46	39
身につかなかった	2	2	11	4	7	22	18	11	14	10	17	20	28	14	16	2	12	17
未回答	3	3	6	7	5	10	8	7	7	4	8	6	15	4	4	5	6	8

《具体的な科目名や課外活動等》

1. 豊かな教養・・・演習、部活、経済法Ⅱ

2. 確かな専門性・・・法社会学

3. 創造的な知性・・・法社会学

4. 社会的な実践力・・・経済学Ⅱ

5. グローバルな視野・・・国際法、外書講読、留学制度

6. 情報通信技術の活用・・・情報処理概論

7. 汎用的な知力

《その他の意見》

法学だけでなく政治や経済についても学べる。熱心な先生方。

学年間の連携。公務員を目指すのに適した環境。

(出典：全学保有データ)

資料A-2-1-1-6 「学生による授業改善アンケート」結果の概要

平成22年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	30.05%
2:少し有意義だった	59.19%
3:余り有意義ではなかった	9.22%
4:全く有意義ではなかった	1.42%
5:無効/無回答	0.13%
平成22年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	28.93%
2:少し有意義だった	60.01%
3:余り有意義ではなかった	9.20%
4:全く有意義ではなかった	1.57%
5:無効/無回答	0.29%
平成23年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	31.63%
2:少し有意義だった	58.00%
3:余り有意義ではなかった	8.64%
4:全く有意義ではなかった	1.53%
5:無効/無回答	0.16%
平成23年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	27.26%
2:少し有意義だった	59.33%
3:余り有意義ではなかった	11.45%
4:全く有意義ではなかった	1.79%
5:無効/無回答	0.16%
平成24年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	30.54%
2:少し有意義だった	58.48%
3:余り有意義ではなかった	9.27%
4:全く有意義ではなかった	1.61%
5:無効/無回答	0.09%
平成24年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	22.72%
2:少し有意義だった	62.72%
3:余り有意義ではなかった	12.05%
4:全く有意義ではなかった	2.24%
5:無効/無回答	0.27%
平成25年度前期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	31.88%
2:少し有意義だった	59.77%
3:余り有意義ではなかった	7.16%
4:全く有意義ではなかった	0.98%
5:無効/無回答	0.21%
平成25年度後期(総合:全体として、この授業はどの程度有意義でしたか)	
1:非常に有意義だった	27.58%
2:少し有意義だった	60.83%
3:余り有意義ではなかった	10.16%
4:全く有意義ではなかった	1.22%
5:無効/無回答	0.21%

(出典:全学保有データ)

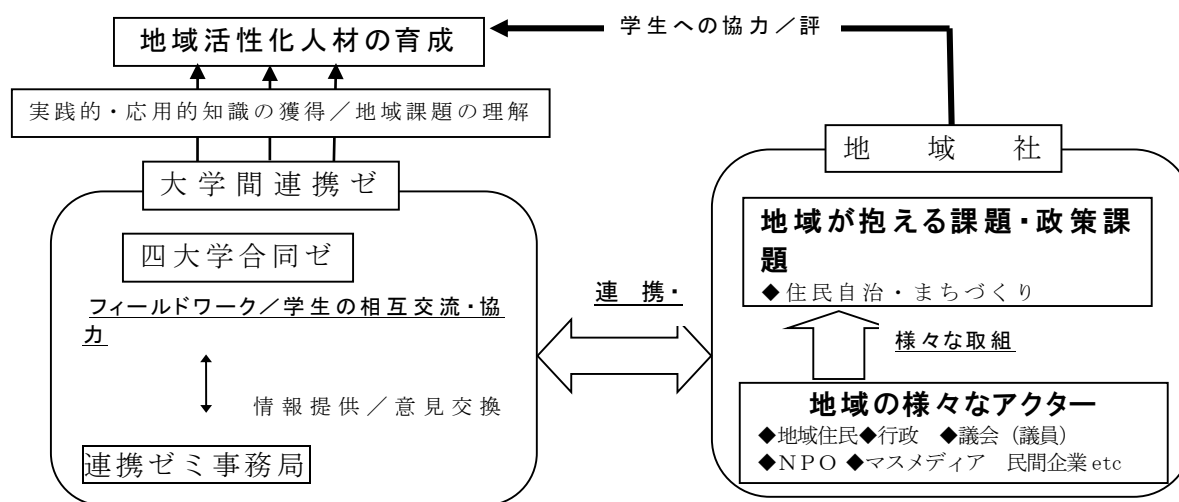
資料 A-2-1-1-7 教育 GP 「学生主導型ゼミによる”地域活性化人材”の育成」概要

【目的】本事業は、九州管内の4つの大学が連携し、フィールドワークを基盤とした学生主導型の合同ゼミを開催し、以って、山積する地域課題の解決に資する人材の育成を図る事業である。目指す人材像は、一言でいえば「**地域活性化人材**」である。具体的には以下のとおりである。

- ①地域課題の発見・把握のプロセスを身につけている
- ②情報発信力に基づいた企画立案力を身につけている
- ③プロジェクト遂行のためのマネジメント能力を身につけている

【実績と事業内容】熊本大学、九州大学、鹿児島大学、西南学院大学は、佐賀大学を加えて、**大学連携**による「九州五大学合同ゼミ」を平成13年から行っており、地域の抱える問題について、関係者と対話しながら、**フィールドワーク**によって実情を調査し、認識を深める合宿形式の演習を行ってきた。この合宿では、教員はあくまで学習の助言者であり、運営は全て**学生主導**によって行われ、教員は一切口を出さないという方法で行ってきた。このような学習方法は、学生の社会問題への認識の深まり、情報発信力（コミュニケーション・プレゼンテーション能力）の高まりとともに、マネジメント能力の向上にも資するところが極めて大きいことが確信できた。

本事業は、こうした実績に基づいて、これを明確に人材育成としてカリキュラムに位置づけ、学生主導の運営を維持しながら、適正なサポート体制を構築し、**政策教育**を通じた学士課程教育の質的向上を目指すものである。事業の全体像、スケジュールは以下のとおりである。



【大学間連携ゼミ年次計画】

時期	6月	7—8月	9月—10月	12月	1—2月
活動概要	テーマ募集 ◆各ゼミごとに討論/アイデアの検討	テーマの設定 ◆共通図書の設定 ◆大学間で情報の集約・共有	大学別プレ合宿 ◆各大学でフィールドリサーチ・討論 ◆資料作り ◆合同合宿の準備	大学間合同ゼミ ◆大学別の発表 ◆分科会の設置・グループワーク ◆全体討論・総括	成果発信 ◆活動記録/報告書の作成 ◆学生たちの成績評価

(出典：本学部ウェブサイト「教育GP」)

資料 A-2-1-1-8 「学生が見た川辺川ダム—5大学合同ゼミの記録」

『学生が見た川辺川ダム—5大学合同ゼミの記録—』

目次： はしがき：出版にあたって

1. 川辺川ダム問題の現状と今日的課題： 熊本日日新聞社 編集委員 山口和也氏の講演
2. 川辺川ダム中止への経緯と、これから： 高橋ユリカ氏の講演
3. ダム反対表明と今後のあり方： 熊本県知事 蒲島郁夫氏へのインタビュー
- ◆5大学合同ゼミ合宿スケジュール
4. 川辺川ダム問題における住民意識及び市民運動： 5大学の事前調査のまとめ
5. 現在の地域活性化策とその課題： パネルディスカッション（国、県、五木村）
- ◆5大学合同ゼミ合宿フィールドワーク
6. 五木村の地域活性化について： 5大学の学生による討論
7. 講評： 前熊本県知事 塩谷義子

あとがき : 5 大学 学生名簿

(出典：熊本大学法学部／伊藤洋典ゼミ『学生が見た川辺川ダム－5 大学合同ゼミの記録－』熊日情報文化センター、2011 年 3 月 31 日発行。)

資料 A-2-1-1-9 平成 25 年度新入生合宿研修の状況

新入生合宿研修スケジュール

新入生 192 名、行事实行委員 25 名 (2・3 年生)、教員 15 名参加
--

平成 25 年 5 月 18 日 (土)

10:30 熊本大学出発 (バス) - 12:00 合宿先ホテル到着

昼食

13:45-15:15 先生・先輩方との座談会

15:30-17:30 熊法クイズ大会 2013

19:00 夕食

平成 25 年 5 月 19 日 (日)

6:45-8:30 朝食

9:30 ホテル出発 - 10:00 阿蘇ファームランド到着

11:30 阿蘇ファームランド出発 - 12:15 菊陽市民体育館到着

昼食

13:00-16:30 熊法ドッジビー大会 2013

17:00 菊陽市民体育館到着 - 18:00 熊本大学到着

(出典：行事实行委員会作成「法学部合宿 2013 in 阿蘇」から抜粋)

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 進級の状況や留年率の状況に大きな変化はないが、法学検定の合格率、学習成果に関するアンケート、授業改善アンケート、教育 GP の獲得、教育 GP 活動の一端を示す書物の刊行、学生が主体となって企画立案する行事など、教育の成果として関係者の期待を上回ると判断する。

観点 進路・就職の状況

(観点に係る状況)

法学部では、4 月のガイダンス時に卒業後の進路決定に必要な各学年次にやっておくべきことの説明を行っている。特に早い段階から卒業の進路決定に向けた準備や各学生の進路選択の参考になることを目的として 2 年次前期「職業選択と自己実現」を開講(資料 A-2-2-1-1)している。さらに社会への視野を広げることを目的として読売新聞西部本社による寄付講義「ジャーナリズムの現場から」を開講し(資料 A-2-2-1-2)、国内外で起こる種々の出来事を参考に進路選択に役立てている。また、3 年次・4 年次の少人数教育科目演習 I 及び演習 II の担当教員により丁寧な進路指導が行われている。

このような法学部における進路支援活動により、最近の主な進路先については、国家公務員及び地方公務員ともに各種行政機関に及んでおり、民間企業も情報通信・マスコミ・商社・金融、保険、製造・運輸・流通・建設・旅行と各業種の有力企業に決定している。また、減少傾向ながらも大学院への進学希望者も着実に進学先を決定している(資料 A-2-2-1-3)。また、平成 24 年度末及び平成 25 年度末に実施した卒業生懇談会での聴取り調査によれば、法学部卒業生としての強み・特色は、コミュニケーション能力・社会に対する適応力・ビジネス文書作成能力及び理解力・法律文書作成能力及び理解力などをあげている(資料 A-2-2-1-4)。(中期計画番号 K30)

資料 A-2-2-1-1 授業計画書・職業選択と自己実現シラバス

授業科目名 授業の内容	職業選択と自己実現 第1回 本学部の進路動向 第2回 雇用環境と企業の採用動向 第3回 就職活動スケジュールと自己分析 第4回 企業人事担当者の講演 第5回 進路情報の学び方と調べ方 第6回 本学部の進路動向(キャリア支援ユニット) 第7回 国家公務員の業務 第8回 民間企業と公務員の業務の違い 第9回 就職活動の実際 第10回 国家公務員の業務の意義 第11回 企業の求める人材 第12回 情報収集の実際 第13回 資格試験の実際 第14回 本学部卒業生(民間企業)の講演 第15回 まとめ
------------------------------	--

(履修者:233人)

(出典：職業選択と自己実現 (出典：平成 25 年度授業計画書から抜粋)

資料 A-2-2-1-2 読売新聞寄付講義「ジャーナリズムの現場から」

授業科目名 授業の内容	ジャーナリズムの現場から 第1回 「新聞の歴史、新聞の役割」(弘中 喜通・読売新聞西部本社代表取締役社長) 第2回 「橋下改革の行方」(上田 恭規・読売新聞大阪本社論説調査研究室長) 第3回 「地方再生の道筋」(山田 真也・読売新聞西部本社社会部記者) 第4回 「日本の安全保障」(勝股 秀道・読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員) 第5回 「原発はどうなるか」(井上 忠明・読売新聞西部本社経済部記者) 第6回 「新聞と暮らし」(玉城 夏子・読売新聞西部本社生活文化部主任) 第7回 「これからの社会保障」(猪熊 律子・読売新聞東京本社社会保障部次長) 第8回 「マイノリティはマジョリティ」(向井 由布子・読売新聞西部本社社会部主任) 第9回 「テレビと新聞」(平田 毅・熊本県民テレビ報道部長) 第10回 「プロ野球の今後」(岡部 匡志・読売巨人軍広報部長) 第11回 「インターネットと新聞」(西島 徹・読売新聞東京本社メディア局会員事業部次長) 第12回 「これからの新聞広告」(中野 真二・読売新聞西部本社広告局広告第三部長) 第13回 「災害と報道」(高橋 敦夫・読売新聞西部本社社会部主任) 第14回 「記者と語ろう」(時枝 正信・読売新聞西部本社編集委員、ほか若手記者) 第15回 まとめ
------------------------------	---

(履修者:246人)

(出典：平成 2 5 年度授業計画書から抜粋)

資料 A-2-2-1-3 卒業生の就職・進学状況

	22年度			23年度			24年度			25年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
A 卒業者数	100	114	214	97	106	203	98	101	199	95	105	200
B 就職希望者	66	87	153	63	78	141	72	76	148	72	87	159
C 就職者	62	85	147	55	75	130	66	71	137	71	80	151
D 就職率	93.9%	97.7%	96.1%	87.3%	96.2%	92.2%	91.7%	93.4%	92.6%	98.6%	92.0%	95.0%
E 進学者	10	6	16	11	8	19	6	7	13	5	3	8
F 公務員採用 試験準備者	10	12	22	13	11	24	9	9	18	15	12	27
G 教員採用試 験準備者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H 就職活動継 続者	4	2	6	8	3	11	6	5	11	1	7	8
I 専門学校・ 研究生等入 学者	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
J その他	4	5	9	5	7	12	5	3	8	2	2	4
K 不明	9	4	13	5	2	7	6	6	12	1	1	2
L 研修医	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Cの 産 業 別 分 類												
農・林・漁 業・鉱業・建 設業	1	1	2	0	0	0	1	2	3	3	0	3
製造業	9	11	20	4	6	10	4	2	6	5	3	8
電気・ガス・ 熱供給・水 道業	5	0	5	1	0	1	1	0	1	0	0	0
情報通信 業、運輸業	3	4	7	2	3	5	2	0	2	5	9	14
卸売業・小 売業	2	3	5	1	1	2	2	3	5	11	2	13
金融業・保 険業	9	14	23	9	20	29	9	15	24	7	16	23
不動産・飲 食・宿泊業	1	5	6	2	1	3	3	3	6	0	2	2
医療、福祉	0	5	5	1	8	9	0	1	1	0	2	2
教育、学習 支援業	2	1	3	0	1	1	2	3	5	3	3	6
サービス業	0	7	7	1	4	5	3	10	13	3	4	7
公務	29	34	63	34	31	65	39	32	71	34	38	72
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1
Cの 地 区 別 分 類												
県内	13	32	45	17	23	40	16	25	41	25	26	51
九州	30	42	72	30	36	66	37	27	64	35	37	72
関西	5	1	6	0	2	2	4	2	6	2	0	2
東海	1	1	2	0	0	0	0	1	1	0	1	1
関東	13	7	20	5	8	13	8	15	23	7	13	20
その他	0	2	2	3	6	9	1	1	2	2	3	5

(出典：全学保有データ)

H25 年度法学部進路状況

進路別	(人数)
企業就職	79
金融業	14
情報通信業	11
保険業	9
卸売業	8
その他の教育、学習支援業	6
小売業	5
化学工業・医薬品・石油・石炭製品製造業	4
運輸業、郵便業	3
生活関連サービス業、娯楽業	3
不動産取引・賃貸・管理業	2
建設業	2
法務	2
その他の専門・技術サービス業	2
農業	1
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業	1
医療業、保健衛生	1
その他の製造業	1
社会保険・社会福祉・介護事業	1
電気・情報通信機械器具製造業	1
その他	1
はん用・生産用・業務用機械器具製造業	1
国家公務	22
地方公務	50
進学	8
公務員採用試験準備	27
その他	12
その他(不明)	2

合計 200

勤務地別	(人数)
熊本県	51
福岡県	35
鹿児島県	11
大分県	7
佐賀県	7
長崎県	6
宮崎県	5
東京都	16
広島県	2
大阪府	2
その他	1
沖縄県	1
愛媛県	1
岡山県	1
神奈川県	2
静岡県	1
埼玉県	2
合計	151

国家公務員 (人数)

経済産業省	1
福岡国税局	1
財務省 門司税関	1
福岡財務支局	2
福岡法務局	3
法務局	4
佐賀地方検察庁	1
長崎税関	1
国税局	1
九州財務局	3
熊本地方検察庁	1
財務専門官	1
鹿児島地方裁判所	1
鹿児島地方検察庁	1

22

地方公務員 (人数)

福岡県庁	3	荒尾市	1
福岡市役所	4	荒尾市役所	1
宗像市役所	1	氷川町役場職員	1
久留米市役所	1	大分県庁	1
佐賀県庁	2	大分市役所	1
佐賀県職員	1	大分市	1
鳥栖市役所	1	竹田市役所	1
小城市役所	1	別府市役所	1
佐世保市役所	1	宮崎県警察	1
長崎市	1	宮崎県庁	4
熊本県庁	11	中種子町役場	1
宇城市	1	鹿児島市役所	3
熊本市役所	4	愛媛県庁南予地方局	1

32

企業 (人数)

日本政策金融公庫	1	損害保険ジャパン	1	HIS	1
もみじ銀行	1	日本生命保険	1	JTB九州	1
株式会社筑邦銀行	1	日本生命保険相互会社	1	フィールズ	1
山口銀行・北九州銀行	1	明治安田生命保険	2	熊本あさひ法律事務所	1
西日本シティ銀行	1	損害保険ジャパン日本興亜損保	1	日本司法支援センター	1
福岡銀行	2	東京海上日動火災保険	1	ja熊本経済連	1
佐賀県信用漁業組合連合会	1	南国殖産株式会社	1	エスケーホーム	1
農林中央金庫	1	マクニカ	1	前田道路	1
熊本銀行	1	ヤマエ久野株式会社	1	エスピー食品	1
三井住友信託銀行株式会社	1	越智産業	1	応用電機	1
鹿児島銀行	2	相光石油	1	三菱電機	1
琉球銀行	1	八洲産業	1	金剛株式会社	1
日本コンピューター	1	富田薬品	1	(株)サカイ引越センター	1
SAP ジャパン	1	翔葉	1	ヤマト運輸	1
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	1	九州大学	1	日本航空株式会社	1
日本テレビ	1	熊本大学	4	リスト	1
ユー・エス・イー	1	鹿児島大学	1	富士山静岡空港	1
楽天	1	コスモス薬品	1	株式会社タウ	1
株式会社 NTTドコモ	1	ジャパネットたかた	1	波多野アンドパートナーズ	1
西日本電信電話	1	スズキ自販熊本	1	桜十字	1
東和ハイシステム(株)	1	セブンイレブン・ジャパン	1	社会福祉法人宇城市社会福祉協議会	1
インフォマート	1	大創産業	1	団体職員	1
富士通九州システムサービス	1	化学及血清療法研究所	3		79
あいおいニッセイ同和損害保険	2	再春館製薬所	1		

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 A-2-2-1-4 本学部卒業生の意見

平成 25 年 3 月 8 日 (金) 卒業生懇談会 (東京都新宿)

参加者 (教員：山崎・深町・朝田)

A 氏 (大和証券)、B 氏 (NTT データ)、C 氏 (三菱 UFJ リース)、D 氏 (富士通)、E 氏 (財務省)、F 氏 (朝日生命)、G 氏 (牧野フライス製作所)、H 氏 (牧野フライス製作所)、I 氏 (牧野フライス製作所)、J 氏 (牧野フライス製作所)、K 氏 (若色ゼミ)、L 氏、M 氏 (牧野技術サービス)

平成 26 年 3 月 8 日 (土) 卒業生懇談会 (東京都新宿)

参加者 (教員：山崎・鈴木・深町)

N 氏 (2007 年卒・新日鐵住金・深町ゼミ)、O 氏 (2007 年卒・牧野フライス製作所・山崎ゼミ)、P 氏 (2008 年卒・牧野フライス製作所・山下ゼミ)、Q 氏 (2011 年卒・牧野フライス製作所)、R 氏 (2011 年卒・牧野技術サービス・朝田ゼミ)、S 氏 (2012 年卒・牧野フライス製作所・倉田ゼミ)、T 氏 (2012 年卒・ジャパネットタカダ・朝田ゼミ)、U 氏 (2011 年卒・ザイマックス・若色ゼミ)、V 氏 (2012 年卒・三菱 UFJ リース・伊藤ゼミ)、W 氏 (2012 年卒・岡田ゼミ)

懇談会参加者に聞いた熊本大学法学部の強み・特色

- ・コミュニケーション能力がある。
- ・社会的な適応力に優れている。
- ・ビジネス文書作成能力が高い。
- ・報告書等の枠組作りや文書作成能力に優れている。
- ・契約書等の法的文書の性質の理解力に優れている。
- ・契約書作成等法的文書作成能力が高い。
- ・論理的思考能力が優れている。
- ・社内規則等の運用能力が高い。
- ・労働法等関連法規を学んでいることから労務管理などの場面で対応能力が高い。
- ・文書作成、契約書のチェック等々、学習した内容が実社会と関係するものが多く、法学部で学んだことが業務上役立っている。
- ・各種法律と関係する職務が多く、顧客満足度の増加に役立っている。
- ・総務を担当すると種々の法律に関する業務が多くなることから、大学での学習が役立っている。

(出典：過去 2 回実施した卒業生懇談会におけるインタビューの概要より)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 卒業後の進路に関わる授業を提供し、演習科目における進路指導などの活動により、学生が希望する就職先への就職及び進学が堅実であることから、関係者の期待に応えていると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 教育活動の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 法学部の教育目的を実現するために必要な教員が配置され、法学部として提供すべき科目等、カリキュラム編成が堅実であり、教務学生委員会やFD委員会を中心に問題点の改善に取り組んでいること、さらにカリキュラム編成方針及び学位授与方針を定め、必要な事項を学生便覧に掲載して周知するとともに、3 大学単位互換制度、国内外のインターンシップ、講義科目と演習科目のバランスのとれた組合せ、履修指導、CAP制度、TAの採用、クラス担任制、少人数教育による学習・進路支援などの活動を充実されるとともに、5 大学共同ゼミの実施や海外インターンシップ(A-1-1-2-8)の実施など第一期中期目標期間には実施していなかった新たな教育活動に取り組んでおり、教育活動の状況は改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 教育成果の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 進級の状況や留年率の状況に大きな変化はないものの、法学検定の合格率(全国3位の部門有り)、学習成果に関するアンケート及び授業改善アンケートの調査結果、教育GP(A-2-1-1-7)の採択、教育GP活動の一端を示す書物の刊行(A-2-1-1-8)など、第一期中期目標期間ではあまり見られなかった学生が主体となって企画・立案・実施する行事など学生に自発性や積極性を引き出す教育の成果があがっており、また、卒業後の進路に関わる授業を提供や演習科目における進路指導などの積極的な活動により、学生が希望する就職先への就職及び進学等高い進路決定率を示しており、教育成果の状況は改善、向上している。

Ⅲ 研究の領域に関する自己評価書

1. 研究の目的と特徴

法学部は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するとともに、各専門分野における研究成果の公表やその成果の還元を通じて、地域社会に限らず我が国の社会全体の、さらには国際社会において発生する種々の課題や問題の解決に寄与するような研究の推進を目的としている。法学部における研究活動を推進するため、本学部内に法学部教授会所属教員を主要な会員とする「熊本大学法学会」を設置し、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている。

法学部では、各教員の専門分野における研究活動や学会活動のほかに、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地域社会が抱える課題についての研究活動、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と本学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動、③法学部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、冊子体にまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。これらの特徴を有する活動を今後も継続していくことにより、法学部が取組む共同研究においてはより一層の組織的拡大強化、国際化並びに学際化の推進のための制度整備、さらに社会貢献・地域貢献の観点から、地方自治体や地域社会の法曹実務家や政策実務家とのさらなる研究連携に取り組み、研究活動の改善・向上を図っている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、在学生、卒業生、卒業生の進路先（民間企業、公的機関及び大学院）、地方団体、地域社会及び国際社会を想定する関係者とし、本学部の研究成果が関係者の課題解決に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

教員の研究活動を支援するための方策が施されており、本期間中に単著の学術書が9編刊行された。

【改善を要する点】

個人の研究成果と比較して共同研究の成果が少ないことから、共同研究を活性化する必要がある。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 研究活動の状況

観点	研究活動の状況
----	---------

(観点に係る状況)

法学部は、教員の専門分野における創造性豊かな卓越した研究活動を推進するために、本学部内に「熊本大学法学会」を設置し(資料 B-1-1-1-1)、法、政治、経済及び政策等に関する理論並びに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連携して斯学の発展と普及に寄与する活動を行っている(資料 B-1-1-1-2)。また、法学部編集委員会による編集により熊本大学法学会が発行する学術雑誌『熊本法学』は査読制を採用し、投稿規定も整備するなど質の向上が図られている(資料 B-1-1-1-3)。

法学部では、各教員の専門分野における研究活動や学会活動(資料 B-1-1-1-4)をより一層推進するために学部長裁量経費を設け、法学部研究活動推進委員会における審議に基づいて申請経費を支給している(資料 B-1-1-1-5)。このような教員の個人の研究活動のほか、①地域的に固有な問題意識に立った研究、すなわち地域社会の専門家が抱える課題についての研究活動(資料 B-1-1-1-6)、②熊本県弁護士会を中心とした地元法曹界と本学部及び法科大学院教員で組織する「熊本法律研究会」を開催し、判例研究や先端的な法律問題に関する共同の研究活動(資料 B-1-1-1-7)、③法学部教員等をメンバーとして各教員の専門分野について研究報告を行う、専門分野横断型の研究活動(資料 B-1-1-1-8)、などを行っている。さらに、教員の研究活動を活性化するため、毎年度始めに当該年度の研究計画及び前年度の研究実績を記載した研究計画書を提出し、冊子体にまとめたものを各教員に配布し、研究シーズの共有を推進している。さらに外部からの研究資金獲得の方策として、科学研究費補助金の申請率を上げるために学部個人研究費の配分方法を改訂するなどの工夫をし(資料 B-1-1-1-9)、研究活動を行っている。(B-2-1-1-1, B-2-1-1-2, B-2-1-1-3)(中期計画番号 K37)

資料 B-1-1-1-1 熊本大学法学会会員数

法学部教員	33名
法曹養成研究科教員	7名
社会文化科学研究科教員	4名
合計	44名

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 B-1-1-1-2 熊本大学法学会会則

(名称)

第1条 本会は、熊本大学法学会と称する。

(所在)

第2条 本会の事務所は、熊本大学法学部内におく。

(目的)

第3条 本会は、法、政治、経済および政策等に関する理論ならびに実際を研究し、その成果を発表し、他の学会と提携・連絡して斯学の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 学術雑誌『熊本法学』の発行
 - (2) 学術雑誌『人文社会論集』の発行
 - (3) 研究会および講演会の開催
 - (4) その他本会において相当と認めた事業
- 2 学術雑誌『熊本法学』および『人文社会論集』の投稿規定は別にこれを定める。

(会員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 一般会員
本学法学部・法学研究科の専任教員、法学部教授会に所属する大学院社会文化科学研究科の専任教員、法学部教授会に所属する学内各研究センターの専任教員
- (2) 個人会員
法科大学院の専任教員のうち希望する者
- (3) 学生会員
本学法学部および大学院法学研究科の学生
- (4) 特別会員
本学法学部の旧専任教員、法学部教授会に所属した大学院社会文化科学研究科及び学内各研究センターの旧専任教員、本学法学部および法文学部法学科を卒業した者ならびに本学大学院法学研究科を修了した者
- (5) 賛助会員
本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長
本学法学部長をもって充てる。
- (2) 評議員
会則第5条第1号の一般会員および第2号の個人会員をもって充てる。

(機関)

第7条 本会に、次の機関を置く。

- (1) 会長
本会を代表し、評議員会を主宰する。
- (2) 評議員会
評議員によって構成し、会則の改正、会費の決定、予算の決定および決算の承認を行う。
- (3) 編集委員会
評議員の中から1名の編集委員長、2名の編集委員を選出し、学術雑誌『熊本法学』および『人文社会論集』の編集および発行に係る業務を行う。
- (4) 監事
会計を監査する。

(議事)

第8条 評議員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 (削除)

(会計)

第9条 編集委員会は、評議員会に、予算案を提示し、決算の報告を行う。

(任期)

第10条 編集委員会および監事の任期は1年とする。

(会費)

第11条 会員は、所定の会費を納めることを要する。会費については、評議員会が別にこれを定める。
(『熊本法学』および『人文社会論集』の配布)

第12条 会員は学術雑誌『熊本法学』および『人文社会論集』の配布を受ける。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第14条 会計報告は、年度ごとに行う。

(出典：熊本大学法学会会則)

資料 B-1-1-1-3 熊本法学投稿規定

『熊本法学』編集要項・執筆要項・原稿提出方法について

1997年4月30日

法学会編集委員会

[I] 編集要項

A 発行回数：各年度4号発行する。全4号における原稿締め切りは、つぎの通りとする。

- 5月31日
- 8月31日
- 11月30日
- 2月28日

B 判 型：A5判

C 判 面

1 ハシラとノンブル

(1) ハシラのつけ方

- ① 上部にヨコ組とする。奇数ページに論説等の表題を、偶数ページに種別（論説・研究ノート・資料など）を掲げる。
- ② ヨコ1段組みには、ハシラはつけない。

(2) ノンブルのつけ方

- ① 1（熊本法学90号‘97）のように、全ページ通しでつける。
- ② ページ数はゴチックとする。
- ③ ヨコ1段組みの場合は、以上に加えて、上部左右角に－1－のように、専用のノンブルをつける。

2 タテ1段組みの判面

(論説・研究ノート・調査報告など)

(1) 活字と行間

- ① <本文>:(1)9ポ51字詰×18行（行間8ポ全角）
(2)1ページあたり918字詰。ただし（ ）内は8ポとする。
- ② <注>:8ポ（行間9ポ全角）

(2) 表題と見出し

- ① 表題（タイトル） 16ポ
- ② サブタイトル 12ポ
- ③ 著者名 14ポ
- ④ 目次 8ポ
- ⑤ 章見出し 12.5ポ（4行どり）
- ⑥ 節見出し 9ポ（ゴチ）
- ⑦ 項見出し 9ポ（ゴチ）

(3) その他：目次の次に、1行空けて、本文の見出しを始める。

3 タテ2段組みの判面

(書評・翻訳・資料・判例評釈・雑報など)

(1) 活字と行間

- ① <本文>:(1)8ポ28字詰×23行×2段
(2)1ページあたり1288字詰。()内も8ポとする。
- ② <注>:8ポ（行間7ポ全角）

(2) 表題と見出し

- ① 表題（タイトル） 16ポ
- ② サブタイトル 12ポ
- ③ 著者名 14ポ
- ④ 目次 6.5ポ
- ⑤ 章見出し 9ポ（太明朝）
- ⑥ 節見出し 8ポ（2行どり）
- ⑦ 項見出し 8ポ（ゴチ）

(3) その他：表題と著者名は、1段組みとする。目次の次に、1行空けて、本文の見出しを始める。

4 ヨコ1段組みの判面

(経済関係の論説など)

(1) 活字と行間

- ① <本文>:(1)8ポ37字詰×28行（10ポ全角）
(2)1ページあたり1036字詰。
- ② <注>:7ポ（行間8ポ全角）

(2) 表題と見出し

- ① 表題（タイトル） 16ポ
- ② サブタイトル 12ポ
- ③ 著者名 14ポ
- ④ 目次 8ポ

- ⑤ 章見出し 1 2 ポ (4 行どり)
 ⑥ 節見出し 9 ポ (2 行どり)
 ⑦ 項見出し 9 ポ (ゴチ)
 ただし、項見出しがない場合は、節見出しを 8 ゴチとする。

5 欧文 (ヨコ 1 段組み) の判面

(1) 判面 天地 16.5 cm × 左右 10.5 cm

(2) 活字と行間

- ① <活字> : ガラモンド (または、タイムズニューロマン)
 ② <本文> : 8 ポ 36 行
 ③ <注> : 7 ポ (行間 半角)

(3) 表題と見出し、その他

- ① 表題 (タイトル) 1 6 ポ
 ② サブタイトル 1 2 ポ
 ③ 著者名 1 4 ポ
 ④ 章、節などの見出し そのつど、指定する (8 ポ、カピタル等)
 ⑤ 書き出しと改行 執筆者によります

6 裏表紙執筆者英文表記について

姓を大文字で前に示し、姓と名が区別しやすいようにする

D 掲載原稿の配列順序について

1 配列順序は下記の通りとする

- (1) 論説
 (2) 研究ノート
 (3) 調査報告
 (4) 翻訳・紹介・書評
 (5) 資料
 (6) 判例評釈
 (7) 雑報その他

2 同一種別のうちでは、1 回完結のもの、分載最初のもの、連載途中のもの、の順序とする。分載回数若いのものを先順位に置く。

3 上記 1 および 2 によっても、同順位者がでるときは、別表の順とする。

4 ヨコ組み原稿については、裏表紙側から、上記 1, 2, 3 の原則にしたがって配列する。ただし、退職記念号などはこの限りではない。

[II] 執筆要項

A 投稿の原則

- 1 「執筆希望調べ」によって、あらかじめ申し出るものとする。
 2 一号に執筆希望が集中する場合は、編集委員会において調整する。
 3 執筆予定を変更する場合は、早めに編集委員に申し出るものとする。

B 原稿の作成

- 1 種別の明示
 原稿には、論説その他の種別を明記する。
 2 原稿の枚数
 一回あたりの原稿は、200 字詰 150 枚前後を目安とし、それを越えるときは、分載とする。
 3 締め切り期限
 出稿にあたっては、締め切り期限を厳守する。
 4 活字等の指定
 ゴチ、イタリックその他の活字指定は、編集要項の範囲内で、各執筆者の責任でおこなう。図表の挿入箇所についても、同様とする。
 5 通し番号
 原稿には、一枚目から通し番号をつけ、番号の重複がないように注意する。
 6 欧文タイトル
 出稿時に、別紙に記入し、提出する。
 7 出稿後の加筆訂正
 原稿は、**完成原稿**を提出する。出稿後は、とくにやむを得ない場合を除いて、加筆訂正はおこなわない。必要最小減の加筆訂正は、初校の段階でおこなう。

C 校正について

- 1 著者校正は、3 校までとする。第 3 校は 2 校の確認を行うにとどめる。
 2 初校刷りの予定は、出稿して、約 1 か月後である。
 3 校正刷りは、到着後、1 週間以内に返却する。
 4 校正刷りが届く時期に出張その他で不在となる場合、執筆者は、あらかじめ、その旨を法学部研究事務室に連絡する。
 5 校正は、標準的な校正記号を用いておこなう (『標準 校正必携』研究事務室に常備)
 6 校正は、全 3 校をもって校了、または責了とする。原則として、4 校はとらない。

[III] 原稿提出方法

- 1 原稿の提出方法については、電子データ（USBメモリー・電子メール添付ファイル等）と、プリントアウト1通によるのを、原則とする。
- 2 電子データによって原稿を提出するさいには、以下の点を守ることを。
 - ① パソコンによる原稿の場合は、著者名と、ソフト名（ワード・一太郎）がわかるようにし、タテ書きヨコ書きの指定を行う。
 - ② 提出電子データとは別に、著者保存用の電子データをかならず手元に保管しておくこと。提出原稿の書式（タテ・ヨコの文字数、行数等）は、任意とする。

別表

1. 法文化論講座：法哲学、法制史、法社会学、外国法、国際社会文化
2. 市民法学講座：憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑事法
3. 現代法政策論講座：行政法、国際法、社会法、租税法
4. 公共社会政策論講座：政治学、経済学

法学部所属現職教員会員以外の元法学部所属会員、社会文化科学研究科や法曹養成研究科等に所属する会員は法学部の研究教育分野に相当する位置を以て掲載順を決めるものとする。

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 B-1-1-1-4 研究目的による出張件数

年 度	件 数
H22	1 4 7
H23	1 4 8
H24	1 5 6
H25	1 2 7

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 B-1-1-1-5 学部長裁量経費による出張件数等

年 度	件 数	金 額(円)	区 分
H22	4件	602,260	旅費
H23	6件	668,160	旅費
H24	6件	1,036,350	旅費
H25	10件	984,161	旅費

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 B-1-1-1-6 地域的に固有な問題意識に立った研究活動の状況

平成24年度 発表者、発表内容

回数	研究会日	テーマ
66	H24.4.28	「架空原価による役員の横領行為に係る税務」
		事例研究 「役員である法人に支払う給与等の消費税の取扱い」
67	H24.6.2	「相互持合い株式の評価」
		「留保対象トン数事件」
68	H24.7.14	「ゴルフ場利用税を斬る」
		「ストックオプション訴訟における信義則」
69	H24.9.8	「個人開業医がうけるドクターフィーに関する消費税について」
		「破産管財人の源泉徴収義務」
70	H24.10.6	所得税法204条の源泉徴収義務者の範囲
71	H24.11.17	「一時所得の保険料の控除範囲を巡る最高裁判決」
		「相続税法64条1項の同族会社行為計算否認判例」
72		研修会無し

73	H25.1.26	弁護士の必要経費
74	H25.3.30	法人税法22条2項の適用範囲 無償取引課税を中心として 交際費等と隣接費用との境界に関する一考察

平成25年度 発表者 内容、予定表

回数	研究会日	テーマ
75	H25.4.27	「生保年金」二重課税に関する基本的考察 医療法人の出資の評価について
76	H25.6.15	特別縁故者に対する相続財産の分与と相続税の課税関係 役員退職金の現物支給についての一考察
77	H25.7.13	来年4月に増税される消費税の複数税率について検討 過少申告加算税の適用除外要件としての「更正を予知したものではない」の意義と射程
78	H25.8.3	医療法人出資限度額法人の評価について 第二次納税義務（法人格否認の法理適用の可否）
79	H25.9.21	決算賞与の損金算入時期 役員賞与に係る事前確定届出給与
80	H25.10.19-20	税法の基本原則に基づく解釈・適用の課題
81	H25.11.16	企業組織再編税制の入門の入門、基礎の基礎 買替特例等の適用をめぐる宥恕規定について（措置法 § 65の7）
82	H25.12.14	商法（会社法）と税法の関連性における法解釈の諸問題
83	H26.1.25	弁護士が扱う税務業務の現状と将来（更正の請求拒否通知処分取消請求控訴事件） 非上場株式の評価、特に財産基本通達の問題点から通達の変遷及びそれに伴う判例について

(出典：税法研究会資料)

資料 B-1-1-1-7 地元法曹界との共同の研究活動の状況

<p>第70回 [平成22年7月31日(土)午後2時～午後5時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口幸代（熊本大学法学部） 「役員は従業員に対して会社法上の責任を負うのか」 三藤省三（熊本県弁護士会）「法曹人口論をめぐる日弁連の動き」 <p>【参加者（教員および弁護士）13名】</p> <p>第71回 [平成23年7月23日(土)午後2時～午後5時] 於熊本大学法学部共用会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉康博・野口恵子（熊本県弁護士会） 「株主総会の実務～会社側弁護士と株主側弁護士の戦い・上場企業におけるプロキシーマイトと非上場企業における経営権争奪戦～」 由井照二・林誠（熊本県弁護士会） 「高齢社会における信託の活用と後見制度の限界」 <p>【参加者（教員および弁護士）約30名】</p> <p>第72回 [平成24年12月22日(土)午後2時～午後5時] 於熊本大学法学部研究会室2</p> <ul style="list-style-type: none"> 佐藤陽子（熊本大学大学院法曹養成研究科） 「法秩序の一致の要請」に関する一考察 松原弘信（熊本大学大学院法曹養成研究科） 「仮執行の宣言の理論と実務について」 <p>【参加者（教員および弁護士）9名】</p> <p>第73回 [平成26年6月14日(土)午後2時～午後5時]</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳永達哉（熊本大学大学院法曹養成研究科） 「多様化する表現媒体とアメリカの表現の自由」 千葉康博（熊本県弁護士会） 「アジア法務サポートセンターの使命と今後の展望について」
--

(出典：熊本法律研究会資料)

資料 B-1-1-1-8 法学部研究会の活動

回数	日程	報告者	テーマ
第1回	平成 25 年 1 月 23 日	深町公信教授	「公海漁業の規制」
第2回	平成 25 年 4 月 24 日	池田 康弘 准教授 森 大輔 准教授	「懲罰的損害賠償の経済分析 - 懲罰賠償にお「たなぼた」防止が与えるインパクト -」
第3回	平成 25 年 7 月 24 日	阿部悠貴准教授	「規範の衝突から国際機構の発展へ: ポスニア内戦と北大西洋条約機構(NATO)の再構築」
第4回	平成 25 年 9 月 25 日	大脇 成昭 准教授	「大規模災害時における民間組織等による公共サービスの提供」
第5回	平成 25 年 11 月 27 日	内藤大海准教授	「おとり捜査の違法性判断について」
第6回	平成 26 年 4 月 23 日	濱田絵美講師	「信用保証協会の保証契約と錯誤」

会場は第 5 回(法学部研究会室 2)を除き、いずれも法学部研究会室 1

(出典：法学部研究会資料)

資料 B-1-1-1-9-① 個人研究費配分方法の改定案

平成 26 年度以降の個人研究費・旅費配分原則

平成 25 年 9 月 18 日

1. 個人研究費は年間 30 万円程度とする
 - (1) 研究費・旅費の区分は撤廃する
 - (2) 研究費の図書費充当義務は撤廃する
 - (3) 本学図書館所蔵の図書に限り、図書の物品(消耗品)扱いでの購入を認める
2. 書籍・物品、出張申込み締切日を 12 月下旬に設定する
 - (1) 合理的な理由のないものは後の執行を認めない
 - (2) 研究費の残額は共通経費に算入する
 - (3) 締切日以降の申込み分については、次年度の個人研究費から控除する
 - (4) 申込時に価格が確定していないものについては、概算で処理し、購入金額が概算額を上回る場合は、超過する額を次年度個人研究費から控除する
3. 特別研究費を新設する
 - (1) 当該年度の研究計画書提出時に、特別な支出を伴う経費の申請を行う
 - (2) 特別研究費は 25 万円程度を限度とする
 - (3) 申請時期は当該年度 4 月下旬とする
 - (4) 審査および配分額の決定は、6 月下旬までに研究推進委員会が行う
 - (5) 採択者は、次年度の研究計画書(前年度実績報告)提出時に、研究費支出報告書を提出する
 - (6) 予算執行は認められた費目の範囲内で行うものとし、他費目への流用は認めない
 - (7) 特別の事由がある場合には、年度途中での申請を認める
 - (8) 図書(紙媒体のもの)に限って、前年度の執行締切日以降の控除額を予算に組み込むことを認める
 - (9) 平成 25 年度までの学部長裁量経費は、この枠組みに組み込む
 - (10) 申請書の記載事項、書式は、平成 25 年度末までに教授会で決定する
4. 前年度科研費申請を行った者に対して申請経費を支給する(10 万円程度)
 - (1) 科研費採択者は支給対象から除外する
5. 新任教員経費を支給する(10 万円程度)
 - (1) 新任教員経費を支給された者は、科研費申請経費の対象者とししない
6. 研究費、経費の額は、全学からの予算配分額、共通経費支出額に応じて、各年度ごとに教授会において決定する

(出典：法学部教授会資料)

資料 B-1-1-1-9-② 平成 22 年～25 年の申請率・採択件数及び金額、その他研究資金

種 目 \ 年 度	H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
基盤研究(B)	1	4,300						
基盤研究(C)	7	5,800	7	5,200	5	3,350	3	3,100
若手研究(B)	4	3,300	3	2,300	2	1,400	3	2,800
研究活動スタート	0	0	0	0	1	800	0	0
計	12	13,400	10	7,500	8	5,550	6	5,900

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 B-1-1-1-9-③ 寄附金の受入状況

受入年度	寄附金額	寄附者	受入者
平成22年度	500,000	未来税務会計事務所	法学部 教授 山崎広道
平成23年度	500,000		

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 B-1-1-1-9-④ 共同研究の受入状況

研究期間	研究経費	研究課題	契約先
H22.10.7～H23.3.31	1,861,000	熊本市場マーケティングリサーチ	株式会社テレビ熊本
H23.11.30～H24.3.31	1,300,000		
H24.11.5～H25.3.31	890,000		

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部教員のほか、大学院社会文化科学研究科教員及び大学院法曹養成研究科教員のうち希望者を会員とする研究支援組織「熊本大学法学会」を設置し研究活動を支援するとともに、個人研究費の配分、学部長裁量経費による研究活動の支援、地域の専門家との研究会や法学会会員による研究会の開催など、研究活動は関係者の期待に応じていると判断する。

分析項目Ⅱ研究成果の状況

観点 研究の成果

(観点に係る状況)

本学部における研究成果の状況は、専任教員が平成 22 年度から平成 25 年度の 4 年間で発表した著書・論文数 123 点、その他学術的著述及び学会報告等 135 点であった(資料 B-2-1-1-1)。また、この間に発行された「熊本法学」は第 119 号から第 130 号であり(資料 B-2-1-1-2)、法学会叢書として出版した著書は 4 冊であった(資料 B-2-1-1-3)。

本学部の研究成果の評価は、全学基準として策定した『人と社会(社文系)の科学』に関する研究業績の判断基準(資料 B-2-1-1-4)に沿って行った。人文社会科学系の研究成果に係る評価の特色として、研究業績が最も集約されたものとしての著書に重きが置かれることに鑑み、判断基準に示されたタイプ及び同基準の付表に掲げられている項目などを客観的指標として重視した。

これらの判断基準に基づいて本学部の研究成果である著書・論文 135 点の中から学部を

代表する研究業績として選定したものは、1)「学術的意義」の分野では、Sが7点、2)「社会、経済、文化的意義」の分野では、Sが6点である(資料B-2-1-1-5)。(中期計画番号K38)

資料B-2-1-1-1 研究成果発表件数

	著書・論文	その他学術的著述・研究報告等
平成22年	28	36
平成23年	30	28
平成24年	28	33
平成25年	37	38

(出典：各年度研究計画書より集計)

資料B-2-1-1-2 熊本法学の発行状況(平成22年以降刊行分)

号	発行年	執筆者	種別	タイトル
119 退職記念号 (良永彌太郎教授・ 林勝美教授)	H22.3	1 大日方信春	論説	暗号化と表現の自由 －米国デジタル・ミレニアム著作権法を素材に
		2 田村耕一	論説	諸制度との比較に基づく相殺に関する覚書
		3 吉田勇	論説	対話促進型調停の可能性と限界 －紛争当事者間の交渉力格差をめぐって
		4 岩岡中正	論説	ことばと地域形成 －共同性の再構築へ向けて
		5 中内哲	論説	ドイツ真正貸借労働関係と従業員代表法制との結節点に関する基礎的考察 －事業所所属性をめぐる裁判例を中心に
		6 澁谷洋平	論説	イギリスにおける未遂法の現状と課題について(1) －法律委員会による立法提案とその議論を中心として
		7 岡田行雄	論説	累非行少年による重大事件における試験観察
		8 鈴木桂樹	論説	「ジェンダー平等政策」ノート －イタリヤ・Alessia Dona 論文を読む
		9 多田望	論説	国際知的財産権侵害における暫定措置としての証拠保全序説 －明細録取(saisie description)とTedesco事件法務官意見の検討を中心に
		10 若曾根健治	論説	都市とラント平和裁判 －四世紀後期の事例から
120	H22.7	1 平田元	論説	ある第一審無罪・控訴審破棄差戻し事件の考察
		2 山田秀	翻訳	アルトゥル・フリドリッヒ・ウッツ『政治倫理学』(二)
		3	修士論文要約	平成二十一年度法学研究科修士論文要旨
		4 渡部薫	資料	文化政策研究会報告及び今後への展望：これからの熊本の文化と文化政策 －ルネッサンス運動を中心に
121	H22.11	1 吉田勇	論説	「法化」以前の社会規範と紛争調整の仕組み
		2 山田秀	翻訳	アルトゥル・フリドリッヒ・ウッツ『政治倫理学』(三)
		3 苑田垂矢	資料	法の様々な区分についての論考(翻訳と解説) －中世教会法学のアングロ・ノルマン学派による一作品
		4 中内哲	判例研究	家族の介護等を担う現地採用労働者に対する配転命令の法的是非 －ネスレ日本(配転本訴)事件・大阪高判平 18.4.14 労判 915号 60頁
		5 澁谷洋平	論説	イギリスにおける未遂法の現状と課題について(2・完) －法律委員会による立法提案とその議論を中心として
		6 葉陵陵	論説	市民の裁判参加に関する比較的考察(一) －アメリカ、日本及び中国を中心に
122 退職記念号 (吉田勇教授)	H23.3	1 水元宏典	論説	不動産所有権二重譲渡紛争の審理に関する一考察 －狭義の一般条項と弁論主義・異なる手続原則の競合・過剰主張
		2 松原弘信	論説	当事者論における当事者権の研究序説
		3 山田秀	論説	人間本性と人権についての哲学的考察
		4 大澤博明	論説	『征清用兵 隔壁聴談』と日清戦争研究
		5 岩岡中正	論説	虚子における「自由」
		6 伊藤洋典	論説	風景への帰属、あるいは帰属の風景
		7 岩田奇志	論説	企業行動における主体と環境 －相互作用のダイナミズム
		8 岡田行雄	論説	少年法における年齢超過逆送規定等の解釈について －少年事件の捜査・公訴提起遅延事案を契機として
		9 若曾根健治	論説	ラントツヴィンガー(Landzwinger)とはなにか －ドイツ刑事法史の一断面
123	H23.8	1 岩岡中正	論説	子規における近代性の構造
		2 中内哲	判例研究	私傷病の病状進行を契機とする担当業務変更・賞金減額に関する労使合意の効力

				ーオリエンタルモーター(賞金減額)事件・東京高判平 19.4.26 判 940 号 33 頁
		3	渡部 薫	資料 熊本の都市戦略と文化政策の展望： ー第 2 回文化政策研究会を振り返って
		4	若色 敦子	研究ノート 非公開会社の内紛と「株主の権利の行使に関する」利益供与 ー東京高裁平成 22 年 3 月 24 日判決について
		5	葉陵 陵	論説 市民の裁判参加に関する比較的考察(二) ーアメリカ、日本及び中国を中心に
124	H23.11	1	濱崎 録	論説 自己利用文書の保護法益について
		2	伊藤 洋典	論説 「高度成長期」の政治学における二つのパラダイム ー疎外論と政策論の展開と交差
		3	大澤 博明	論説 大鳥圭介公使の朝鮮帰任(一八九四年六月)について
		4	山田 秀	翻訳 アルトゥル・フリドリッヒ・ウッツ『政治倫理学』(四)
125	H24.3	1	山田 秀	研究ノート 原理主義についての原理的・批判的考察
		2	渡部 薫	論説 創造都市の戦略的視点からの検討 ー地方都市における実践に向けて
		3	大日方 信春	論説 特許と憲法 ー表現の自由を中心に
126	H24.8	1	大澤 博明	論説 日本外交における信と不信 ー一八五八～一八八二年
		2	若曾 根健治	論説 森林犯罪告発人制度管見(二) ー領邦国家と農村共同体
		3	山田 秀	翻訳 憲法の規範力 トマス・ヴェルテンベルガー
		4	葉陵 陵	論説 市民の裁判参加に関する比較的考察(3・完) ーアメリカ、日本及び中国を中心に
127	H25.3 退職記念号 (岩岡中正教授)	1	鈴木 桂樹	論説 イタリア外交安全保障政策ノート ー政権交代による継続と変化に関する三つの論文
		2	大澤 博明	論説 朝鮮駐劄弁理公使大石正巳 ーその任免と反響
		3	大日方 信春	論説 パブリシティ権と表現の自由
		4	遠山 聡	論説 「第三者の保険事故招致と故意免責規定の適用に関する一考察」
		5	山崎 広道	論説 所得税法二〇四条の源泉徴収義務者に関する一考察 ー最高裁平成二三年一月一四日判決を素材として
		6	山田 秀	論説 メスナー自然法思想の方法の問題 ー倫理学の課題と方法
		7	苑田 亜矢	論説 ー二世紀後半イングランドにおける両剣論
		8	若曾 根健治	論説 フェーズ通告と通告状の一考察 ー都市戦争時代のフランクフルトについて
128	平成 25 年 8 月	1	葉陵 陵	論説 中国における行政強制法の制定と行政上の強制措置制度の改革 ー中国の行政行為に関する手続と法(三・完)
		2	若曾 根健治	論説 森林犯罪告発人制度管見(三・完) ー領邦国家と農村共同体
		3	山田 秀	翻訳 アルトゥル・フリドリッヒ・ウッツ『政治倫理学』(五)
		4	河野 憲一郎	翻訳 クリストフ・トーレ「墓掘り人夫から救世主へ？」 ー変遷する倒産文化と倒産法ー
129	平成 25 年 11 月	1	岡田 行雄	論説 子ども虐待への刑事法的介入
		2	渡部 薫	論説 音楽産業の地理的展開に関する考察 ー地方都市への分散の可能性をめぐって
		3	山田 秀	翻訳 アルトゥル・フリドリッヒ・ウッツ『政治倫理学』(六)
		4	倉田 賀世	判例研究 社会福祉法人の不適正な介護報酬の受領に対する保険者による返還を求める住民訴訟 (最一小判平二三、七、一四(判時二一九号三一頁)、大阪高判平二一、七、二三 (裁判所ウェブサイト)、大阪地判平二〇、一、三一(判例自治三一一号六九頁)) ー裁判例に基づく介護保険契約における利用者保護法理に関する一考察
		5	岩岡 中正	資料 〈思想史の旅〉法学部最終講義 危機の時代を考えるー石牟礼道子の思想
130	平成 26 年 3 月	1	山根 聡恵	論説 オーストリアにおける消費貸借
		2	三谷 仁美	論説 風力発電施設における健康被害ー低周波音の観点から
		3	岡本 友子	論説 近時の裁判実務における年少女子の逸失利益の算定と男女間格差について
		4	田村 耕一	論説 譲渡担保権者による賃料債権への物上代位及び不当利益返還請求権に関する序論
		5	濱崎 録	論説 法的観点指摘義務と釈明義務の関係について
		6	苑田 亜矢	論説 ー二世紀イングランドにおける教会裁判手続と起訴陪審制の成立

	7	魚住弘久	論説	行政文書・文書管理・行政研究のクロスロード
	8	池田康弘・森大輔	論説	ディカップリング制度の抑止効果 －懲罰的損害賠償の制度改革に関する経済分析
	9	若曾根健治	論説	徴表と有罪の理論をめぐる一問題 －コロナにおける
	10	朝田とも子	論説	アスベスト被害と国の責任
	11	岡田行雄	論説	少年に対する有期自由刑の拡大について
	12	河野憲一郎	論説	債権者代位権をめぐる訴訟法上および倒産法上の問題点

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 B-2-1-1-3 法学会叢書の発行状況

号	発行年	執筆者	タイトル
10	平成 22 年 3 月	山崎広道(編著) ●執筆者:大日方信春、木下和朗 諏佐マリ、田村耕一、濱崎録、 山崎広道、山田秀、山根聡恵、 山中至、吉田勇、若曾根健治 秋吉貴雄、岩岡中正、岩田奇志、 上野真也、外川健一、渡部薫	法と政策をめぐる現代の変容 －熊本大学法学部創立30周年記念－
11	平成 23 年 3 月	吉田勇	対話促進型調停論の試み
12	平成 23 年 9 月	稲田隆司	イギリスの自白排除法則
13	平成 26 年 3 月	山田秀	ヨハネス・メスナーの自然法思想

(出典：法学会叢書)

資料 B-2-1-1-4 「人と社会(社文系)の科学」に関する研究業績の判断基準

区分	左記区分と判断した根拠	
	学術面	社会、経済、文化面
SS	<ul style="list-style-type: none"> ●タイプA：論文を掲載した学術誌が、付表に示す「SSの基準」を満たしている。 ●タイプB：同学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・当該業績の被引用回数が10回以上である。 ・当該業績が書評等において高く評価された。 ●タイプC：同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該業績の被引用回数が30回以上である。 ●タイプD：出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が複数の全国学会レベル以上の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。 ●タイプE：論文、学術的著書又は創造的作品が、学士院賞、卓越した水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●タイプK：人と社会(社文系)に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が卓越している。 ●タイプL：研究成果に関して国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。 ●タイプM：教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が卓越している。 ●タイプN：研究成果による貢献が卓越しており、国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。
S	●タイプF：	●タイプO：

<p>論文を掲載した学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たしている。</p> <p>●タイプG： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・当該業績の被引用回数が10回以上である。 ・当該業績が書評等において高く評価された。 </p> <p>●タイプH： 同学術誌が、付表に示す「Bの基準」を満たし、かつ下記の条件を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・当該業績の被引用回数が30回以上である。 </p> <p>●タイプI： 出版された学術的著書又は創造的作品にあっては、書評等が全国学会レベル以上の学術誌等に掲載され、研究業績が高く評価された。</p> <p>●タイプJ： 論文、学術的著書又は創造的作品が、優秀な水準の学会賞・学術賞等の受賞に寄与した。</p>	<p>人と社会（社文系）に関する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が優秀である。</p> <p>●タイプP： 研究成果が関係者から表彰されている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディアで報道されている、又は、実用化研究に必要な大型の競争的外部資金の獲得に寄与している。</p> <p>●タイプQ： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が優秀である。</p>
--	--

付表「人と社会（社文系）の科学」の学術誌の水準判断における Impact Factor の下限値

系	分野	分科	細目番号	学術誌の水準判断における Impact Factor (IF) の下限値			
				SS	S	A	B
総合・新領域系	情報学	情報学フロンティア	1303	2.0	1.2	0.6	0.3
	複合領域	デザイン学	1651	1.0	0.6	0.3	0.15
		生活科学	1701～1703	2.0	1.2	0.6	0.3
		科学教育・教育工学	1801～1802	1.5	0.8	0.4	0.2
		科学社会学・科学技術史	1901	1.0	0.6	0.3	0.15
		文化財科学・博物館学	2001	2.0	1.2	0.6	0.3
		地理学	2101	2.0	1.2	0.6	0.3
		健康・スポーツ科学	2401～2403	2.5	1.5	0.8	0.4
子ども学	2451	1.0	0.6	0.3	0.15		
人文社会系	総合人文社会	地域研究	2701	1.0	0.6	0.3	0.15
		ジェンダー	2801	1.0	0.6	0.3	0.15
	人文学	哲学	2901～2904	1.0	0.6	0.3	0.15
		芸術学	3001～3003	1.0	0.6	0.3	0.15
		文学	3101～3105	1.0	0.6	0.3	0.15
		言語学	3201～3205	1.5	0.8	0.4	0.2
		史学	3301～3305	1.0	0.6	0.3	0.15
		人文地理学	3401	2.0	1.2	0.6	0.3
文化人類学	3501	1.0	0.6	0.3	0.15		

社会科学	法学	3601～ 3607	3.0	1.8	1.0	0.5	
	政治学	3701～ 3702	1.5	0.8	0.4	0.2	
	経済学	3801～ 3807	2.0	1.2	0.6	0.3	
	経営学	3901～ 3903	2.0	1.2	0.6	0.3	
	社会学	4001～ 4002	2.0	1.2	0.6	0.3	
	心理学	4101～ 4104	3.0	1.8	1.0	0.5	
	教育学	4201～ 4204	1.5	0.8	0.4	0.2	
生物系	社会経済農学	経営・経済農学	7401	2.0	1.2	0.6	0.3
		社会・開発農学	7402	2.0	1.2	0.6	0.3
「Bの基準」の追加条件		Impact Factorが無い場合にあつては、優秀な水準と認められる査読付き学術誌を区分Bとする。例えば、西日本哲学会等、査読体制の整った学会誌等。					
「Aの基準」の追加条件		Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、特に優秀な水準と認められる学術誌を区分Aとする。例えば、日本哲学会、日本倫理学会、日本臨床心理学会、日本国語教育学会、日本家政学会等、各研究領域において日本を代表する学会の機関誌等（公法研究、民商法雑誌、民事訴訟雑誌等を含む）。					
「Sの基準」の追加条件		例えば、Bioethics, Philosophy and Public Affairs等、著名な国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、卓越した水準と認められる学術誌を区分Sとする。					
「SSの基準」の追加条件		例えば、Journal of Philosophy, Ethics, Nature等、トップクラスの国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、国際的に定評のある学術誌を区分SSとする。					
学術的著作・作品の追加条件		学術的著作の書評及び作品の評価の学術誌への掲載については、新聞などでの書評・紹介・引用、学術書等の文献目録での記載、他者の研究史・学界動向論文等における言及を含む。					

(出典：熊本大学組織評価実施要領)

(水準) 期待される水準を上回る。

(判断理由) 著書・論文、その他の学術的著述等の研究成果の公表は毎年安定した数値を示しており、学術雑誌『熊本法学』の定期的な刊行、法学会叢書の発行、さらには前回の評価期間における単著の学術書の発行数に比して、本期間中の発行数は9編と著しく増加している。また、「学術的意義」の分野でSと評価できる成果が7点、「社会、経済、文化的意義」の分野でSと評価できる成果が6点あり、研究の成果として関係者の期待を上回ると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 研究活動の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) これまでの学部長裁量経費による研究活動の支援や地域の専門家との研究会や法学会会員による研究会の開催などの研究活動ほか、法学部教員、大学院社会文化科学研究科教員及び大学院法曹養成研究科教員のうち希望者を会員とする研究支援組織「熊本大学法学会」の研究活動の一環として発刊している学術雑誌『熊本法学』への掲載について、本雑誌に掲載する論文等の質を向上させるため、従来の査読制を維持するとともに、さらに平成 26 年度よりこれまでの投稿規定の改定を行い質の向上を目指している。また科学研究費補助金申請数の増加を図る方策として、平成 26 年度より個人研究費の配分方法を改訂するなどの工夫を加えている。このように研究活動の状況の質は、改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

「重要な質の変化あり」

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 著書・論文、その他の学術的著述等の研究成果の公表は、第 1 期から同程度で推移し、毎年安定した数値を示しているとともに、学術雑誌『熊本法学』の定期的な刊行や法学会叢書の発行も継続的に行われている。さらに今回選定した学部を代表する研究業績 10 編のうち 9 編が単著の学術書である（第 1 期は 9 編中 2 編が単著）という点を考慮すれば、研究成果の状況の質は、改善、向上している。

IV 社会貢献の領域に関する自己評価書

1. 社会貢献の目的と特徴

「熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針」（平成 25 年 1 月 17 日学長裁定）において、熊本大学は、地域社会からの要請を的確に把握し、研究成果の公開、人的交流、諸施設の開放等を通して、産業育成、地域経済振興、教育及び文化の向上、医療・福祉の増進等に積極的に貢献するとともに、教育面における社会サービスの充実を図り、地域に開かれた大学としての役割を果たし、また地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画、課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言、本学の教育研究成果の還元を行うことにより、地域活性化を推進する、と述べている。

このような全学の社会貢献の目的に沿って、法学部では、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努める活動を推進している。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、地域社会及び国際社会における公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本学部と関係する社会の人々を想定する関係者とし、本学部の教育研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師の依頼の件数が多い点。

【改善を要する点】

各観点に照らし、社会貢献活動において改善を要する点はない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 社会貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

熊本大学ウェブサイトで公表されている『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』等に示された全学の目的にしたがって、本学部も社会貢献活動を行っている。このうち、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を兼業規則にしたがって実施し、社会貢献に努めている。(中期計画番号 K47)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学部独自で社会貢献活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定めているわけではないが、熊本大学ウェブサイトで公表・周知されている全学の社会貢献活動に関する基本方針に従って、学部としての活動が行われている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点に係る状況) 法学部では、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすとともに「本学の教育研究成果の還元」を行っている(資料 C-1-1-1-1)。また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師など依頼があったものについては積極的に受諾するという方針に基づき、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に実施されている(資料 C-1-1-1-2、資料 C-1-1-1-3、資料 C-1-1-1-4)。(中期計画番号 K47)

資料 C-1-1-1-1 本学部における非常勤講師の従事状況

年度	区分	従事先及び件数	計(件)
H22 (24件)	国立大学	九州大学 1,新潟大学 1,大分大学 1,筑波大学 1	4
	公立大学	北九州市立大学 1,熊本県立大学 2,長崎県立大学 1	4
	私立大学	近大姫路大学 1,九州ルーテル学院大学 1,久留米大学 1	14
		熊本学園大学 6,関西大学 2,近畿大学九州短期大学 1	
	その他(各種学校等)	追手門学院大学 1,尚綱大学 1	2
H23 (24件)	国立大学	新潟大学 1,筑波大学 1	2
	公立大学	熊本県立大学 2,北九州市立大学 2,長崎県立大学 1	5

	私立大学	西南学院大学 1,九州ルーテル学院大学 2,関西大学 3 久留米大学 1,尚綱大学 1,熊本学園大学 6,近大姫路大学 1	15
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1,熊本YMCA学院 1	2
H24 (21件)	国立大学	筑波大学 1,大分大学 1	2
	公立大学	北九州市立大学 1,熊本県立大学 1,長崎県立大学 1	3
	私立大学	久留米大学 1,九州ルーテル大学 3,西南学院大学 1 熊本学園大学 8,関西大学 1,尚綱大学 1	14
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1,熊本YMCA学園 1	2
H25 (23件)	国立大学	筑波大学 1	1
	公立大学	熊本県立大学 3,長崎県立大学 1	4
	私立大学	尚綱大学 1,九州ルーテル学院大学 1,関西大学 1,国士舘大学 1 近畿大学九州短期大学 1,久留米大学 1,熊本学園大学 8	14
	その他(各種学校等)	天草市立本渡看護専門学校 1,熊本YMCA学園 1 熊日サービス開発株式会社(社会福祉士受験対策講座講師) 1 肥後銀行(人材育成研修講師) 1	4

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 C-1-1-1-2 本学部教員の自治体審議会等への参画状況

年度	件数	兼業先	主な内容
H22	16	県	熊本県宅地建物取引業審議会委員 熊本県介護保険審査会委員 熊本県男女共同参画審議会委員 熊本県取用委員会委員 熊本県政府調達苦情検討委員会委員 佐賀県消費生活審議会委員 熊本県環境審議会特別委員 熊本県情報公開審査会委員
		市町村	人吉市情報公開等審査会審査委員 熊本市消費生活条例(仮称)検討懇話会委員 奈良県後期高齢者医療広域連合奈良長寿医療制度懇話会委員 熊本市下水汚泥固形燃料化事業総合評価審査委員会委員 福岡市市民公益活動推進審議会委員 天草市景観審議会委員
		その他	NPO 法人環境コア「九州のバイオマスタウンにおけるビジネス構築支援調査」事業専門委員
H23	12	県	熊本県介護保険審査会委員(公益代表委員) 熊本県消費生活審議会委員 熊本県個人情報保護審査会委員 熊本県宅地建物取引業審査会委員 福岡県労働政策審議会委員 熊本県社会福祉審議会臨時委員
		市町村	古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会委員 熊本市建築審査会委員 熊本市くまもと市男女共同参画会議委員 熊本市政治倫理審査会委員 熊本市景観審議会委員
		その他	財団法人九州経済調査協会研究委員
H24	15	県	熊本県くまもと農山漁村男女共同参画推進会議委員 熊本県「無らい県運動」検証委員会協力員 熊本県政府調達苦情検討委員会委員 熊本県幸せ実感くまもと4力年戦略委員会委員 佐賀県消費生活審議会委員 熊本県環境審議会特別
		市町村	人吉市情報公開等審査会審査委員 天草市建築審査会委員 直方市個人情報保護審議会委員 嘉島町教育委員会委員 熊本市人権教育・啓発基本計画見直しに関する懇談会委員 天草市景観審議会委員
		その他	熊本県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理委員 NPO 法人チェンジライフ熊本「地域における男女共同参画連携支援事業」に係る検討委員会委員 熊本県医師会母体保護法不服審査委員会委員
H25	18	県	熊本県介護保険審査会委員(公益代表) 熊本県「無らい県運動」検証委員会協力員 熊本県取用委員会委員 熊本県個人情報保護審査会委員 熊本県宅地建物取引業審議会委員 福岡県労働政策審議会委員 熊本県本人確認情報保護審議会委員

	市町村	熊本市建築審査会委員 熊本市くまもと市男女共同参画会議委員 熊本市政治倫理審査会委員 熊本市景観審議会委員 人吉下球磨消防組合第三者委員会委員 熊本市男女共同参画に関する市民意識調査に係る有識者考察執筆
	その他	公益財団法人熊本県市町村振興協会評議員 財団法人九州経済調査協会研究委員 社会福祉法人熊本県共同募金会配分委員会委員 公益財団法人くまもと産業支援財団プライバシーマーク審査会委員 特定非営利活動法人しぜん あそ・まなくらぶ青少年安心ネット・ワークショップ実行委員会委員

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 C-1-1-1-3 シンポジウムの開催状況

年度	日程	テーマ	参加者数
H22	H22.5.12	法学部 GP ワークショップ「行政と市民活動」 【会場】くすの木会館レセプションルーム	15名
	H22.11.15	「International Session on Collaborative Democracy and Public Participation」 【会場】文・法棟共用会議室	15名
	H23.1.8	法学部 GP シンポジウム「大学に求められる人材育成とは－大学で何を学び、何を身につけるか」 【会場】文・法棟 A1 教室	280名
H24	H24.12.5	マンスフィールド財団タスクフォースチーム「公開セミナー」 【会場】工学部百周年記念館	150名
H25	H26.3	国際セミナー「北部九州の災害と合意形成」 【会場】熊本大学事務局会議室	15名

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 C-1-1-1-4 本学部教員の研修講師等の状況

年度	兼業先	業務
H22	財団法人国際資源中学校	課題発表等(国内鉱業人材育成事業)
	(社)日本青年会議所九州地区熊本ブロック協議会	タウンミーティング講師・コーディネータ
	財団法人山口県ひとづくり財団	研修講師(係長級課程研修)
	熊本県立宇土中学校	講座講師(宇土未来探求講座)
	くまもと県民交流館	男女共同参画地域リーダー育成事業講師
	熊本県土木部用地対策課	研修講師
	南九州税理士会宇土支部	記念講演講師
	日本労使関係研究会	研修講師
	名古屋大学大学院法学研究科	研究会出席
	TCRグループ研究会講演	研究会講師(リサイクルビジネスの現状と課題)
	熊本市第1回男女共同参画地域推進員研修会講師	研修会講師
	熊本県民テレビ	番組出演・解説(ローカル放送部分)
	くまもと県民交流館	男女共同参画講演会講師
	社団法人日本看護協会神戸研修センター	講義講師
	北九州市	職員研修講師
	福岡県福祉労働部	「久留米労働経営講座」講師
	熊本県司法書士会	非常勤講師
	公正取引委員会事務総局	講演会講師
	熊本市	男女共同参画セミナー講師
	九州地区リポトリ編集委員会(長崎大学附属図書館)	論文査読
	北海道大学大学院法学研究科	講演会講師
	熊本学園大学	科研費説明会講師
	南九州税理士会	研修講師
	熊本労働局	研修講師
	NHK	番組出演
	熊本市	男女共同参画全国都市会議講師

	九州農政局	研修講師(男女共同参画)
	熊本市富合まちづくり交流室長	講演会講師(男女共同参画)
	専門学校公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	(財)くまもとテクノ産業財団	KPJC 審査員研修会講師
	熊本県民交流館	男女共同参画交流会議講師
	熊本市男女共同参画はあもにい	講座講師
	日本医学シミュレーション学会	セミナー講師
	熊本シティFM	番組出演(九州新幹線・政令指定都市)
	NPO 法人青年協議会	公開討論会講師
	熊本県農林水産部	くまもと農山漁村男女共同参画推進会議委員
H23	(財)山口県ひとづくり財団	係長級研修講師
	北九州市	新任係長研修講師
	菊池市教育委員会	講演(男女共同参画)
	(社)山口県産業廃棄物協会	後援会講師
	熊本県立宇土中学校	講座講師(宇土未来探求講座)
	くまもと県民交流館パレア	男女共同参画地域リーダー育成事業講師
	九州森林管理局	講習会講師
	日本労働紛争解決研修運営委員会	研修講師
	熊本県健康福祉部長寿社会局	研修講師
	菊池市	研修講師(男女共同参画)
	熊本国税局	研修講師
	福岡労働局	研修講師
	熊本労働局	研修講師
	南九州税理士会	研修講師
	熊日サービス開発(株)	国家試験科目解説(講義)
	熊本市	講座講師(男女共同参画)
	(財)熊本公聴会	セミナー講師
	熊本学園大学	非常勤講師
	熊日サービス開発(株)	講座講師(男女共同参画)
	熊本県司法士会	非常勤講師
	矯正研究所福岡支所	研修講師
	熊本市	セミナー講師(男女共同参画)
	(株)NTT データ経営研究所	委員会出席(資源有効利用促進法施行状況調査)
地方農政局	セミナー講師(職員能力向上研修)	
公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師	
H24	熊本県環境生活部	担当者会議講師(男女共同参画)
	くまもと県民交流館	研修講師(男女共同参画)
	日本労使関係研究協会	研修講師
	福岡県健康福祉部	研修講師(生活保護担当査察指導員研修会)
	福岡県福祉労働部労働局	労働経営セミナー講師
	熊本市	出前講座講師(男女共同参画)
	九州農政局	職員研修講師
	熊本県商工観光労働部	パネルディスカッションコーディネーター(ワーク・ライフ・バランス)
	公益財団法人 日本生産性本部	セミナー講演
	武蔵野美術大学	パネリスト
	北海道大学	シンポジウム報告
	熊本県健康福祉部	検証委員会
	熊日サービス開発(株)	国家試験科目解説(講義)
	南九州税理士会	研修講師
	済々黌宅建多士会	勉強会講師
	法政大学	非常勤講師

	熊本学園大学	ゲスト講義講師
	福岡県立城南高等学校	ジョイントセミナー講師
	公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	全労働省労働組合	勉強会講師
	九州農政局	職員研修講師
	長洲町	町民講習会講師(男女共同参画)
	法務省矯正研修所	職員研修講師
	九州農政局	職員研修講師
	公益財団法人 日本生産性本部	セミナー講演
	熊本県国民健康保険団体連合会	委員会出席
	熊本県「無らい県運動」検証委員会	出席依頼
H25	熊本県くまもと県民交流館	トークセッション講師
	熊本県くまもと県民交流館	研修講師(男女共同参画)
	日本労使関係研究協会	研修講師
	熊本県国民健康保険団体連合会	苦情処理委員としての訪問調査
	北九州市	職員研修講師
	熊本県国民健康保険団体連合会	職員研修講師
	大分県商工労働部	講座講師
	鹿児島大学大学院司法政策研究科	検討会講師
	地方農政局	職員行政実務研修講師
	熊本県健康福祉部	生活困窮者総合相談支援モデル事業業務委託候補者選定委員会
	中央労働委員会事務局九州地方事務局	セミナーパネリスト
	熊本県環境生活部	パネルディスカッションコーディネーター
	熊本県「無らい県運動」検証委員会	委員会出席
	熊日サービス開発(株)	国家試験科目解説(講義)
	南九州税理士会	研修会講師
	京都大学防災研究所	講演(都市防災研究協議会)
	鹿児島県社会保険労務士会	研修会講師
	公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師
	みずほ情報総研株式会社	意見交換会パネリスト(非正規雇用問題の啓発事業)
	九州農政局	研修講師(職員能力向上)
	矯正研修所福岡支所	法務教官応用科研修講師
	太吉下球磨消防組合	職員特別研修会講師
	BSI グループジャパン株式会社	ステアリンググループメンバー
	熊本県健康福祉部	委員会出席(「無らい県」運動検証委員会)

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 非常勤講師、各種委員会委員、研修会・講演会等の講師の活動のほかに、シンポジウム等の開催を計画的に行っている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して活動の成果が上がっているか。

(観点に係る状況) 非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師等の活動の実施に係る資料によれば、いずれにおいても再任・継続されることが多く(資料 C-1-1-1-5 及び資料 C-1-1-1-6)、実績や満足度等の面で活動の成果が上がっている。また、シンポジウム等の開催において、特に、平成 23 年 1 月 8 日開催法学部 GP シンポジウム「大学に求められる人材育成とは—大学で何を学び、何を身につけるか」における一般参加者の意見にもあるように、参加者の満足度は高いと判断され、活動の成果が上がってい

る（資料 C-1-1-1-7）。（中期計画番号 K47）

資料 C-1-1-1-5 本学部教員の平成 25 年度自治体審議会等への参画に係る再任・継続状況

兼業先	主な内容	依頼年度
県	熊本県介護保険審査会委員(公益代表)	H22～
	熊本県「無らい県運動」検証委員会協力員	H24～
	熊本県収用委員会委員	H22～
	熊本県個人情報保護審査会委員	H23～
	熊本県宅地建物取引業審議会委員	H23～
市町村	福岡県労働政策審議会委員	H23～
	熊本市建築審査会委員	H23～
	熊本市くまもと市男女共同参画会議委員	H23～
	熊本市政治倫理審査会委員	H23～
その他	熊本市景観審議会委員	H23～
	財団法人九州経済調査協会研究委員	H23～

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

資料 C-1-1-1-6 本学部教員の平成 25 年度研修講師等の再任・継続状況

兼業先	業務	依頼年度
熊本県くまもと県民交流館	研修講師(男女共同参画)	H22、H23、H24
日本労使関係研究協会	研修講師	H22、H24
熊本県国民健康保険団体連合会	苦情処理委員としての訪問調査	H24
北九州市	職員研修講師	H22、H23
地方農政局	職員行政実務研修講師	H23
熊本県「無らい県運動」検証委員会	委員会出席	H24
熊日サービス開発(株)	国家試験科目解説(講義)	H23、H24、
南九州税理士会	研修会講師	H22、H23、H24
公務員ゼミナール熊本校	非常勤講師	H22、H23、H24
九州農政局	研修講師(職員能力向上)	H22、H24
矯正研修所福岡支所	法務教官応用科研修講師	H23

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

資料 C-1-1-1-7 シンポジウムにおける参加者意見の一例

「すべての講演が充実していた。こんなに密度の高い講演会は滅多にない。…略…。学生さんの質問がたくさんあり、安心した。まだまだ若者にきたいできる！講師の人選もすばらしい。熊大の講演会にいろいろ出席しているが、今回のが一番でした。」

（出典：『平成 22 年度「質の高い大学教育推進プログラム」実施報告書 Good Practice 学生主導型ゼミによる“地域活性化人材”の育成～「九州四大学合同ゼミ」における地域課題と切り結ぶ政策教育の充実～』五大学 GP 推進事務局、平成 23 年 2 月、82 頁）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）非常勤講師、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師としての活動の再任・継続のほかに、シンポジウム等の開催における成果がある。

観点 改善のための取組が行われているか。

（観点に係る状況）非常勤講師については各大学で実施されている授業アンケート等により改善の取組が行われており、審議会・委員会等の委員、研修会・講演会等の講師としての活動では、各教員個人の専門分野に対応して委員や講師を引き受けており、専門分野に応じて各教員の所属学会や研究会などで研鑽を積むことや依頼者側からの要望に対応する

ことにより改善の取組が行われ、また、シンポジウム等の開催については、開催時のアンケート結果に基づく改善や、各教員の専門分野に応じた所属学会や研究会などで研鑽を積むことにより、改善の取組が行われている（資料 C-1-1-1-8）。（中期計画番号 K47）

資料 C-1-1-1-8 学会・研究会等出張件数

年度	学会	研究会	資料収集等	合計
H22	41	43	74	158
H23	37	66	48	151
H24	42	42	71	155
H25	34	57	32	123

（出典：人文社会科学系事務ユニット資料）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）特に組織として改善のための取組を行っているものはないが、非常勤講師としての授業に限らず、各種委員会、研修会・講演会、シンポジウム等においても教員個人個人が改善のための取組を行っている。

分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 大学の地域貢献活動の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が適切に公表・周知されているか。

（観点到に係る状況）

法学部独自の目的や計画及び具体的方針を定めているわけではないが、熊本大学ウェブページで公表されている『熊本大学アクションプラン 2010』、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられた全学の目的に従って地域貢献活動を行っている。とりわけ『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、教育面における社会サービスの充実、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の活動については兼業規則に従って地域貢献に努めている。（中期計画番号 K50）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）学部独自で地域活動の目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定めているわけではないが、熊本大学ウェブページで公表・周知されている全学の地域貢献活動に関する基本方針に従って、学部としての活動が行われている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点到に係る状況）

教育面における社会サービスの充実としては法学部で開講している専門科目を授業開放科目として提供し（資料 C-1-1-1-9）、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の要請に対しては、当該委員会等の目的に照らして最も近い分野の教員を派遣するように務めている（資料 C-1-1-1-10 及び前掲資料 C-1-1-1-4）。また、地域貢献活動に関係する弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の開催については、年度計画を定めて適切に実施している（資料 C-1-1-1-11）。（中期計画番号 K50）

資料 C-1-1-1-9-① 授業開放科目数と受講者数

年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
開放科目数	7	6	4	3	5	3	5	5
受講者数	18	11	3	2	8	2	3	3

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 C-1-1-1-9-② 各年度の授業開放科目（左欄：前学期、右欄：後学期）

年度	科目名	担当教員	所属部局	科目名	担当教員	所属部局
H22	民事訴訟法Ⅰ	濱崎 録	法学部	紛争事例研究	吉田 勇	社会文化科学研究科
	国際私法	多田 望	大学院法曹養成研究科	雇用関係法	中内 哲	法学部
	政治思想史Ⅰ(西洋)	岩岡中正	法学部	保険法	遠山 聡	法学部
	租税法	山崎広道	法学部	民事訴訟法Ⅱ	濱崎 録	法学部
	法学入門	吉田 勇	社会文化科学研究科	マスコミ論	矢加部和幸	政策創造研究教育センター
	労使関係法	中内 哲	法学部	比較政治論	上野眞也	政策創造研究教育センター
	特殊講義(新聞記者的新熊本学)	矢加部和幸	政策創造研究教育センター			
H23	租税法	山崎広道	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	労使関係法	中内 哲	法学部	会社法	遠山 聡	法学部
	政治思想史Ⅰ(西洋)	岩岡中正	法学部	比較行政制度論	上野眞也	政策創造研究教育センター
	民事訴訟法Ⅰ	濱崎 録	法学部			
H24	租税法(租税法の基礎知識)	山崎広道	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	保険法	遠山 聡	法学部	比較政治論	上野眞也	政策創造研究教育センター
	民事訴訟法Ⅰ(判決手続基礎論)	濱崎 録	法学部	刑事政策	岡田行雄	法学部
	労使関係法	中内 哲	法学部			
H25	租税法	山崎広道	法学部	国際関係論	阿部悠貴	法学部
	民事訴訟法Ⅰ	濱崎 録	法学部	特殊講義(少年法)	岡田行雄	法学部
	労使関係法	中内 哲	法学部	雇用関係法	中内 哲	法学部
	保険法	遠山 聡	法学部	比較行政制度論	上野眞也	政策創造研究教育センター
	憲法Ⅰ(基本的人権)	木村俊夫	法学部	民事訴訟法Ⅱ(判決手続展開論)	濱崎 録	法学部

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 C-1-1-1-10 熊大・肥銀ビジネスアカデミーの実施状況（H25年度）

回数	実施日	時間	講義タイトル
1	1月22日(水)	15:00~16:30	法学とは？法学を学ぶ意味は？
2	1月22日(水)	16:40~18:10	法律の歴史的な性格、法律の種類と体系
3	2月12日(水)	15:00~16:30	民法(基本原則、行為能力、契約、相続等)
4	2月12日(水)	16:40~18:10	民法(過失責任、物権、遺言等)、民事訴訟法
【講師】 熊本大学法学部 岡田 行雄 教授			
【目的】 法律全体像を体系的に理解するため、必要不可欠な概念、制度、原理・原則、そしてそれらが形成された歴史的経緯等を習得する。			

(出典：マーケティング推進部資料)

資料 C-1-1-1-11 研究会会員・研究会日程表

会員No.	県	支部等	氏名	会員No.	県	支部等	氏名
P1	熊本大学	教授	山崎 広道	15	鹿児島	鹿児島・税理士	前田 喜男
P2	鹿児島大学	教授	鳥飼 貴司	16	熊本	熊本西・税理士	宮本 隆
1	熊本	熊本東・税理士	田川 哲	17	熊本	弁護士	本田 悟士
2	鹿児島	鹿児島・税理士	野元 茂樹	18	熊本	熊本西・税理士	稲岡 政弘
3	熊本	熊本西・税理士	中村 哲也	19	熊本	熊本西・税理士	塩路 浩平
4	熊本	熊本東・税理士	西田 尚史	20	熊本	天草・税理士	嶋崎 秀信
5	熊本	熊本西・税理士	宮島 克宣	21	熊本	天草・税理士	福岡 耕二
6	熊本	熊本西・税理士	江良 正司	22	熊本	熊本西・税理士	浜田 朗
7	熊本	熊本西・税理士	中崎 弘明	23	熊本	熊本西・税理士	橋本 一郎
8	熊本	弁護士	守田 英昭	24	鹿児島	鹿児島・税理士	小湊 清隆
9	熊本	熊本東・税理士	前田 美弘	25	熊本	八代・税理士	淵川 知幸
10	熊本	天草・税理士	宮本 真治	26	熊本	熊本西・税理士	古庄隆一
11	熊本	天草・税理士	小川 保人	27	熊本	熊本西・税理士	改田和歌子
12	熊本	熊本西・税理士	神毛 恵	28	熊本	熊本西・税理士	岡本 良介
13	鹿児島	鹿児島・税理士	赤峰 美千代	29	熊本	八代・税理士	坂口佳菜子
14	熊本	熊本東・税理士	岡本 菊夫				

月日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
25年 7	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
8	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
9	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
10	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
11	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
12	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
26年 1	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
3	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月

* 網掛け部は開催予定日 税学=税法学会

(出典：税法研究会資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、短期兼業、研究会開催など、いずれにおいても計画に基づいた適切な活動が行われている。

観点 活動の実績及び活動への参加者等の満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。

(観点到に係る状況)

授業開放については、全学からの要請もあり、開放科目数の増加に努めるとともに、継続している開放科目においては一定の受講者があることから、活動の成果が上がっている（前掲資料 C-1-1-1-9）。各種団体からの依頼による短期兼業についても継続依頼が多く、活動の成果は上がっている（前掲資料 C-1-1-1-4）。また、弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の活動については、参加人数及び継続年数の点から活動の成果が上がっている（前掲資料 C-1-1-1-11）。（中期計画番号 K50）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）授業開放、短期兼業、研究会開催など、いずれにおいても継続して活動が行われている。

観点 改善のための取組が行われているか。

（観点に係る状況）

授業開放については、受講者によるアンケートなどにより改善が図られ（資料 C-1-1-1-12）、審議会・委員会等の委員については、各種団体からの依頼による短期兼業については、各教員の専門分野に応じた所属学会や研究会などで研鑽を積むことにより改善の取組が行われている。また、弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の活動については、テーマ設定や報告方法の見直し等々、開催時及び総会時に意見交換を行いことにより、改善の取組が行われている。

資料 C-1-1-1-12 熊本大学授業開放受講者アンケート

平成25年度 熊本大学授業開放受講者アンケート

熊本大学政策創造研究教育センター

科目名 《（授業科目名）》

熊本大学の授業開放をより魅力的なものにするために、受講者の皆様方にご意見・ご感想をいただき、今後の参考とさせていただきますと存じます。お手数をおかけして恐縮に存じますが、本アンケートにご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご記入いただきましたアンケートは、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

問1 あなたの年齢は、どちらにあてはまりますか？ ○を付けて下さい。

1 10代 2 20代 3 30代 4 40代 5 50代 6 60代 7 70代以上

問2 今回受講された授業開放科目の満足度についてお尋ねします。一つだけ○を付けて下さい。

1 大変満足した 2 満足した 3 どちらともいえない 4 不満足 5 大変不満足

問3 この授業開放をどのようにしてお知りになりましたか？ 一つだけ○を付けて下さい。

1 新聞など 2 テレビ・ラジオ 3 パンフレット（ ）で手に入れた。）
4 大学の職員や関係者などに聞いて 5 熊本大学のHPを見て
6 友人・知人に聞いて その他（ ）

問4 あなたは熊本大学の授業開放に、これまで参加されたことがありますか。いずれかに○を付けて下さい。

1 今回初めて 2 過去に参加したことがある（参加回数 回）

問5 あなたにとって熊本大学の授業開放の魅力は何でしょうか？

問6 熊本大学の授業開放は、どのような点を改善すべきと感じておられますか。

問7 熊本大学の授業で開放を希望される科目・分野等がありましたら、お書きください。

問8 その他、ご意見・ご要望がございましたら、お書きください。

熊本大学では、「授業開放」をはじめ「知のフロンティア講座」「公開講座」など多彩な講座を提供しています。不定期ですが、大学からの生涯学習の案内を希望される方は、下記に連絡先をお書きください。

（出典：マーケティング推進部資料）

（水準）期待される水準にある。

(判断理由) 授業開放、各種団体からの依頼による短期兼業、弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会など、いずれの活動においても改善の取組が行われている。

4. 質の向上度の分析及び判定

(1) 分析項目Ⅰ 大学の目的に照らして、社会貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に示された全学の目的にしたがって、同基本方針において掲げられている「教育面における社会サービスの充実」、「地域社会が抱える課題を解決するため、自治体等の審議会・委員会への参画」、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」、「本学の教育研究成果の還元」などの活動を行っている。具体的には、教員が授業開放科目の担当や非常勤講師を引き受けることにより「教育面における社会サービスの充実」や「地域に開かれた大学としての役割」を果たすとともに「本学の教育研究成果の還元」を行っており、また、自治体等の審議会・委員会への参画やシンポジウムの開催、研修会や講演会の講師などを努めることにより、「課題解決に関する調査研究及びその成果に基づく政策提言」や「本学の教育研究成果の還元」を行っており、その活動は適切に行っている。これらの活動が当該期間中を通じて大きな変動もなく継続していること及び再任の数も相当数あることから、本学部の社会貢献活動は、改善、向上している。

(2) 分析項目Ⅱ 大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられた全学の目的に従って地域貢献活動を行っている。とりわけ『熊本大学の地域社会との連携に係る基本方針』に掲げられている「地域社会との組織的な連携の強化」として、教育面における社会サービスの充実、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の活動を通して地域貢献活動を行っている。具体的には、教育面における社会サービスの充実としては法学部で開講している専門科目を授業開放科目として提供し、地元自治体や各種団体からの依頼される委員等の要請に対しては、当該委員会等の目的に照らして最も近い分野の教員を派遣するように務めており、また、地域貢献活動に関係する弁護士や税理士等を主要なメンバーとする研究会の開催などを行っている。これらの活動は、いずれも当該期間中を通じて大きな変動もなく継続して実施され、かつ新たな活動の依頼もあることなどから、本学部の地域貢献活動は、改善、向上している。

V 国際化の領域に関する自己評価書

1. 国際化の目的と特徴

法学部は、「熊本大学の国際化戦略・基本ポリシー」、すなわち、地方に立地する国際的に開かれた国立総合大学としての使命を果たすため、我が国において国際化の最先端を行く大学として、広く世界に認められるような国際的存在感のある「グローバルなアカデミックハブ（拠点大学）」を目指すという基本ポリシーに則り、法学部として、グローバル化する知識社会の中で各分野を牽引できる創造的人材の育成を目指すとともに、学生・教員のいずれもが「熊本から海外へ、海外から熊本へ」と、常に国境を越えて活躍することによって、アカデミアに新たな発想と刺激をもたらし、活力のみなざる学部を目指し、さらに留学生の日本への理解の深化に努め、我が国の優れた学術・文化を適格に発信するよう努める。具体的な取組としては、学生の海外インターンシップを授業として単位化するとともに、国際奨学事業の推進、教員による国際的な研究活動及び交流の推進、交流協定校との学生交流及び学術交流、学生の海外留学及び留学生の受入れ等の推進に努めている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして本学部は、本学部学生のほか、国際社会における公的機関や民間企業、その他の諸団体並びに本学部と関係する国際社会の人々を想定する関係者とし、本学部の教育研究に係る諸資源が関係者に貢献するという期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

内容が充実した海外インターンシップを実施している。

【改善を要する点】

本学部が海外インターンシップをはじめとする国際化の一層の展開を進めるには、現行のままではなく人員と予算の増加が改善を要する点である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

観点 国際化の目的に照らして、目的を達成するためにふさわしい計画や具体的方針が定められているか。また、これらの目的と計画が広く公表されているか。

(観点到に係る状況)

毎年作成する学生便覧及び法学部案内に留学制度を掲載し(資料 D-1-1-1-1)、海外インターンシップ、国際奨学事業等による派遣学生については、全学及び法学部規則に則り公募した上で(資料 D-1-1-1-2～資料 D-1-1-1-5)、派遣する学生については、渡航目的や学生の成績等を基礎資料として拡大国際交流委員会で選抜者の原案を作成し、教授会で審議及び承認している(資料 D-1-1-1-6)。(中期計画番号 K51,53)

資料 D-1-1-1-1 短期留学推進制度の概要

5 短期留学推進制度(派遣)による留学について

法学部では、学生がひろく外国諸大学の学生とともに勉学する機会を拡大するとともに、大学間の国際交流の促進を図るために、本学及び本学部と交流協定を締結している外国の大学へ毎年度数名の学生を派遣しています。
また、留学に伴う教育上の配慮として、後述する継続履修、単位互換などの措置があります。

* 留学に関する詳細については、法学部教務担当又は国際戦略ユニット(全学教育棟2階)にお尋ね下さい。

(1) 主な大学間交流協定締結大学

	モンタナ大学(アメリカ合衆国)	モンタナ州立大学(アメリカ合衆国)	ニューカッスル大学(オーストラリア)	マッセー大学(ニュージーランド)	ザールランド大学(ドイツ)	培材大学校(大韓民国)	ボルドー大学(フランス)
派遣学生	約5名	約3名	約4名	約4名	約5名	約5名	約5名
留学期間	10ヶ月間 8月から翌年5月	10ヶ月間 8月から翌年5月	10ヶ月間 2月から11月	10ヶ月間 2月から11月	12ヶ月間 9月から翌年8月	10ヶ月間 9月から翌年6月	6ヶ月または12ヶ月 ①9月からまたは ②1月から
英語研修	事前の制度あり	事前の制度あり					
選考方法	学業成績、TOEFLのスコア及び面接により総合的に選考します。				学業成績及び面接により総合的に選考します。		
奨学金等	国費に採用された場合、奨学金月額80,000円支給						
備考	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約80,000円/月(食費、清掃費を含む)	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約80,000円/月	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約80,000円/月(食費、清掃費を含む)	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約70,000円/月(食費、清掃費を含む)	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約70,000円/月	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約50,000円/月	留学先大学での授業料は免除 宿舍料及び生活費約80,000円/月

◎ 募集時期

学部応募切は11月中旬に行う。提出書類は、①留学計画書（所定様式）、②学業成績証明書、③TOEFL成績表、④健康診断書です。早めの準備（特にTOEFLについて）が必要です。

◎ 応募資格

留学する年度に、学部在籍している者が該当します。

◎ 大学案内

上記諸大学の案内は、熊本大学のウェブサイトで検索できます。

(2) 韓南大学校法科大学（韓国、大田広域市）への派遣学生
本学法学部と部局間交流協定を締結している大学です。

韓南大学校法科大学	
派遣学生	若干名（特別聴講学生となります。）
留学期間	12ヶ月（9月から翌8月）
選考方法	学業成績（外国語の成績を含む。）及び面接により総合的に選考します。
必要経費等	宿舍料 1ヶ月約2万円 旅費・滞在費は自己負担
備考	派遣先大学での検定料・授業料は全額免除されます。

◎ 募集時期

毎年11月下旬頃、掲示により募集します。

◎ 応募資格

本学法学部学生に限ります（研究生、科目等履修生は含みません。）。

（出典：法学部学生便覧 37頁・38頁）

資料 D-1-1-1-2 海外インターンシップシラバス

授業科目名	時間割 コード	開講年次等		必修選択別	単位数
		年次	3年		
特殊講義（海外インターンシップ）	02170	学期	集中	選択	2
		曜・時			
担当教員	伊藤 洋典, 園田 隆則				
授業目標	(1)アメリカの政治の仕組みを理解する (2)法律とビジネスの関係を理解する (3)英語による論文読解ができるようになる (4)英語によるディスカッションができるようになる (5)英語によるプレゼンテーションができるようになる				
授業内容	第1回：国際インターンシップ：講義概要と狙い 第2回：世界でも特異な国家アメリカとはどのような国であるのか： ・地政学的視点、世界経済、金融市場、基軸通貨としてのドルなどビジネスの視点からアメリカ、日本の置かれている状況を分析する。 ・神に選ばれた国としてのアメリカ、民主主義と奴隷制度 ・連邦政府の役割に対する共和党と民主党の考え方の違い ・戦争好きのアメリカ 第3回：アメリカの政治の特徴：議員立法、シンクタンク、メディア 第4回：アメリカにおけるロビー活動 ロビー活動における三つの条件： ・憲法が定める議会の権限、憲法が保証する権利、政治活動の透明性 第5回：行政府、議会、企業、社会の相関関係／リヴォルヴィング・ドア 第6回：ロビー活動 ・時代性、政権の決意、政治的環境変化、違法なビジネスとの戦い ・運用規則づくりに伴うロビー活動 第7回：ロビー活動の基本 ・クレデイビリティ／政治参加／メディアへの働きかけ ・OPEDの位置づけ、具体例 第8回：企業の海外展開に伴う法律上の課題：輸出中心の事業から現地化へ ・関税法対応 ・関税対象額の決定 ・原産地の特定と表示義務				

	<ul style="list-style-type: none"> ・書類提出義務 ・コンプライアンス体制 ・通商問題対応、反ダンピング法提訴、相殺関税提訴、201条提訴 ・337条対応 ・輸出先における法規対応 環境・安全法規対応、フランチャイズ法対応、FTC第5条アメリカ製表示、独占禁止法等 <p>第9回：政治的リスク回避のためのロビー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済制裁法と企業へのリスク ・東芝機械事件 ・トヨタの安全問題 <p>第10回：ゲスト・スピーカーとのパネル・ディスカッション</p> <p>第11回～13回：調査・プレゼン作成</p> <p>第14回～15回：プレゼン実施</p>
キーワード	ロビー活動、シンクタンク、法とビジネス、コンプライアンス、フィールド調査、プレゼンテーション
授業形態	講義および実習
テキスト	教員の作成した資料を配布
参考書	1.Declaration of Independence 2.Constitution of the U.S. 3.Bill of Rights その他授業で紹介します
評価方法	出席、発言、フィールド調査、プレゼン作成、発表を総合して評価
その他	4月に申し込みを開始するので注意しておくこと。申し込み者は受付後、TOEICなどの試験を受けること。
事前指導	各自英語に慣れておくこと
事後指導	レポート、帰国報告会への参加

(出典：法学部シラバス)

資料 D-1-1-1-3 国際インターンシップの募集 (学生掲示)

<p>国際インターンシップについて</p> <p>毎年行っています法学部国際インターンシップの今年度の概略をお知らせします。 今年度は4月18日(金)を申し込みの締め切りとしていますので、希望者は前期の履修の締め切りまでに法学部教務担当窓口にて応募して下さい。コース内容は以下のとおりです。</p> <p>1、インターンシップのコース</p> <p>Aコース： 行き先：カリフォルニア州サクラメント市 カリフォルニア州立大学サクラメント校、サクラメント市議会、 サクラメントカウンティ行政庁、スタンフォード大学 (現地でのフィールドワーク有り) 日時：10月上旬から10月中旬 活動内容：英語によるプレゼンテーション アメリカとの比較のために日本の地域課題を調査する。 費用：交通費相当(10万～15万円程度)支給 各自の負担は10万円程度</p> <p>Bコース： 行き先：ワシントンDC、ニューヨーク市 ジョージタウン大学、連邦議会、本田技研ワシントン事務所 コロンビア大学 日時：11月上旬 活動内容：英語によるプレゼンテーション 日本の政治課題や時事問題について調査する。 費用：交通費相当(10万～15万円程度)支給 各自の負担は10万円程度</p> <p>Cコース 行き先：フランス・ボルドー大学 日時：9月下旬 活動内容：ボルドー市の市政に関する勉強とフランス語の研修 費用：上記Aコース、Bコースと同じ</p> <p>選考基準</p>
--

GPA の順位による。TOEIC の点数も加味するので、未受験者は受験すること。各コースとも 10 人前後。なお、参加者は国際インターンシップの授業を受講すること。また発表のための調査活動への参加は必須です。また A コースと B コースの参加者は TOEIC の受講を求めていることがあります。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 D-1-1-1-4 国際奨学事業に係る全学の要綱

熊本大学国際奨学事業実施要綱

平成 25 年 5 月 27 日
学 長 裁 定

1. 目的

本学学生の国際的な学習・研究活動への参加機会を広く提供し、参加を支援することによって、参加者の国際的視野と学習・研究能力を高めるとともに、本学学生の国際的関心を高め、積極的な社会進出を動機付けるため、学部、教育部もしくは研究科（以下「学部等」という。）が行う奨学支援事業（以下「支援事業」という。）について、必要な予算を措置する。

2. 対象となる学生の活動

- (1) 国際学会での発表
- (2) 国際的な調査活動
- (3) 国際インターンシップ
- (4) 国際交流協定校での目標を定めた学習
- (5) 本学主催の海外語学セミナー（以下「セミナー」という。）
- (6) その他、国際的な学習・研究活動

3. 実施の申請

学部等の長は、学長に実施要項を提出し、必要な承認を得る。実施要項は、奨学金の名称、趣旨・目的及び特徴、対象となる学生とその活動、選考方法、支給予定額等を含むものとする。なお、複数の学部等が共同で実施する場合は、代表学部等を定め、代表学部等の長が提出するものとする。また、上記 2 の(5)については、セミナー実施代表者はセミナー実施計画書を学長に提出するものとする。

4. 経費配分

本事業に係る学部等が行う支援事業に対する経費の額は、前年度 5 月 1 日現在の学部 3 年次及び修士・博士（後期）課程の在籍数を基礎数として按分した額を、学部等毎に配分する。なお、上記 2 の(5)については、別に定める。

5. 支援事業の企画

- (1) 学部等の長は、本事業の目的を達成するため、学生の国際活動に関わるプロジェクトを企画して、奨学金支給に係る実施要項を作成し、あらかじめ定めた選考基準により学生を選抜する。選考基準には、既習の学業成績、外国語能力、企画（研究計画、学会報告等）の内容等を盛り込むものとする。
- (2) 学部等の長は、選抜した学生に対して 1 人当たり 20 万円程度の奨学金を支給する。
- (3) 学部等の長は、本事業による経費に、学部等独自の経費を加算して、企画を実施することができる。
- (4) なお、上記 2 の(5)については、本事業の目的を達成するため、セミナー実施代表者はセミナーを企画・募集し、あらかじめ定めた選考基準・選考方法により参加学生を選考する。また、参加学生より提出されたセミナー奨学金受給申請書に基づき奨学金受給者を選抜する。
- (5) 学長は、上記により選抜された学生に対し、別に定める奨学金を支給する。

6. 企画上の注意

- (1) 国際的な場での学生の独創的な学習・研究活動を支援する奨学事業であること。
- (2) 零細額を均等に配分するような事業は計画しないこと。

7. 重複申請の制限

本事業と同様の目的による他制度の奨学金の支給を受けた学生に対しては、本事業の奨学金を支給しないものとする。

8. 成果及び事業の報告

本事業の奨学金を得て国際活動を行った学生は、帰国後に学内報告会等により成果を発表するものとする。学部等の長は年度末までに、事業報告書（別紙様式）を学長へ提出するものとする。なお、上記 2 の(5)については、セミナー実施代表者は当該事業実施年度末までに報告書を学長へ提出するものとする。

(出典：熊本大学国際奨学事業実施要綱)

資料 D-1-1-1-5 本学部における国際奨学事業に係る規程

平成25年度熊本大学法学部国際奨学事業実施要項

- 1 目的
本学学生の国際的な学習・研究活動への参加機会を広く提供し、参加を支援することによって、参加者の国際的視野と学習・研究能力を高めることを目的とする。
- 2 対象となる学生の活動
 - (1) 国際学会での発表
 - (2) 国際的な調査活動
 - (3) 国際インターンシップ
 - (4) 国際交流協定校での目標を定めた学習
 - (5) その他、国際的な学習・研究活動
- 3 選考方法
 - (1) 学部に次からなる選考委員会を置く。
学部長
副学部長
地域連携・国際交流委員
 - (2) 選考は次のことを勘案して総合的に判断する。
 - ① 学業成績または研究業績
 - ② 研修・学会・研究会の内容および期待される成果
 - ③ 外国語能力
- 4 支給予定額
一人20万円を上限とする。
- 5 募集人員
若干名
- 6 申請方法
 - (1) 学部が提供するプログラムに応募する場合は、その規定に基づいて申請すること。
 - (2) (1)とは別に学生が申請する場合は所定の申請書を用い、参加予定の研修・学会・研究会等についての資料、または渡航先の受入証明書等を添付すること。
 - (3) 活動計画の修正は、所定の書類を提出し、事前に選考委員会の承認を受けること。
- 7 申請期間
平成25年6月25日(火)までに申請書を法学部教務担当に提出すること。
- 8 成果及び事業報告
本奨学金を得て国際活動を行なった学生は、帰国後1ヶ月以内に事業報告書を提出し、報告会等により成果を発表するものとする。成果は学部広報で用いることがある。対象学生は留学生データベース候補名簿に自動的に登録するものとする。
- 9 重複申請の制限
奨学金と同様の目的による他の奨学金の支給を得た学生に対しては、本奨学金を支給しないものとする。
- 10 平成26年度以降の実施要項について
特徴あるプロジェクトを実施するために、平成26年度以降は実施要項を変更して募集する可能性がある。

(出典：平成25年度熊本大学法学部国際奨学事業実施要項)

資料 D-1-1-1-6 海外インターンシップ成績一覧

平成25年度海外インターンシップ成績一覧

授業科目名:特殊講義(海外インターンシップ) 単位数:2単位

担当教員名:伊藤 洋典

実施内容:アメリカ合衆国・東海岸研修

- ① 事前研修・調査 9月JA熊本訪問
- ② 事前研修(プレゼン等資料作成)
- ③ 議会図書館訪問・見学、レクチャー受講、報告、討論 10月30日
- ④ ジョージタウン大学レクチャー受講、若者の政治意識調査に関する報告、討論 10月30日
- ⑤ 世界銀行訪問・見学、組織の活動を視察、報告、討論 10月30日
- ⑥ マンスフィールド財団訪問、自治体の災害対策問題等に関する報告、討論 10月31日
- ⑦ ブルッキングス研究所訪問、地域コミュニティの比較について報告、討論 10月31日
- ⑧ 日立製作所ワシントン事務所、HONDAなど日本企業のアメリカにおける活動事情・状況の調査 11月1日
- ⑨ 国連本部見学(国連内見学ツアーへ参加) 11月4日

学生氏名	学生番号	学年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	評点
		3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
		3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
		3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
		3	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
		4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	90
		4	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
		4	×	○	○	○	○	○	○	○	○	80
		4	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-

(出典:法学教授会資料)

(水準)期待される水準にある。

(判断理由)留学制度、海外インターンシップ、国際奨学事業等による学生の派遣については、計画や具体的方針が定められおり、これらの目的と計画が広く公表されている。

観点 計画に基づいた活動が適切に実施されているか。

(観点到係る状況)

グローバル化する知識社会の中で法学・公共政策学分野を牽引できる創造的人材の育成を目指して、交流協定校や海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣を行うとともに(資料 D-1-1-1-7)、教員による国際的な研究活動及び交流を推進している(資料 D-1-1-1-8)。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学生交流及び学術交流を実施するとともに(資料 D-1-1-1-9)、学生の海外留学及び留学生の受入れ等については、いずれも計画に基づいて適切に実施されている(資料 D-1-1-1-10)。(中期計画番号 K51,53)

資料 D-1-1-1-7-① 交流協定による派遣留学生一覧

派遣大学	学年	派遣期間	派遣年度	交流区分
ザールラント大学	学部2年	2011.3～2012.2	H22年度	大学間
パシフィック大学(アメリカ)	学部2年	2011.9～2012.5	H23年度	大学間
モンタナ大学(アメリカ)	学部3年	2011.8～2012.5	H23年度	大学間
東亜大学(韓国)	学部4年	2011.9～2012.8	H23年度	大学間

資料 D-1-1-1-7-② 海外インターンシップ派遣学生

平成 24 年度	10 名
平成 25 年度	24 名

資料 D-1-1-1-7-③ 国際奨学事業派遣学生

平成 22 年度	9 名
平成 23 年度	9 名
平成 24 年度	4 名
平成 25 年度	4 名

(出典：①～③人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 D-1-1-1-8 教員の海外出張、研修件数及び訪問国

年度	出張件数	研修件数	訪問国		
H22	18	1	アメリカ ドイツ イギリス	フランス 韓国 ラオス	シンガポール ベトナム 中国
H23	17	0	アメリカ ドイツ 中国	フランス 韓国 スイス	イギリス ベトナム 台湾
H24	15	1	アメリカ ドイツ 中国	韓国 ベトナム スロヴェニア	イギリス ベルギー
H25	16	2	アメリカ イギリス 中国	フランス ベトナム インドネシア	ドイツ 韓国 台湾

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 D-1-1-1-9 韓南大学との日韓シンポジウムプログラム (H25.5.28)

<p>韓南大学校法科大学・熊本大学法学部学術交流シンポジウム</p> <p>日韓における最近の憲法問題 < 挨拶 > 熊本大学法学部長 山崎広道 教授 韓南大学校法科大学長 高永訓 教授</p> <p>第1報告 震災からの復興と憲法 熊本大学法学部 大日方信春 教授</p> <p>第2報告 国立大学法人における大学の自治 熊本大学大学院法曹養成研究科 山本悦夫 教授</p> <p>< 休憩 > 第3報告 韓日憲法比較分析 韓南大学校法科大学 鄭相冀 教授</p> <p>< 質疑応答 > 司会 熊本大学法学部 木村俊夫 教授 通訳 熊本大学社会文化科学研究科博士後期課程 李 倫娜 熊本大学社会文化科学研究科博士前期課程 文 蕙貞</p>
--

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 D-1-1-1-10-① 留学生の受入数及び留学生の所属大学（短期留学含）

【派遣】

大学名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
華東政法大学	1			
韓南大学校				
ボルドー大学(フランス)		1		1
ザールラント大学				1
モンタナ州立大学				
ダラム大学				
モンタナ大学			1	
ニューカッスル大学				
マッセー大学				
バーミンガム大学				
リーズ大学(イギリス)		1		
パシフィック大学(アメリカ)			1	
東亜大学(韓国)			1	
合 計	1	2	3	2

【受入】

大学名	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度
華東政法大学	2	3	2	3
韓南大学校	2	4	2	3
モンタナ州立大学				
ダラム大学				
培材大学校(韓国)				
山東大学(中国)				1
同済大学(中国)				
リーズ大学(イギリス)				
東亜大学(韓国)	1		1	
ボルドー大学(フランス)				1
ザールラント大学				
朝鮮大学	1	1		1
南台科技大学				
吉林大学				
上海師範大学			1	
深圳大学				1
ガジャマダ大学				
哈爾浜工業大学	1			
合 計	7	8	6	10

* 網掛けは部局間交流協定

資料 D-1-1-1-10-② 法学部部局間交流受入実績

年度	大学名	入学月	人数	受入期間
H22	華東政法大学	10月	3	22.10～23.9
	韓南大学校	4月	1	22.4～23.3
		10月	2	22.10～23.9
H23	華東政法大学	10月	2	23.10～24.9
	韓南大学校	4月	1	23.4～24.3
		10月	1	23.10～24.9
H24	韓南大学校	4月	1	25.4～26.3
H25	韓南大学校	10月	1	25.10～26.9

(出典：①、②人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学生の派遣状況、教員による国際的な研究活動、交流協定校との学生交流及び学術交流などの活動状況から適切に実施されている

観点 活動の実績及び学生・研究者の満足度から判断して活動の成果があがっているか。

(観点に係る状況)

海外インターンシップ及び国際奨学事業による派遣学生については、派遣先での活動報告書などから成果が上がっている(資料 D-1-1-1-11)。教員による国際的な研究活動及び交流については、出張報告書や研究業績などにより成果が上がっている(資料 D-1-1-1-12)。(中期計画番号 K51,53)

資料 D-1-1-1-11-① 国際奨学事業受給者の活動報告

●平成 22 年度:国際奨学事業受給者 9 名

渡航先:マレーシア、カンボジア、フランス、タイ、インドネシア、シンガポール、ベトナム、ニュージーランド

<「得られた成果」についてのコメントから抜粋>

「心の豊かさは、私たちが見習わなければならないと思える部分が多くありました。」

「非常に多くの刺激を受け自分自身を見つめ直す機会を得られた」

「たくさん物と触れ合って、真の充実とは、豊かさとは何なのかということも思った。」

「今まで気づくことができていなかった日本の良さや外国から日本を見ることができた。」

「世界各国の人々と知り合い、多様な文化に触れることができ、世界各国に友人をもてたこと」

(平成 22 年度国際奨学事業報告書 36 頁～60 頁)

●平成 23 年度:国際奨学事業受給者 9 名

渡航先:フランス、アメリカ、イギリス

<「得られた成果」についてのコメントから抜粋>

「日本と異なる生活文化を学ぶことができた。」

「日本の海外の動きに対する関心の薄さと動きの遅さを感じられた。」

「日本のことだけでなく、広く世界に目を向けることで良い問題解決方法を見いだすことができたと感じた」

「政治や法律を学ぶ現地学生の意識の高さに感心し、最近報道で取り上げられている「留学に対して消極的な日本の若者」の問題を、実際問題として初めて身近に考えるきっかけとなった。」

「多様であることの凄さ、すばらしさに気づけたことが一番の成果です。」

「日本に関心のある学生が多く、海外の学生の日本に対する評価を聞くことができ、大変有意義であった。」

「留学して得られた成果の一つは語学です。またもう一つの成果は、視野が広がり、考え方も広がったことです。」

(平成 23 年度国際奨学事業報告書 56 頁～73 頁)

●平成 24 年度:国際奨学事業受給者 4 名

渡航先:フランス、イギリス、オーストラリア、インド

<「得られた成果」についてのコメントから抜粋>

「自分の中に新しい視点ができること、このことは得られた成果として英語力と同じくらいかそれ以上に大きなものだと思います。」

「海外に出て異文化の中で生活したからこそ、あらためて見つめ直すことのできた北日本社会の現状や社会問題、日本の伝統文化などがある。これらは留学を終えるまで定まっていなかった自分の将来を確かなものにするきっかけとなった。」

「日本企業と外国企業との違いを肌で体験できたこと、日本と外国の良さ、悪さを自分の中で比較・消化し、今後の就職活動につなげていこうと思います。」

「「全世界の人が世界中の国に一人ずつ友達がいれば戦争は起きない」これは理想論であるが、あながち間違っていないと私は思う。」

(平成 24 年度国際奨学事業報告書 46 頁～55 頁)

●平成 25 年度:国際奨学事業受給者 4 名

渡航先:アメリカ

<「得られた成果」についてのコメントから抜粋>

「アメリカと日本の地方政治をあらゆる角度から比較し、積極的に質問し多くの議論をすることができたことも今回の大きな成果だと感じています。」
 「アメリカにおいても、意思決定の過程を通じて決定を行うということでは共通しているところがあり、その過程を生むための人々が共通の意見を形成する場を設けることが大切であることもあらためて理解することができた。」
 「プレゼンテーション作成の過程で如何に議論がしやすく、興味をもってもらえるかということを考えた研修前と、発表に加えてどんな話題でも積極的に相手に伝えたいという意思を持ち、話すことを努力した研修中とで、多くのことを学ぶことができました。」

(出典：海外インターンシップ及び国際奨学事業活動報告書(抜粋))

資料 D-1-1-1-11-② 海外インターンシップ等の活動報告

事業名称	産学連携による国際インターンシッププログラム	実施年度
		H24・H25
概要	<p>ブラッセルの日立製作所欧州事務所およびルーバン・カトリック大学を訪問し学生によるプレゼンを行い、大学教育と若者の就職活動のあり方について議論を行った。また、アメリカでは新たに北米本田の事務所を訪問し、ロビー活動について学んだ。(平成24年度)</p> <p>カリフォルニア州立大学サクラメント校政策協働センターと共同して、アメリカにおけるダム問題を始め、地域課題を行政と民間、研究機関が共同して解決にあたる事例をフィールドワークを交えて調査し、日本との比較について議論した。スタンフォード大学も訪問し、プレゼン、学生交流を行った。また、世界銀行なども訪問し、職員にインタビューなどを行った。(平成25年度)</p> <p>その他、ブルッキングス研究所やマンスフィールド財団、ジョージタウン大学などを訪問し学生の報告、議論を行った。(平成24年度・平成25年度)</p>	
派遣人数	H24年度：10名、H25年度：15名	

事業名称	学生主導型ゼミを核とした国際共同ゼミおよび指導体制の構築	実施年度
		H24・H25
概要	<p>九州大学が当番校として主催した合同ゼミで、事前学習とプレゼンテーション作成において学生が主体的に学び、発表するという点で大きな成果を上げた。また、ゼミ内での議論を積極的に行い、合同ゼミに備えた。合同ゼミでも中心的な役割を果たした。</p> <p>海外での活動は熊本の川辺川ダム問題に調査に赴き、積極的に調査し、プレゼン作りを行った。カリフォルニア大学において英語での発表も順調に行った。目標としていたPBLは達成された。</p>	
派遣人数	H24年度：10名、H25年度：15名	

事業名称	ミッション再定義準備経費(国際インターンシップ)	実施年度
		H24・H25
概要	<p>アメリカのマサチューセッツ大学にて学生による震災復興に関するプレゼンテーションを行った。また、ボストンの市議会では、熊本市市議会との比較に関するプレゼンテーションを行った。ベルギーにおいては、日系企業のEU投資戦略、日本とEUの関係についてレクチャーを受け、当地の大学において、プレゼンテーションおよびディスカッションを行った。(平成24年度)</p> <p>(西海岸コース) カリフォルニア州立大学サクラメント校及び政策協働センターを受け入れ先として、ダム問題における合意形成の問題、行政機関間の強力、民間と行政機関との強力関係等を本学学生からの報告をもとにした議論や講義とフィールドワークを交えて学んだ。</p> <p>(東海岸コース) ジョージタウン大学、ブルッキングス研究所、マンスフィールド財団などを訪問し、それぞれ学生が発表しそれに基づいて議論を行った。(平成25年度)</p>	
派遣人数	H24年度：10名、H25年度：25名	

(出典：①、②人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 D-1-1-1-12 教員の出張報告（一例）

3月8日11時より11日12時まで、ヨーク大学医療経済学研究センター（CHE）にて開催されたワークショップ **An introduction to measuring efficiency in public sector organizations: analytical techniques and policy** に出席し、公的サービスの供給における効率性評価の理論と技法について研修した。学んだトピックスは、**DEA(data envelopment analysis)**および**SFA(stochastic frontier analysis)**を使ったマイクロ病院経営データによる病院経営効率性の評価、個人データを用いたケア効果の評価であり、各トピックについて、ヨーク大学の専任教員による理論的背景の解説とPCによる実際の解析手法のトレーニングが実施された。いずれの技法も、出張者の研究テーマである地域医療システムの効率的運営の評価に応用可能なものであり、また公的サービス供給の適切な評価とは何か、社会的意義は何かについての規範的議論にも及んだことは、今後の研究および学部（経営学）大学院（マネジメント）の教育に反映可能なものであったと考える。

（出典：熊本大学旅費システム）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）海外インターンシップ派遣学生による報告会や国際奨学事業報告書における派遣学生の「得られた成果」の記述内容から、成果が上がっていると判断する。

観点 改善のための取り組みが行われているか。

（観点到に係る状況）

海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣については、学生から提出される申請書の内容について、申請の目的、渡航先での活動予定、安全性などを審査し、さらに学業成績を加味するなど、拡大国際交流委員会において、公正かつ公平な選抜を行うよう毎回改善のための取組が行われている。（中期計画番号 K51,53）

（水準）期待される水準にある。

（判断理由）国際交流委員会委員、学部長、副学部長及び海外インターンシップ担当教員で構成する拡大国際交流委員会で改善の取組が行われている。

4. 質の向上度の分析及び判定

分析項目 I 目的に照らして、国際化に向けた活動が適切に行われ、成果を上げていること。

(判定結果) 改善・向上している。

(判断理由) 本学部は、全学の国際戦略に則り、グローバル化する知識社会の中で法学・公共政策学分野を牽引できる創造的人材の育成を目指して、交流協定校や海外インターンシップ及び国際奨学事業による学生の派遣を行うとともに、教員による国際的な研究活動及び交流を推進している。さらに本学の大学間又は部局間交流協定校との学生交流及び学術交流を実施するとともに、学生の海外留学及び留学生の受入れ等については、いずれも計画に基づいて適切に実施されている。これらの国際化に向けた活動の中でも、とりわけ海外インターンシップ及び国際奨学事業による派遣学生については、第一期中期目標期間では実施していない活動であり、また派遣先での活動に関する報告書の内容からも成果が上がっているが明らかであり、国際化に向けた活動として、改善・向上している。

VI 男女共同参画に関する自己評価書

1. 男女共同参画の目的と特徴

法学部の男女共同参画についての目的は、熊本大学男女共同参画推進基本計画（平成19年3月策定）の目標（男女共同参画社会の実現を目指した就労・就学環境整備、人材育成、教育・研究の充実）と基本方針に基づき、全学的取組みへの参加と協力を通じて「全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進して行くこと」（同基本計画）に寄与することにある。

部局として策定した「熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針」（平成20年2月20日）は、全学「基本計画」を踏まえ、①男女の機会均等の実現、②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進、③就労・就学と家庭生活との両立支援、④政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、⑤男女共同参画を推進する教育・研究の充実、⑥ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供、⑦推進体制の整備によって構成されている。全学的取組みへの参加と協力を謳うとともに、新規採用の女性教員割合の数値目標の設定（平均3割超）、教員の公募要領への男女共同参画事項の明示、「育児に係る研究支援事業」の人文・社会科学分野および男性研究者への対象者拡大、専門教育におけるジェンダー関連科目の開設、女性教職員への職務配分の偏りの是正など、全学的にも率先事例や問題提起となる項目が盛り込まれた点に特徴がある。これらの項目のいくつかは、平成21年度において学部レベルまたは全学レベルで実現され、第2期中期目標期間を通じて維持されている。

部内の推進体制として「法学部男女共同参画推進委員会」を設け、全学への進捗状況報告に合わせて、毎年度の取組みと状況確認作業を行っている。委員構成に関して、部局構成員全体に目配せできるように委員3名のうち1名を事務系職員としている点が特徴である。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、在学生および教職員からは、性別にかかわらずその個性と能力が十分に発揮できる教育・研究・就労・就学にかかる内容の充実と環境の整備が期待され、地域社会や様々な事業体からは、男女共同参画についての見識を持ち社会で活躍できる人材の育成が期待されている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

新規教員採用における女性割合についての数値目標（3割）を大幅に上回り、教員構成全体でみてもクリティカル・マスといわれる3割の水準に達している点。

【改善を要する点】

各観点に照らし、特に改善を要する点はみあたらない。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目 I 方針等に照らして、男女共同参画推進に向けた活動が適切に行われていること。

観点 男女共同参画推進の方針等に照らして、当該方針等に基づいた活動が適切に実施されているか。

（観点到る状況）

熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針（資料 E-1-1-1-1）に沿い、男女共同参画に関する全学レベルでの政策形成と取組みに参加・協力することを通じて、就労・就学環境の整備に努めた。現在、大学全体の取組みとして、学内保育施設の運営、病児保育事業、育児に係る研究支援事業、育児・介護支援などの休業制度・短時間勤務制度・特別有給休暇制度、ハラスメント相談、介護相談など、様々な事業が展開されている。

「全学的な男女共同参画推進フォーラム」をはじめ全学が主催・共催するシンポジウム等に参加するとともに、学部長裁量経費などにより、日本学術会議主催「学術における男女共同参画推進の加速化に向けて」などにも参加して情報収集と課題の理解に努めてきた。

学部独自の試みとして公募要領に男女共同参画視点からの記述を設けたが、その後全学レベルでも同様の措置が採用され、今日にいたっている（資料 E-1-1-1-2）。数値目標として掲げた新規採用に占める女性の割合については、現在までのところ目標を上回っており、教員構成でみても3割に達した（資料 E-1-1-1-3）。これは、他の国立大学の法学系部局と比較しても高い水準にある（資料 E-1-1-1-4）。

ジェンダー関連科目の開講に関しては、全学からの財政的支援を得て、21年度後期より特殊講義「ジェンダーと法」を開講し（資料 E-1-1-1-5）、その後毎年開講している。この講義は開放科目としても位置づけられ、他学部生の受講・単位取得が可能となっている（資料 E-1-1-1-6）。（中期計画番号 K40）

資料 E-1-1-1-1 熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針

熊本大学男女共同参画推進基本計画にかかる法学部における取り組み指針

平成20年 2月20日 策定

本指針は、熊本大学男女共同参画推進基本計画（平成19年3月策定）の目標、方針に基づき、法学部における取り組みについて今後の検討課題も含め定めるものである。

指針の策定に当たっては、熊本大学男女共同参画推進計画の基本方針に沿うと同時に、国立大学法人熊本大学次世代育成支援行動計画（平成17年3月3日策定）などワーク・ライフ・バランスの視点も含め検討を行った。もとより、一部局としての取り組みには限界があり、全学的取り組みへの参加と協力が主な内容とならざるをえないが、本指針を策定することにより「大学及び各部局はこれを基にして、全学一体となって具体的な取組みを計画的に推進していくこと」（基本計画）に寄与しようとするものである。

1 男女の機会均等の実現

①採用、昇進、給与、研修、OJTの機会の平等、積極的是正措置の導入等

・教職員の募集に際して、積極的な広報を行い、優秀な女性の応募数の増加を図る。

法学部では従来から「人事を具体的に行うにあたって特に考慮すべき事項」として「女子学生の増加及び男女共同参画社会への動向を視野に入れる」としてきた。今後、教員公募にあたっては、他大学の事例も参考にしながら、男女共同参画の視点を堅持していることを対外的にも明示するよう具体的な検討を行う。

・教職員の業績評価に当たっては、男女を問わず出産、育児、介護等に従事したことを考慮する。

②学内外の女性教職員のネットワーク作りと参加の全学的取り組みを促進する。

2 男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し、意識改革の推進

①全学計画が掲げる取り組みに関して、参加・協力・促進する。

②制度・運用の検証・見直しにあたっては、性別による委員指定など、事実上女性教職員への職務配分の偏りが生じている場合があり、この点についての全学的対応も合わせて求めていく。

3 就労・就学と家庭生活との両立支援

①全学計画に掲げられる取り組みを支持し、促進する。

②熊本大学次世代育成支援行動計画の趣旨を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスを保障する職場環境・雰囲気醸成に積極的に取り組む。

③前項②の実現のために、新たな職務の付加にあたっては、人的手当てまたはスクラップ・アンド・ビルド等によって、学部全体ならびに教職員一人当たりの適正な仕事量の維持に努める。

④全学の「育児に係る研究支援事業」が自然科学分野の女性研究者に限定されている点に関して、人文、社会科学分野、また男性研究者にも対象を広げるよう働きかける。

4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

①新規採用の女性教員の割合の数値目標を全学の計画期間（平成28年まで）平均3割超（社会科学博士課程女子学生の割合32.2%を参考にした）と定め、教員構成比の割合の増加につなげる。

②学部長は、女性教職員との懇談の場を設けるなど、女性教職員の意見を学部運営に反映するよう努める。

③幹部教職員の女性比率の向上、性別による偏見のない教職員の業績評価など全学の取り組みを支持し促進する。

5 男女共同参画を推進する教育・研究の充実

「ジェンダーと法」などジェンダー関連専門科目の開設を検討する。また、そのための経費を通常枠とは別に全学的に措置するよう働きかける。

6 ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供

①全学が行う男女共同参画推進に関する定期的な実態調査、情報提供、統計処理に協力し、学部単位での評価・見直しにも役立てる。

②法学部における女性のロールモデルを紹介するとともに、学部紹介パンフレットやHP作成にあたってはジェンダーバランスに配慮する。

7 推進体制

熊本大学男女共同参画推進計画の規定に基づき、法学部男女共同参画推進委員会を設置し、計画・指針の進捗状況を点検・評価し、必要な対応を行う。また委員会運営のために必要な財源の措置を求め効果的運用をはかる。

8 指針の目標期間

全学の「第1期熊本大学男女共同参画推進基本計画」に合わせ、本指針の目標期間を平成20年度から平成28年度までとする。なお、中間評価についても全学の計画に合わせて実施する。

(出典：熊本大学法学部資料)

資料 E-1-1-1-2 公募要領 (下線太字が関連箇所)

平成21年5月21日
関係機関の長各位

熊本大学法学部長
山崎広道 (公印省略)

教員の公募について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
このたび、本学部では下記のとおり教員の公募をいたしますので、貴機関関係者各位にご周知知識くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 所属講座 法学科 市民法学講座
2. 職名及び人員 教授又は准教授 1名
3. 担当科目及び研究分野
 - (1) 担当科目 民法の講義と演習
(教養教育及び大学院教育にも従事していただきます。)
 - (2) 研究分野 民法 (財産法)
4. 応募資格 大学院博士 (後期) 課程を修了した方、これと同等の研究業績を有する方又は当該研究分野について優れた知識及び経験を有する方
5. 採用予定年月日 平成22年4月1日
6. 提出書類
 - (1) 履歴書
氏名、生年月日、現住所、学歴、職歴、取得学位・資格、所属学会・研究会名及び賞罰を明記したうえ、写真を貼付してください (様式随意)。 **なお、男女を問わず、出産、育児、介護に専念した期間があれば付記してください。**
 - (2) 研究業績一覧
 - ① 著書、② 論文、③ 判例評釈、④ 翻訳、⑤ その他の研究業績の一覧を作成したうえ、主要業績1点に◎印を、これに準ずる業績1点に○印を付してください。
なお、共同研究のものについては、自らの関わり方を明示してください。
熊本大学法学部のホームページ (<http://www.law.kumamoto-u.ac.jp/>) から「様式1」をダウンロードしてください。ホームページを参照できない場合は、熊本大学人文社会科学系事務部総務担当にご請求ください。
 - (3) 研究業績
上記研究業績の現物 (コピーでも可)。なお、主要業績及びこれに準ずる業績については、それぞれ800字程度の要約を付してください。また、主要業績及びこれに準ずる業績について、第三者から評価されたものがあれば、そのコピーを付してください。
 - (4) 教育経験の概要
教育経験のある方は、教育経験の概要を提出してください。
熊本大学法学部のホームページから「様式2」をダウンロードしてください。ホームページを参照できない場合は、熊本大学人文社会科学系事務部総務担当にご請求ください。
 - (5) 教育研究活動に関する抱負
採用後の教育研究活動に関する抱負をA4判2枚程度にまとめたものを提出してください (様式随意)。
7. 応募期限 平成21年7月31日 (金) 必着のこと。
8. 書類提出先 〒860-8555
熊本市黒髪2丁目40番1号
熊本大学法学部長宛
(注) 郵送の場合は書留とし、「市民法学講座教員公募書類在中」と朱書してください。
9. 問い合わせ先 熊本大学人文社会科学系事務部総務担当
TEL 096-342-2315
10. その他
 - (1) 選考過程で面接を実施することがあります。
 - (2) 選考結果については、本人に通知します。なお、提出書類は選考後に返却いたします。
 - (3) **熊本大学は男女共同参画を推進しています。選考にあたっては、男女共同参画社会基本法の精神に則り、適正に行います。**

(出典：法学部教授会資料)

資料 E-1-1-1-3 新規採用の教員構成比

採用年度	採用人数(職位内訳)	女性人数(職位内訳)	女性比率
平成 21 年度	3名(准教授3)	2名(准教授2)	66.70%
平成 22 年度	2名(准教授1、講師1)	2名(准教授1、講師1)	100%
平成 23 年度	1名(講師1)	1名(講師1)	100%
平成 24 年度	2名(准教授2)	1名(准教授1)	50%
平成 25 年度	3名(准教授2、助手1)	1名(助手)	33.30%
平成 26 年度	1名(准教授1)	0名	0%

(出典：各年度法学部人事委員会資料)

資料 E-1-1-1-4 国立大学法学系部局教員(教授・准教授・講師)構成

	教授		准教授		講師		合計			備考
	男	女	男	女	男	女	男	女	女性比率	
熊本大学法学部	13	1	10	7	0	2	23	10	30.3%	H.26.4.1 現在※
北海道大学法学部	36	3	17	3	0	0	53	6	10.2%	H.25.11.2 現在
東北大学法学研究科	26	6	13	7	1	1	39	14	26.4%	H.26.1.1 現在※
千葉大学法政経学部	23	3	22	4	1	0	46	7	13.2%	H.26.8.19 閲覧
東京大学法学部	72	3	10	0	—	—	82	3	3.5%	H.26.8.19 閲覧
一橋大学法学研究科・ 法学部	39	5	7	6	1	0	47	11	19.0%	H.26.8.19 閲覧
新潟大学法学部	14	0	8	5	1	0	23	5	17.9%	H.26.8.19 閲覧
金沢大学人間社会研究 域法学系	22	3	16	8	0	0	38	11	22.4%	H.26.8.19 閲覧
名古屋大学法学部・ 法学研究科	31	4	9	3	0	2	40	9	21.2%	H.25.5.1 現在※
京都大学法学研究科	47	3	12	6	4	1	72	15	17.2%	H.24.5.1 現在※
大阪大学法学研究科	19	2	12	1	1	0	32	3	8.6%	H.26.5.1 現在※
神戸大学法学研究科	38	4	15	2	3	1	56	7	11.1%	H.25.5.1 現在※
岡山大学法学部	19	2	9	3	0	0	28	5	15.2%	H.26.8.19 閲覧
広島大学法学部	19	2	9	1	1	0	29	3	9.4%	H.25.4 現在
香川大学法学部	9	1	9	3	0	0	18	4	18.1%	H.25.5.1 現在※
九州大学法学部・学府	32	5	25	3	1	1	58	9	13.4%	H.24.5.1 現在※

(出典：※は当該大学が公表している統計による。その他は当該部局が HP で公表している教員一覧から試算。教員一覧の作成年月が明示されていないものについては HP 閲覧日を記した。)

資料 E-1-1-1-5 特殊講義・開放科目：「ジェンダーと法」シラバス（抜粋）

【授業の目標】

本講義は、「ジェンダー」の視点から、諸々の法現象の分析を試みるものである。ジェンダーとは、生物学的な性別を意味するセックスに対するもので、「男らしさ」、「女らしさ」のように、社会的・文化的に形成された性別あるいは社会的・文化的な性のあり方を意味する。

法・法学の世界は一見中立的で公正なもののように見えるが、特定の価値観によって形成あるいは運用されている側面を有する。このような法・法学の世界に、ジェンダーの視点を導入して、これまで見えなかった問題を新たに発見し、現行法・裁判例・法実務・法学の世界、そして我々自身に潜むジェンダー・バイアスを明らかにし、その克服を目指す。

【授業の内容】

1. ガイダンス：ジェンダー法学とは？
2. ジェンダーとは何か（1）：ジェンダーとは？
3. ジェンダーとは何か（2）ジェンダー法学の意義
4. 女性の人権：女性の人権の歴史、女性差別撤廃条約、日本国憲法14条、24条
5. 家族・セクシュアリティ（1）：法律婚主義と脱制度化、同氏原則と夫婦別姓、離婚
6. 家族・セクシュアリティ（2）：同性婚、連帯契約
7. リプロダクティブ・ライツ／ヘルス：産む・産まない自由、人工妊娠中絶 ー母体保護法、墮胎罪ー
8. 女性への性暴力（1）：セクシュアル・ハラスメント、DV問題
9. 女性への性暴力（2）：ポルノグラフィー、買春規制問題
10. 雇用・労働：賃金・昇進差別、間接差別（コース別雇用管理）、労働時間・育児・介護休業
11. 軍隊と男女平等：女性兵士問題
12. 司法とジェンダー・バイアス
13. 男女共同参画（1）：男女共同参画とは？ー「基本法」の内容ー
14. 男女共同参画（2）：いまなぜ男女共同参画か？ 積極的差別解消措置、ワーク・ライフ・バランス

（出典：法学部シラバス）

資料 E-1-1-1-6 「ジェンダーと法」受講数

21年度の受講生の構成：合計 184人					
専門科目として受講	法学部	156	文学部	2	（他学部聴講）
開放科目として受講	文学部	13	教育学部	2	
	工学部	5	医学部	6	
22年度の受講生の構成：合計 134人					
専門科目として受講	法学部	79	文学部	1	（他学部聴講）
開放科目として受講	文学部	16	教育学部	2	
	工学部	1	医学部	2	薬学部 33
23年度の受講生の構成：合計 60人					
専門科目として受講	法学部	47			
開放科目として受講	文学部	5	教育学部	3	
	工学部	2	医学部	3	
24年度の受講生の構成：合計 52人					
専門科目として受講	法学部	42			
開放科目として受講	文学部	4	教育学部	4	
	工学部	1	医学部	1	
25年度の受講生の構成：合計 34人					
専門科目として受講	法学部	34			
開放科目として受講		0			

（出典：各年の受講登録名簿による）

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 全学的な取組みの成果として、子育て、介護、各種相談体制など教職員・学生への支援体制が充実した。このことは全学的取組みへの参加と協力を掲げる法学部の方針と合致する。

学部レベルでは、政策・方針決定過程への女性の参画拡大について、新規採用の女性教員の割合が平成22年以降で55.6%（新規採用9名中5名）となり、掲げた数値目標（3割）を大きく超えた。さらに、全体の女性教員比率も3割を超え（32.4%）、教授会構成員（教授、准教授、講師）に限っても30.3%となっており、クリティカル・マスの水準に達している。他の国立大学の法学系部局と比較しても高い水準にある。

専門教育科目としての「ジェンダーと法」も平成21年の開講以来、計464名の受講生を数え、他の授業科目のなかでの「ジェンダー」や「男女共同参画」についての言及も含め、男女共同参画についての見識をもった人材育成に貢献している。

これらのことから、男女共同参画推進の方針にもとづいた活動が適切に行われ、成果の状況も極めて良好であり、関係者の期待を上回ると判断される。

4. 質の向上度の分析及び判定

【重要な質の変化あり】

(1) 分析項目(方針に照らして、男女共同参画推進に向けた活動が適切に行われていること)

学部の方針に基づいて、第2期中期目標期間を通じて、男女共同参画推進にかかる全学的取組みに参加・協力する姿勢を維持してきた。学部レベルの変化では、とりわけ女性教員比率に関して、18.8% (平成21年4月1日現在) から32.4% (平成25年4月1日現在) へと大幅に上昇した(資料 E-1-1-1-7)。この教員構成における変化によって、政策決定過程での多様な視点の確保や学生に対するロールモデルの提示など直接的間接的効果が生み出されるものと評価している。

以上の点から、男女共同参画推進に向けた活動に関して、「大きく改善、向上し、高い質を維持している」と判断する。

資料 E-1-1-1-7 教員構成の推移

	教授		准教授		講師		助手		計			女性教員比率
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女	
H20年4月1日現在	15	0	10	4	1	0	0	1	31	26	5	16.1%
H21年4月1日現在	14	0	12	5	0	0	0	1	32	26	6	18.8%
H22年4月1日現在	13	0	11	7	0	1	0	1	33	26	7	21.2%
H23年4月1日現在	15	0	8	7	0	2	0	1	33	23	10	30.3%
H24年4月1日現在	15	0	8	8	0	2	0	1	34	23	11	32.4%
H25年4月1日現在	14	1	9	7	0	2	0	1	34	23	11	32.4%
H26年4月1日現在	13	1	10	7	0	2	0	1	34	23	11	32.4%

(出典：各年度法学部人事委員会資料)

Ⅶ 管理運営に関する自己評価書

1. 管理運営の目的と特徴

- ・法学部では、法学部としての教育・研究・社会貢献・国際化等の機能を発揮することを目的として下記のような管理運営体制の下で活動を行っている。
- ・本学部の管理運営体制として、法学部専任教員及び大学院法曹養成研究科と大学院社会文化科学研究科の一部教員からなる教授会を置き、学部の教育課程の編成に関する事項、学生の入学、卒業、学位の授与に関する事項、その他学部の教育又は研究に関する重要事項を審議している。また、社会貢献・国際化についても教員による委員会を組織して活動を行っている。
- ・事務組織として、教育研究推進部人文社会科学系事務ユニットを置き、総務担当（3名）及び教務担当（2名）により教育研究のサポートを行っている。
- ・本学部在学生保護者で組織する法学部後援会を設置し、定期的に懇談会を実施し、要望のあった事項については適宜運営に取り入れている。
- ・学校教育法施行規則第172条に規定する教育情報を含め、本学部に係る教育研究活動の状況については、全学及び本学部ウェブサイトにて適切に公表している。
- ・本学部の教育研究活動の文・法学部棟については、平成21年度までに耐震化改修を完了しており、併せて安全管理・バリアフリー化の推進を図った。
- ・法学部図書室において、雑誌類を保管する書庫は開架制を取っており、学生が自由に閲覧し必要な資料を複写出来るようにしている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴に照らして、本学部では、受験生、在学生及びその家族、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体を想定し、在校生からは快適な学習環境（施設設備等）を提供すること、受験生からは本学部の活動状況等の具体的情報を、広く、かつ迅速に発信すること、在学生の家族、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体からは、大学・学部の各種情報を提供すること等の期待を受けている。

2. 優れた点及び改善を要する点の抽出

【優れた点】

- ・教育研究設備における安全面（耐震化等安全確保）及びバリアフリー化等が行き届いており、危機管理（災害発生時等）への対応も十分に行われている。
- ・学生・保護者等からの要望を聴取し、運営（改善）に反映される仕組みが構築されている。

【改善を要する点】

- ・文・法学部棟における未改修施設の老朽化や、音響機材・設備の陳腐化により教育面等において支障が生じているため、改善が必要である。

3. 観点ごとの分析及び判定

分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること

観点 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

（観点に係る状況）

本学部においては、法学部専任教員及び大学院法曹養成研究科と大学院社会文化科学研究科の一部教員からなる教授会を置き、教育・研究に関する重要事項を審議している（資料 Z-1-1-1-1）。教授会の下には委員会組織を置き、学部執行部、さらには全学委員会との連携を図っている。（資料 Z-1-1-1-2）

また、事務組織としてユニット長、チームリーダー、総務担当（3名）及び教務担当（2名）を配置している。さらに、学部の研究・教育の支援業務を分掌する研究事務室（法学部図書室）に助手（1名）を配置している。

管理運営組織、事務組織はともに適正な規模・機能を有しており、かつ、学部内の関係委員会組織とも有機的連携体制を構築している（資料 Z-1-1-1-3）。（中期計画番号 K72）

資料 Z-1-1-1-1 法学部教授会の構成及び審議事項

（構成）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）法学部の専任の教授、准教授、講師及び助教
- （2）大学院法曹養成研究科の専任の教授及び准教授のうち、別に定めるところにより教授会が必要と認めたもの
- （3）大学院社会文化科学研究科の専任の教授及び准教授のうち、別に定めるところにより教授会が必要と認めたもの

（審議事項）

第3条 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び学部長候補者の選考並びに教員の採用及び昇任のための選考に関する事項を行う。

- （1）学部の教育課程の編成に関する事項
- （2）学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学士の学位の授与に関する事項
- （3）その他学部の教育又は研究に関する重要事項

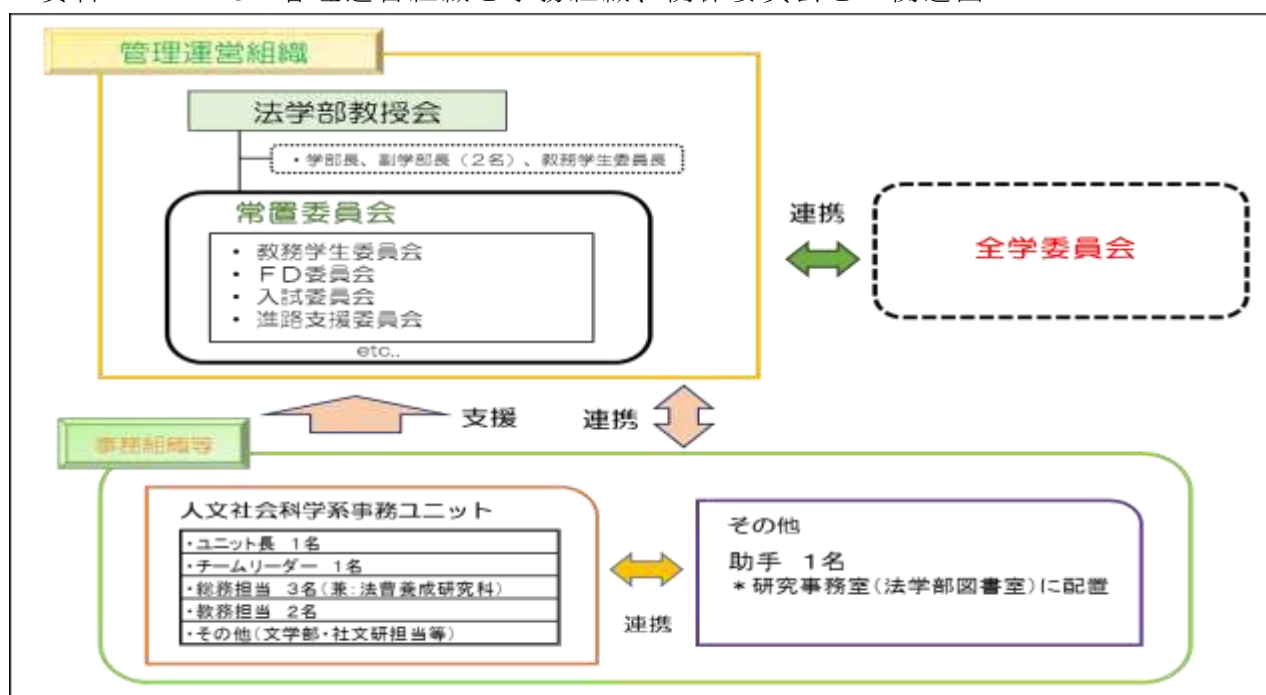
（出典：熊本大学法学部教授会規則）

資料 Z-1-1-1-2 法学部常置委員会の状況（H25年度）

名称	任期	委員数
・人事委員会	2年	5
・予算委員会	2年	4
・評価委員会	2年	5
・研究活動推進委員会	2年	5
・教務学生委員会	2年	7
・FD委員会	2年	3
・入試委員会	2年	4
・進路支援委員会	2年	3
・広報・情報化委員会	2年	4
・地域連携・国際交流委員会	2年	5
・人権委員会	2年	3
・小論文委員会	1年	4
・合同図書委員会	2年	5
・法学部男女共同参画推進委員会	2年	3

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

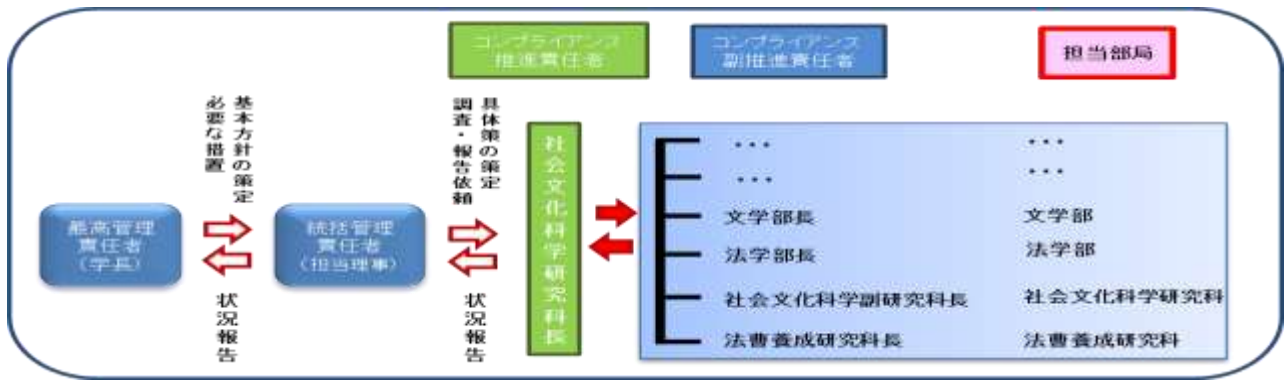
資料 Z-1-1-1-3 管理運営組織と事務組織、関係委員会との関連図



(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

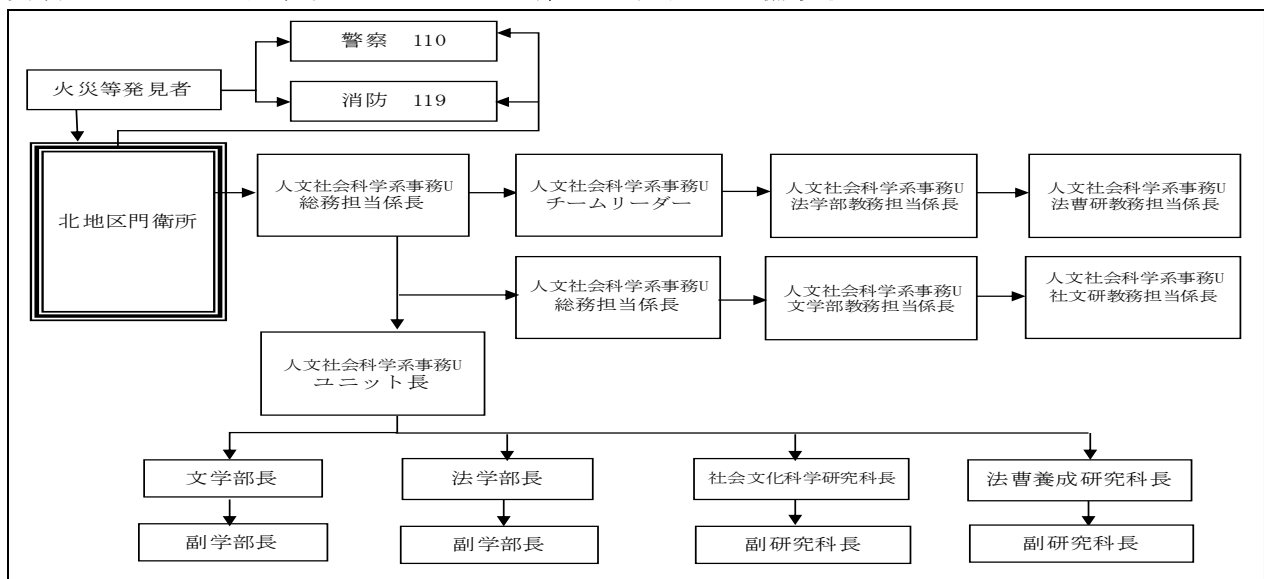
危機管理に係る組織的対応として、研究費の不正防止については「国立大学法人熊本大学における競争的資金等の管理等に関する規則」に基づき、本学部を含む人文系四部局において管理体制を構築している（資料 Z-1-1-1-4）。また、災害への備えとしては、緊急連絡網を整備し不測の事態に備えるとともに（資料 Z-1-1-1-5）、自衛消防組織を編成し、隔年で消防・防災訓練を実施しており、多数の学生・教職員（H25年度は約 200 名）が参加している（資料 Z-1-1-1-6）。

資料 Z-1-1-1-4 人文系四部局における競争的資金の管理体制



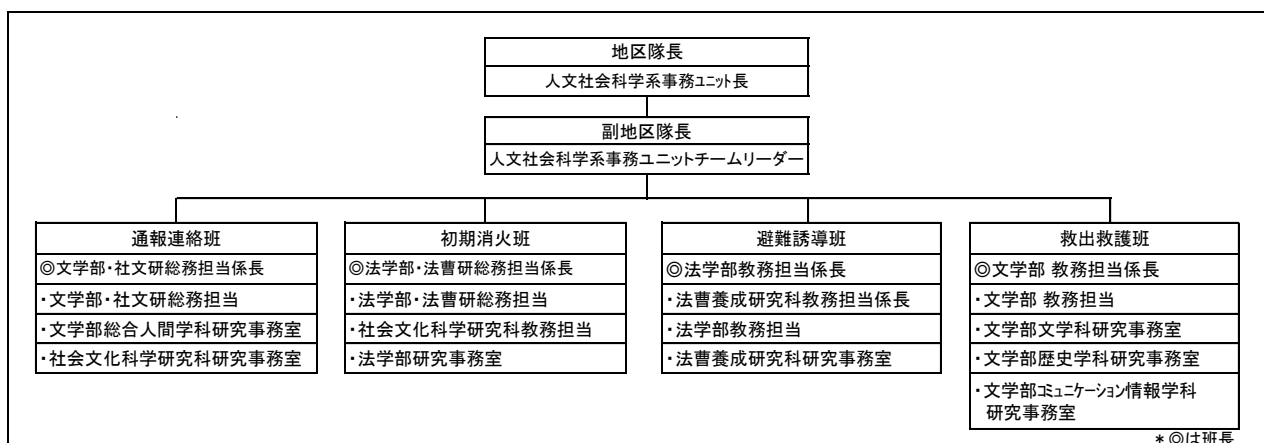
(出典：「熊本大学における競争的資金等の管理等における責任体制図」より抜粋)

資料 Z-1-1-1-5 災害発生時における緊急連絡網の整備状況



(出典：人文系四部局における緊急連絡網)

資料 Z-1-1-1-6 火災発生時の対応組織編成



(出典：自衛消防組織編成表(人文社会科学系地区隊))

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は、教育課程、人事等に係る事項を審議する教授会を置き、その下に14の常置委員会を設置している(前掲資料 Z-1-1-1-2)。教授会、常置委員会及び事務組織は有機的連携体制を構築しており、いずれの組織も適正な規模・機能を有している。また、危機管理面においても、研究費不正等のコンプライアンス及び災害への備え等に対し組織的に対応している。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

(観点に係る状況)

学生からの意見を聴取する場として、学長と学生との懇談会が例年定期的に実施されている(資料 Z-1-1-1-7)。各学部の学生代表が参加し、学習環境、生活面等様々な要望事項について意見交換を行っており、可能なものについては部局又は全学的に対応している。また、部局限りで対応可能な事項については、関係委員会等で検討の上、積極的に対応している。(資料 Z-1-1-1-8)。

また、本学部は、在籍する学生の保護者で組織する法学部後援会を設置し、当該役員と学部執行部による懇談会を定期的に開催し、保護者からの意見やニーズの把握に努め、運営に反映させている(資料 Z-1-1-1-9)。

担当教員による高校訪問、OB、OG、企業訪問等の広報活動や就職支援活動を通じ、卒業生、学生の就職先企業及び関係諸団体からの本学部への期待や要望の収集に努めているほか、事務職員については、教授会、各種委員会等に担当者が陪席することにより、適時意見等を提示・提案している。(中期計画番号 K68)

資料 Z-1-1-1-7 学長と学生代表との懇談会における要望事項等の一例(法学部)

年度 (実施日)	事項	要望事項等
H22年度 (H22.12.14)	授業改善について	授業アンケートをもっと反映させてほしい。
	自習室について	図書館以外の自習室の使用時間をテスト前だけでも延長してほしい。
H23年度 (H23.12.13)	福利施設について	昼食時の混雑がひどいので、食堂の数を増やしてほしい。
	屋外環境について	携帯電話の電波状況が悪い。
H24年度 (H24.12.12)	—	(法学部学生の意見なし)
H25年度 (H25.12.11)	ICT環境整備	Wi-Fi設備の充実(大学全体)
	駐輪場	駐輪スペースの拡充

(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 Z-1-1-1-8 学生からの要望を運営に反映させた事例

●事例(1) リフレッシュルームのロッカーについて	
【概要】	法学部リフレッシュルームのロッカーに長期間荷物が放置されているため、法学部研究事務室にて事前通知のうえ荷物を撤去し、放置防止のため鍵を取り外した上、利用ルールを作成・掲示した。 <反映時期> 平成25年度末から実施。
●事例(2) リフレッシュルーム開放時間延長及び土日・祝日開放	
【概要】	法学部リフレッシュルームの開放時間は平日18時までであったが、警備契約を変更し、平日・土日・祝日も8時～22時までに拡大した。これにより、隣接する法学部自習室の利用時間と統一され、休憩やロッカー利用のため利便性が向上した。 <反映時期> 平成25年度に検討し平成26年4月から実施。
●事例(3) 法学部学生自習室土日・祝日開放	
【概要】	附属図書館改修工事により、土日・祝日に自習室が使用できないため、平成25年度は法学部自習室を臨時開放していたが、図書館改修完了後も引き続き法学部自習室を開放してほしいとの学生からの要望により、平成26年度も平日・土日・祝日については8時～22時まで開放して。 <反映時期> 平成25年度から引き続き平成26年度に実施。
●事例(4) 学生ロビーコピー機設置	
【概要】	文・法学部棟の学生ロビーは学生の歓談・休憩及び自主学習スペースとして多数の学生に幅広く活用されており、さらなる利便性向上のため学生からコピー機の設置について要望があったことを受け、コイン式のコピー機を新たに設置することとした。 <反映時期> 平成25年度から実施。
●事例(5) 学生ロビー土日・祝日開放	
【概要】	学生ロビーの開放時間は平日のみであったが、学生からの要望により警備契約を変更し、平日・土日・祝日についても8時～22時まで利用可能とした。これにより、土日・祝日もコピー機が利用可となった。 <反映時期> 平成25年度に検討し平成26年度から実施。
●事例(6) 法学部図書室の開室時間等	
【概要】	法学部図書室については、従来は昼休み時間(正午～13:00)閉室としていたが、学生からの要望により、当該時間も開室することとした。また、夜間についても19時まで利用可能な日を設定した。 <反映時期> 夜間開室は平成24年度から、昼休み開室は平成25年度から実施。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 Z-1-1-1-9-① 法学部在学生保護者の組織体制

(名称)	第1条 本会は、熊本大学法学部後援会とする。
(目的)	第2条 本会は、熊本大学法学部における教育事業を通じて、その教育効果を上げることを目的とする。
(事務所)	第3条 本会の事務所は、熊本大学法学部(熊本市中央区黒髪2丁目40-1)に置く。
(事業)	第4条 本会は、次の事業を行う。 (1) 学校と家庭の連絡 (2) その他本会の目的を達成するために必要と認めた事項
(会員)	第5条 本会は、法学部に在学する学生の保護者で組織する。
(役員)	第6条 本会は、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 委員 若干名(内2名を常任委員とする。) (4) 会計監事 1名 (5) 顧問 若干名

(出典：法学部後援会会則より抜粋)

資料 Z-1-1-1-9-② 法学部後援会総会の実施状況

年度	日時	場所	参加者数	内訳
22	9月9日	くすの木会館レセプションルーム	14人	役員 9人 学部 5人
23	9月8日	法学部共用会議室	16人	役員 10人 学部 6人
24	9月12日	法学部共用会議室	16人	役員 10人 学部 6人
25	9月4日	法学部共用会議室	14人	役員 9人 学部 5人

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 Z-1-1-1-9-③ 平成 25 年度法学部後援会総会での意見交換例

●事例(1)後援会入会率について	
保護者	後年会の入会率がよくないため、入学時の案内を分かりやすくしてほしい。
学部	入学手続案内に同封する案内文書を改善したい。
●事例(2)大学生活について	
保護者	授業への出席状況や留年せずに進級できるのかが心配。
学部	年に2度、全学生の成績状況を確認しており、履修未登録者や成績不良者について演習担当教員に状況を確認し、保護者への連絡が必要と判断した場合は、お知らせしている。

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は、学生及び学外関係者から意見を聴取する場を定期的に設定し、ニーズの把握に努めるとともに、適切に管理運営に反映させている。特に在学生保護者に関しては、学部執行部と保護者代表との意見交換を実施し、情報提供・収集に努めており、可能なものについては適宜運営に反映させている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取り組みが組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

学部長及び副学部長は、教育研究・管理運営に係る全学委員会等、大学運営の根幹となる主要委員会の構成員となっている。また、本学部は14の常置委員会を設置(H25年度)し、執行部以外の構成員は役職を問わず延べ約60名が委員会業務に携わっている。常置委員会委員長は概ね関連する全学委員会委員を兼ねており、執行部と同様、全学の政策決定過程を踏まえた多面的な視点から学部の運営・管理を行うことにより、組織としての資質向上に努めている(資料 Z-1-1-1-10)。全学委員会で得た情報、新規ルール等については、各委員より教授会で個別に報告が行われ、周知されている。

また、全学教職員を対象とした情報セキュリティ研修等の各種研修の受講や、事務職員については、各職域に応じた研修の受講を組織として積極的に推進しており、学内はもとより学外への研修にも多数参加する等、資質の向上と自己研鑽に努めている(資料 Z-1-1-1-11)。(中期計画番号 K72)

資料 Z-1-1-1-10 常置委員会委員が所属する主な全学委員会（H25年度）

全学委員会の名称	関連する学部委員会
教務委員会	教務学生委員会(委員長)
教務委員会教員養成課程専門委員会	教務学生委員会(委員長)
教務委員会学芸員養成課程専門委員会	教務学生委員会委員
FD委員会	FD委員会
入学試験委員会	入試委員会
学生委員会	教務学生委員会委員(学生担当)
進路支援委員会	進路支援委員会(委員長)
同和・人権問題委員会	人権委員会
保健センター運営委員会	教務学生委員会委員(学生担当)
総合情報基盤センター運営委員会	広報・情報化委員会
セクシュアル・ハラスメント防止委員会	人権委員会
教職課程協議会	教務学生委員会
教養教育機構運営委員会	教務学生委員会(委員長)

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 Z-1-1-1-11 事務職員（人文ユニット）の研修受講状況

職名	参加者数(人)*				主な研修プログラム(主催)
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	
事務ユニット長	1	2	3		・国立大学法人等部課長級研修(国立大学協会) ・熊本大学ユニット長研修(学内) ほか
チームリーダー		3	2		・熊本大学チームリーダー研修(学内) ・勤務時間管理に関する研修(学内) ほか
係長	1	10	5	7	・九州地区係長研修(人事院九州事務局) ・九州地区国立大学法人等係長研修(九州大学他) ほか
主任	4	8	2	15	・九州地区学生指導研修会(九州工業大学他) ・情報システム統一研修(文部科学省) ほか
係員	3	7	16	3	・九州地区国立学校会計事務研修(琉球大学他) ・熊本大学中堅職員研修(学内) ほか
事務補佐員	8	2	5	2	・業務遂行能力向上研修(ビジネスマナー等:学内) ・共通スキル育成研修(タイムマネジメント等:学内) ほか
計	17	32	33	27	*参加者数は延べ人数

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部教員は、全学の政策決定過程へ参画等により、組織を運営・管理するための必要な資質向上を図っている。また、事務職員についても毎年職域ごとに学内外の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

観点 活動の総合的な状況について、根拠となる資料・データ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本学部では、組織の活動の活性化を目的として、全学的な自己点検・評価として「組織評価」を定期的(第1回:平成19年度、第2回:平成26年度予定)に実施し、公表している。(資料 Z-1-2-1-1)

また、全学的に実施される法人評価及び認証評価のための自己点検評価も定期的を実施しており、法学部評価委員会を中心に組織的取り組みを行っている。(資料 Z-1-2-1-2)

同様に全学的な自己点検・評価として、教員の個人活動評価を実施している。本評価は各教員が教育・研究・社会貢献・管理運営の各領域について毎年度目標を立て、年度終了時にその達成状況を自己評価し、さらに3年サイクルで部局長が各教員の評価を行う制度であり、各教員の資質向上を図るとともに、組織としての教育・研究の活性化に繋がっている。(資料 Z-1-2-1-3) (中期計画番号 82)

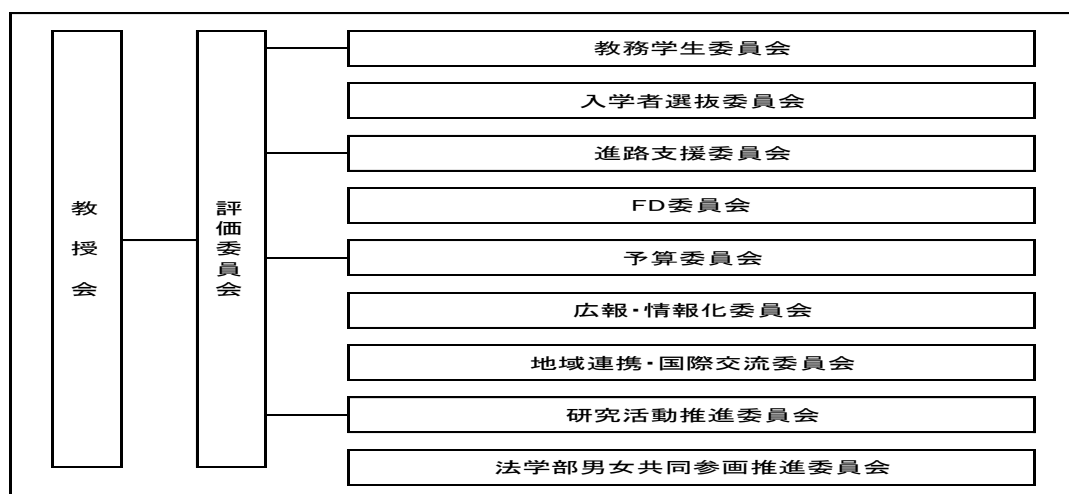
資料 Z-1-2-1-1 熊本大学組織評価における評価項目等 (第1回実施分)

<p>I 組織の目的と特徴</p> <p>II 教育の領域に関する自己評価 (1)教育の目的と特徴 (2)評価基準ごとの自己評価 1)評価基準1 教育の目的 2)評価基準2 教育の実施体制 3)評価基準3 教員及び教育支援者 4)評価基準4 学生の受入 5)評価基準5 教育内容及び方法 6)評価基準6 教育の成果 7)評価基準7 学生支援等 8)評価基準8 教育の質の向上及び改善のためのシステム</p>	<p>III 研究の領域に関する自己評価 (1)研究の目的と特徴 (2)評価基準ごとの自己評価 1)評価基準1 研究の目的 2)評価基準2 研究の実施体制 3)評価基準3 研究の成果</p> <p>IV 管理運営の領域に関する自己評価 (1)評価基準ごとの自己評価 1)評価基準1 管理運営の実施体制 2)評価基準2 施設・設備</p> <p>V 社会貢献の領域に関する自己評価 (1)社会貢献の目的と特徴 1)評価基準1 社会貢献の目的 2)評価基準2 社会貢献の実施体制 3)評価基準3 社会貢献の内容及び方法</p>
---	--

<http://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kihonjoho/hyouka/hyouka>

(出典:熊本大学ウェブサイト)

資料 Z-1-2-1-3 法学部における評価実施体制



(出典:法学部教授会資料)

資料 Z-1-2-1-2 法学部教員の個人活動評価の状況

この要領は、「教員の個人活動評価実施要項」に基づき、法学部において教員個人活動評価を実施するための必要な事項を定める。

1 評価領域

教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域とする。

2 目標の提示

学部長は、教員に学部の目標を提示する。(別紙参照)

3 活動目標及び努力配分

教員は、学部長が示す目標及び過去の実績を踏まえて、評価領域ごとに活動目標と努力配分を設定し、指定された期日までに「個人活動評価書データ」(TSUBAKI)に記載する。

(ア)教員の努力配分は、原則として次のように設定する。

評価領域	教育	研究	社会貢献	管理運営
(%)	30～50	30～50	0～15	5～15

(*)①各評価領域の合計が100となるように設定する。

②教員は、毎年度、各評価領域ごとに年度ごとの取組方法や具体的プロセス等を年度計画としてまとめ、指定された期日までに「個人活動評価書データ」(TSUBAKI)に記載する。

(出典：法学部教員の個人活動評価実施要領(抜粋))

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部は組織評価を実施し、評価結果については本学ウェブサイトにて公表している。また、各教員は毎年度、教員個人活動評価を実施し、組織における教育・研究活動の活性化に繋げている。なお、本学部教員の評価データ入力率は100%である。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 活動の状況について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による評価が行われているか。

(観点に係る状況)

本学部では、全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会(毎年度及び第1期：平成21年度、第2期：平成28年度予定)に、認証評価(第1回：平成21年度、第2回平成27年度予定)は認証評価機関に定期的に評価を受けている。(資料 Z-1-2-1-4) また、平成26年度に実施する組織評価では、経営協議会で検証を行うこととなっている。

さらに、評価とは直接の関係にはないが、本学部には在学生保護者による後援会を設置しており、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。(前掲資料 Z-1-1-1-9)

資料 Z-1-2-1-4 第1期中期目標期間(教育研究の状況)における評価項目

教 育		研 究	
I	法学部の教育目的と特徴	I	法学部の研究目的と特徴
II	分析項目ごとの水準の判断	II	分析項目ごとの水準の判断
	分析項目 I 教育の実施体制		分析項目 I 研究活動の状況
	分析項目 II 教育内容		分析項目 II 研究成果の状況
	分析項目 III 教育方法	III	質の向上度の判断
	分析項目 IV 学業の成果		
	分析項目 V 進路・就職の状況		
III	質の向上度の判断		

(出典：第1期中期目標期間評価における学部・研究科等の現況調査表)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部では、全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会に、認証評価は認証評価機関（第1回は大学評価・学位授与機構）に定期的に評価を受けている。また、平成26年度に実施する組織評価では、経営協議会で検証を行うこととなっている。さらに、在学生保護者による後援会を設置し、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

観点 評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われているか。

(観点到に係る状況)

全学的に実施する自己点検・評価である組織評価において、第1回評価実施後、主に改善を要する事項として評価した項目を中心に、学長から学部長へ改善勧告が出された。これを受け、本学部では課題の把握に努めるとともに、その後複数年にわたるフォローアップにより改善の取組みを行った。また、教員の個人活動評価においては、3年ごとの部局長による評価の際、評価結果としてコメントを付して各教員へフィードバックしている。

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由)

自己点検・評価実施に際しては、その評価結果に基づき、改善に向けた取組みを行っている。組織評価においては複数年にわたるフォローアップを行い、教員の個人活動評価においては、部局長から各教員へ対し評価結果を通知する際、コメントを付してフィードバックしている。以上のことから、関係者から期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)

観点 目的(学士課程であれば学部、学科または課程ごと、大学院であれば研究科または専攻等ごとを含む。)が適切に公表されるとともに、構成員(教職員及び学生)に周知されているか。

(観点到に係る状況)

本学部の目的は、熊本大学ウェブサイトに掲載し、広く社会に公表している(資料 Z-1-3-1-1)。また、構成員(教職員及び学生)に対しては、名年度作成する学生便覧に掲載し周知を図っており、新入生に対してはガイダンス実施時に周知を図っている。(資料 Z-1-3-1-2)。なお、学生便覧については毎年度全ての構成員に配布している。(中期計画番号 K84)

資料 Z-1-3-1-1 法学部の目的の公表例①



(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 Z-1-3-1-2 法学部の目的の公表例②

目 次	
I 法学部履修案内	
1 法学部の人材養成目標	1
2 法学部の教育目的	1
3 法学部の構成	2
4 法学部の学位授与・カリキュラム編成の方針	5
5 授業科目	7
6 履修に際しての注意事項	9
7 熊本大学法学部の教育方法	10
8 卒業要件	12
9 試験及び単位の認定	15
(* 以下略)	

(出典：法学部学生便覧)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部の目的は、大学ウェブサイトにて広く社会に公表しており、学部内においては、学生便覧に掲載することにより周知に努めている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表・周知されているか。

(観点に係る状況)

本学部における入学者受入方針(アドミッションポリシー)については、学生募集要項、本学部ウェブサイト及び法学部案内(パンフレット)等により、受験生に限らず広く社会

に公表・周知している（資料 Z-1-3-1-3）。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイトにて公表するとともに、毎年度作成し全構成員へ配布する法学部学生便覧に記載し、周知を図っている。（前掲資料 Z-1-3-1-2、資料 Z-1-3-1-4、資料 Z-1-3-1-5）（中期計画番号 K84）

資料 Z-1-3-1-3 本学部アドミッションポリシーの公表例



（出典：熊本大学法学部ウェブサイト）

資料 Z-1-3-1-4 本学部学位授与方針の公表例



（出典：熊本大学ウェブサイト）

資料 Z-1-3-1-5 本学部カリキュラムポリシーの公表例



(出典：熊本大学ウェブサイト)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 入学者受入方針(アドミッションポリシー)については、学生募集要項等により、受験生をはじめ広く社会に公表・周知している。また、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイト及び法学部学生便覧にて公表し、周知を図っている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 教育研究活動等についての情報(学校教育法施行規則第172条に規定される事項を含む。)が公表されているか。

(観点到係る状況)

熊本大学における教育研究活動の情報については、大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校教育法施行規則第172条に規定する各項目をもれなく網羅するものである(資料 Z-1-3-1-5)。さらに、本学部の教育研究活動状況等については、法学部ウェブサイトにおいて適切に公表している(資料 Z-1-3-1-6)。

資料 Z-1-3-1-5 熊本大学における教育情報の公表に係るウェブ・コンテンツ

【大学の教育研究上の目的に関すること】	【教育研究上の基本組織に関すること】 ○学科・課程等の名称 ○収容定員数
【教育組織等に関する情報】 ○教育組織について ・全学の教育研究組織、全学の管理運営体制 ・教養教育の実施体制(学部共通) ○教員(専任教員)の数 ・職種、男女別 ・年齢構成 ○教員の業績 ・熊本大学研究者情報(教員情報)	【学生に関する情報】 ○入学者に関する受け入れ方針 ○入学者の数 ○収容定員数 ○在学する学生数 ○卒業後の進路 ・編入学の状況
【教育課程に関する情報】 ○年間の授業計画(シラバス) ○授業法改善への取り組み	【学修成果に係る評価等に関する情報】 ○学修成果に係る評価 「厳格で適正な成績評価の基本的な考え方について」 ○卒業に必要な要件 ○取得できる学位 ○取得できる免許・資格等
【学習環境に関する情報】(略)	【学生納付金に関する情報】(略)
【学生支援と奨学金に関する情報】(略)	【教育課程を通じて修得が期待できる知識・能力の体系】 ○学位授与の方針・カリキュラム編成の方針
その他の公表情報(以下、略)	

(出典：熊本大学ウェブサイト)

資料 Z-1-3-1-6 本学部における教育研究活動の公表状況

●カリキュラム紹介 ・法律職公務員モデル ・企業法務モデル ・法曹モデル ・政策職公務員モデル ・企業政策モデル	●教員紹介 ・学部長挨拶・沿革 ・教員一覧
●研究成果 ・最新情報 ・熊本法学 ・人文社会論集 ・熊本大学法学会叢書 ・地域連携フォーラム叢書/21世紀地方自治叢書	●入試情報 ・最新情報・アドミッションポリシー ・入試日程 ・イベント情報
●進路情報 ・進路支援の概要 ・進路状況の概要 ・就職実績	●国際交流 ・最新情報 ・留学制度 ・留学体験記

(出典：法学部ウェブサイト)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 学校教育法施行規則第 172 条に規定される項目を含む教育情報については、大学ウェブサイトに掲載し、公表している。さらに本学部における教育研究活動については、本学部ウェブサイトに適切に公表している。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

分析項目Ⅵ 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)

観点 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

教育研究活動は、主に文・法学部棟を拠点に展開しており、それぞれ有効に活用している(資料 Z-1-4-1-1)。また、耐震化への対応として、文・法学部棟は本館第Ⅰ期改修を平成 20 年度に、本館第Ⅱ期改修を平成 21 年度に終えており、全ての建物について耐震化に対応している。バリアフリー化についても、ほぼ全ての出入口にスロープを整備するとともに、多目的(障がい者用)トイレ及びエレベーターも併せて設置している(資料 Z-1-4-1-2)。安全面に関しては、全ての出入口で夜間等自動施錠システムを導入しており、併せて、警備員による夜間巡回も実施している。平成 25 年度は、法学部図書室の夜間開室等に伴う防犯対策として、新たに非常時警報装置を設置した。(中期計画番号 K86)

資料 Z-1-4-1-1 文・法学部棟における施設・設備の状況(法学部関連)

区分	室名	面積
講義室	A-1 講義室	257 m ²
	A-2 講義室	165 m ²
	A-3 講義室	165 m ²
	B-1 講義室	305 m ²
	B-2 講義室	177 m ²
	B-3 講義室	177 m ²
	共同実習室	41 m ²
教員室	学部長室	42 m ²
	教員室(33室)	693 m ²
ゼミ室等	自主ゼミ室 1	27 m ²
	自主ゼミ室 2	31 m ²
	自主ゼミ室 3	28 m ²
	学生ロビー	47 m ²
	リフレッシュルーム	53 m ²
	自習室	50 m ²
	法学部教育プロジェクト推進室	20 m ²
	ミーティング室	13 m ²
図書室	書庫	42 m ²
	洋雑誌・洋判例室	43 m ²
	和雑誌・和判例室 1	63 m ²
	和雑誌・和判例室 2	84 m ²
	和雑誌・和判例室 3	63 m ²

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

資料 Z-1-4-1-3 文法棟における無線 LAN のアクセスポイント



(出典：総合情報基盤センター資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 文・法学部棟においては、南棟の LAN 配線改修や、学内無線 LAN のアクセスポイントを多数設置し、ネットワーク環境の整備を図り、ICT 環境の充実に努めている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

(観点に係る状況)

本学部には法学部図書室が整備され、雑誌、判例集、法令集、統計資料等の雑誌資料を保管している。雑誌類を保管する書架は開架制を取っており、学生でも自由に閲覧が可能となっている。また、図書室内には複写機4台を設置し、その場で必要資料の複写を行うことが出来る。図書室の開室時間等は、学生のニーズ・要望等に合わせて随時見直しを図っており、学生等に有効に活用されている(前掲資料 Z-1-1-1-8、資料 Z-1-4-1-4、資料 Z-1-4-1-5、資料 Z-1-4-1-6)。(中期計画番号 K90)

資料 Z-1-4-1-4 法学部図書室の開室時間等

開室時間	・10:00 ~ 17:00 (月曜日は22:00まで)
	* 6月~ 火曜日・木曜日 :10:00~19:00 * 昼休み時間(0:00~13:00)も開室している。
利用対象	・法学部、法曹養成研究科及び社会文化科学研究科の学生及び教職員
	* 申請書を提出すれば他学部教員も利用可
スタッフ	・法学部助手1名、有期雇用職員1名
	* 夜間は有期雇用職員(大学院学生)が対応している。

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 Z-1-4-1-5 法学部図書室の各室面積

室名	和雑誌・ 和判例室 1	和雑誌・ 和判例室 2	和雑誌・ 和判例室 3	洋雑誌・ 洋判例室	書庫
面積	63 m ²	84 m ²	63 m ²	43 m ²	42 m ²

(出典：法学部研究事務室資料)

資料 Z-1-4-1-6 法学部図書室における購入図書数

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
和書	33	52	28	20
洋書	29	39	28	39
雑誌	1,839	1,850	1,705	1,501

(出典：法学部研究事務室資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 法学部図書室は、法学部研究事務室の管理の下、雑誌、判例集、法令集、統計資料等を系統的に整備している。また、利用する学生等に対しても様々な便宜を図っており、有効に活用されている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

観点 自主学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

本学部における自主学習環境として、法学部学生自習室、自主ゼミ室及び教育プロジェクト推進室等を整備している(資料 Z-1-4-1-7)。自習室には、キャレル付きの個人学習スペース 24 席を整備し、授業の予習復習、各種資格試験等の自習学習スペースとして有効に活用されている。また、自主ゼミ室、プロジェクト推進室はグループ討論に、学生ロビーは学生の自習室・談話室として利用されている。また、各室とも無線 LAN を整備し、夜間も 22 時まで開放している。(中期計画番号 K89)

資料 Z-1-4-1-7 法学部における自主学習環境の整備状況

室名	面積	収容(座席)数	用途	開放時間
法学部学生自習室	50 m ²	24 名	学生自習室(キャレル付) ※無線LAN有り	8:00~22:00
自主ゼミ室1~3	27~31 m ²	各室 約 20 名	グループ学習 自主ゼミ等	8:00~22:00
教育プロジェクト推進室	20 m ²	約 10 名	グループ学習 自主ゼミ等	8:00~22:00
学生ロビー	47 m ²	39 名	学生自習室 談話室	8:00~22:00

(出典：人文社会科学系事務ユニット資料)

(水準) 期待される水準にある。

(判断理由) 本学部における自主学習環境として、学生自習室、自主ゼミ室等を整備し、有効に活用されている。上記以外においても、授業の空き時間は各講義室も開放しており、学生の予習・復習等に活用されている。以上のことから、期待される水準にあると判断する。

4. 質の向上度の分析及び判定

- (1) 分析項目Ⅰ 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され機能していること。
 (判定結果) 改善・向上している。
 (判断理由) 事務組織については、H22年度の事務改編に伴い、業務の総点検を実施し、第1期中期目標期間(以下、第1期。)に比して大幅な効率化・合理化を図った。危機管理については、消防・防災訓練の実施(H23、H25)やコンプライアンス体制の構築等、第1期にはなかった新たな取り組みを行った点等において、改善・向上していると判断する。
- (2) 分析項目Ⅱ 活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 全学的に実施される法人評価、認証評価の自己評価を実施し、法人評価は国立大学法人評価委員会に、認証評価は認証評価機関に定期的に評価を受けている。また、平成26年度に実施する組織評価では、経営協議会で検証を行うこととなっている。さらに、本学部には在学生保護者による後援会を設置しており、本学部の運営等に関し意見を聴取する制度を設けている。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (3) 分析項目Ⅲ 教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。(教育情報の公表)
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 教育情報の公表については、熊本大学ウェブサイトにて全学的に公表されており、これは学校法施行規則第172条に規定する各項目をもれなく網羅している。さらに本学部の状況については、ウェブサイトにおいて、教育研究活動その他について適切に公表している。以上のことから、質を維持していると判断する。
- (4) 分析項目Ⅳ 教育研究組織泳ぎ教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。(施設・設備)
 (判定結果) 質を維持している。
 (判断理由) 施設・設備の状況については、建物整備(耐震化・バリアフリー化等)、ICT環境、図書室、自主学習環境ともに整備・充実を図っている。特にバリアフリー化については第1期(H21年度)の建物改修により、十分な整備が行われている。また、ICT環境についても、第1期に比して学内無線LANの増設等によるネットワーク環境の整備が図られている。以上のことから、質を維持していると判断する。